

近畿圏
近郊整備区域建設計画
都市開発区域建設計画

平成 13 年 10 月

国土交通大臣同意 平成 13 年 10 月 26 日

近畿圏
近郊整備区域建設計画
都市開発区域建設計画

平成 13 年 10 月

目 次

京都地区近郊整備区域建設計画（京都府）	1
大阪地区近郊整備区域建設計画（大阪府）	23
兵庫地区近郊整備区域建設計画（兵庫県）	43
奈良地区近郊整備区域建設計画（奈良県）	65
福井敦賀区域都市開発区域建設計画（福井県）	83
琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画（滋賀県）	101
京都中丹区域都市開発区域建設計画（京都府）	123
播磨区域都市開発区域建設計画（兵庫県）	141
和歌山区域都市開発区域建設計画（和歌山県）	167
伊賀区域都市開発区域建設計画（三重県）	187

京都地区近郊整備区域建設計画

平成13年10月
京都府

目 次

1. 計画の性格.....	3
2. 計画の対象区域.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の基本的方向.....	3
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項.....	6
6. 産業の業種、規模等に関する事項.....	6
7. 土地の利用に関する事項.....	8
8. 施設の整備に関する事項.....	10
9. 環境の保全に関する事項.....	17
10. 防災対策に関する事項.....	19

京 都 府

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、京都地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した京都地区的区域を対象とする。

関係市町は、次のとおりである。

南丹地域

亀岡市、園部町、八木町

京都・乙訓地域

京都市（一部）、向日市、長岡京市（一部）、大山崎町（一部）

南山城地域

宇治市（一部）、城陽市（一部）、八幡市、京田辺市、久御山町、

井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会・経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本区域は、京都市北西部の桂川下流の亀岡盆地を中心とする南丹地域、京都市の既成市街地の周囲に広がる京都・乙訓地域及びその南側の宇治川以南の南山城地域の三地域に大別され、京都市や大阪市への通勤・通学圏となっている。

また、府域において最も人口、産業、都市機能の集積が高いが、国際競争の激化や産業の空洞化、情報化の進展、産業構造の変化、国内経済低迷の長期化等、産業をとりまく環境変化の中にあって域内の産業活力の低下が危惧されている一方で、我が国の21世紀を担う文化・学術・研究の新しい拠点となる「関西文化学術研究都市」を擁するなど、近畿圏における文化、学術及び研究の中核的な機能を担っている。

南丹地域は、京阪神大都市地域に近接しており、京都縦貫自動車道、JR

山陰本線の複線電化等交通網整備の進展に伴い住宅地の開発や企業誘致が進展してきている地域と、基幹産業である農林業の担い手不足等が進んでいる地域とがある。

今後は、豊かな自然環境を保全・利活用し、自然と調和した良好な定住環境の整備と、産業の振興が求められており、下水道をはじめ立ち遅れの見られる都市・生活基盤整備をさらに促進し、地域住民のニーズの多様化・高度化に対応した多様で高次な都市機能の充実・強化を図ることが必要である。

京都・乙訓地域は、その南部にJR東海道新幹線、中央自動車道西宮線等が位置し、京阪神大都市圏への交通至便地域として、早くから住宅開発、商工業集積が図られてきた。府域において人口、産業等が最も集積した地域であり、大阪・神戸などとともに、近畿圏の多核格子構造の一翼を担う京都都市圏の中心的なエリアを形成している。しかし、急速な都市化の進行に伴う道路整備の遅れが懸案となっている。また、自動車交通量の増加に伴う交通渋滞が発生しており、沿道環境の悪化を引き起こしている。

今後は、中枢圏域として、文化・経済・社会活動等の枢要な位置を維持していくため、成長産業の集積促進、京都市を中心とした都市の空洞化や工場、大学等の流出傾向に歯止めをかけるほか、広域幹線ネットワークの整備を推進するとともに、都市公園等快適で利便性の高い都市生活を支える生活基盤施設の整備等を図り、魅力的で活力ある都市づくりを推進していくことが必要である。

南山城地域は、主に京都都市圏域、大阪都市圏域のベッドタウンとして、また商工業地域として発展してきた。木津川左岸の京阪奈丘陵で建設が進められている関西文化学術研究都市では、国際的な研究機関等の集積が進みつつある。これに隣接する木津川右岸地域においても、第二名神高速道路、木津川右岸運動公園（仮称）等の大規模プロジェクトが動き始めており、地域全体が大きく発展する可能性が高まっているが、一方では、工場等の流出など産業活力の低下が懸念されている。

関西文化学術研究都市のさらなる発展に向けて、高度な文化学術研究機能を担う多様な中核的施設や民間研究施設等の整備、居住環境の整備、都市機能の整備、広域的な交通施設、情報通信施設の整備等を推進するとともに、木津川右岸地域においても、自然環境と調和した住宅、産業拠点、レクリエーション拠点の整備など、関西文化学術研究都市の諸機能との有機的な連携を踏まえた地域整備を進めていく必要がある。

(2) 国際的な文化・学術の中心地である京都市域や、大阪湾臨海地域等との連

携の強化を図るため、京都縦貫自動車道、第二名神高速道路、第二京阪道路、京都高速道路等の幹線道路整備やJR山陰本線、奈良線等の複線化・高速化を推進する。

南丹地域については、近自然生活を実感できる定住環境の整備を図るため、市町の先進的な環境施策との連携を図りながら、安全かつ機能性・快適性に優れ、環境に配慮した秩序ある都市の形成を促進し、京阪神大都市地域との時間距離を短縮し、活発な交流により地域の活性化及び産業振興を図っていく。そのために、JR山陰本線の複線化、京都縦貫自動車道の4車線化等の機能強化推進、阪神方面への新たな連絡道路の調査を進め、都市近郊の利点を活かした農林業振興を図るとともに、大都市地域との交流を促進し、地域の豊かな自然環境や地域文化を活用した広域的な交流促進を図る。

京都・乙訓地域については、安全で快適な生活環境の充実を図りつつ、京都縦貫自動車道、京都高速道路、地下鉄東西線等都市交通基盤の整備と連携し、駅周辺の市街地再整備や土地の高度利用化によって、都市機能の再編・集積を図る。また知的産業インフラを活用し、南山城地域にかけて将来の京都経済を支える地域として産業の拠点を整備する。さらに、京都御苑内に建設予定の京都迎賓館、歴史文化を活かした地域づくりをめざす「歴史街道計画」、豊かな河川空間を利用した淀川河川公園等、文化首都圏としての多様な取り組みと連携し、豊富な自然・歴史文化資源を保全・活用しながら、都市近郊レクリエーション機能の充実を図る。

南山城地域については、京都都市圏、阪神都市圏、関西文化学術研究都市との連携や域内各地域の機能分担を図るとともに、交通網の整備を推進し、産業振興や防災時の安全対策等共通の課題に対し、連携して対応できる圏域構造の確立をめざす。

関西文化学術研究都市において、国立国会図書館関西館（仮称）、「私のしごと館」、光量子科学研究センターなど中核的な文化学術研究施設の整備を促進し、これを活用するとともに、次世代情報通信網や快適で良好な生活環境、都市基盤施設の一層の整備を図ることにより、国際化・情報化・高齢化・技術革新、多様な生活ニーズ等に対応した21世紀のパイロットモデル都市にふさわしいまちづくりを推進する。

また、木津川右岸地域において、第二名神高速道路の整備と連携し、関西文化学術研究都市と相互に機能を補完し合う産業、住宅、レクリエーション等の機能を有する都市圏の形成を推進する。

既成市街地においては、ターミナル周辺の整備や、商業、業務等の機能を果たすことのできる市街地の整備、生活道路、公園等の住環境の基盤整備を促

進する。

- (3) この計画の推進に当たっては、財政状況等に配慮し、その弾力的運用を図るとともに、農地、林地等の用途転換及び水資源の確保が必要なものについては、これらと十分調整をはかるものとする。

さらに、環境の保全を図るとともに、農林地の保全、治山治水事業による災害防止、文化遺産、歴史的環境の保護保存について適切な考慮を払うものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 今後、京都・乙訓地域における人口増加は、相対的に鈍化するものと見込まれるが、関西文化学術研究都市の建設や、住宅地開発が進みつつある南山城地域における人口増加はなお続くとともに、南丹地域においても、交通網等の整備と並行し、人口が増加するものと予想されるため、本区域の人口総数は、平成12年の1,361千人から、平成17年には26千人増加し、おおむね1,387千人になるものと見込まれる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の、年少人口209千人、生産年齢人口972千人、老人人口179千人から、平成17年には年少人口208千人（対平成12年比0.3%減）、生産年齢人口954千人（対平成12年比1.9%減）、老人人口225千人（対平成12年比25.5%増）になると見込まれる。
- (3) 本区域の常住地就業者数は、平成12年の633千人は横ばいで推移し、平成17年においても633千人であると見込まれる。
- (4) 労働力の需給状況については、我が国の経済・社会の変化に伴い、産業・就業構造等に影響を及ぼしているが、特に、高齢化の進展、若年者層の労働力人口の減少など緊急的・中長期的観点による総合的な対策が重要であるため、経済動向、雇用動向の的確な把握のもとに、雇用の安定・雇用機会の創出の対策を的確に実施する。また、高齢者や障害者を含めた働く意欲のある人々の就業機会の確保、地域の雇用開発を行うほか、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、急速な技術革新に対応した人材育成の場等の整備を行う。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

本区域においては、広域交通ネットワークの計画的整備や情報通信網の整備と併せ、京都市都心部や大阪湾ベイエリア及び関西文化学術研究都市との連携等を考慮に入れた地域整備プロジェクトの展開等を通じて、産業機能の高度化と集積の促進を図るとともに、それらを支える基盤施設、都市環境の整備を促進する。

農業については、収益性の高い都市近郊農業の振興を図るため、担い手の確保、生産基盤の整備、消費者ニーズや市場の動向に敏感に対応しうる流通体制の強化等を図るとともに、農産加工や直売、観光、レクリエーションとの連携など多面的な地域産業政策の展開を図る。

(1) 農林業については、大都市への近接性という立地条件を活かし、消費動向への敏感な対応と多様な流通、施設園芸をはじめとする高度な技術に支えられた収益性の高い野菜、花き等の都市農業や茶等の生産の振興と併せて地域林業の一層の振興を図る。さらに、農林業経営の安定と優良農地の確保を図るため、担い手育成型ほ場整備や基幹農道等の整備を地域特性をいかして進める。また、森林・農地の有する公益的機能を發揮できるよう、農山村の生活環境整備や林道・森林整備関係事業を推進するとともに、農林家の担い手の育成確保を図る。

また、産地間競争を生き抜くため、近年の消費者ニーズに的確に対応した高品質化・安全性の確保を図るとともに、環境にやさしい農業による安全安心な農産物の生産拡大やブランド化、特產品づくりを推進し、農産加工の推進や直売、朝市等の整備、市民農園・観光農園の活用など立地をいかした多様な都市・農村交流型農業を推進する。

さらに、関西文化学術研究都市の農業資源研究センターでの研究成果を活かした新しい農業技術を開発する。

工業については、京都市都心部及び関西文化学術研究都市における高次の研究開発機能との連携、情報・交通基盤等の整備を念頭におきつつ、地域整備プロジェクトの展開による拠点開発や面的整備にあわせて、研究開発、流通・情報業務、中枢管理など高度な産業機能の集積を促進する。また、伝統工芸産業とハイテク産業の融合化や、起業化を促す環境づくりの推進等により、次代の京都を担う付加価値の高い新しい産業の創造を図る。

南丹地域においては、豊かな自然と京阪神大都市地域との近接性を活かし、京都の伝統産業と近代産業の融合による21世紀の京都の新たな生活文化の創造と産業の活性化を目指す新しい産業拠点「京都新光悦村」の整備の推進等を通じて、高次産業機能の整備を図る。

京都・乙訓地域から南山城地域にかけては、京都市都心部及び関西文化学術研究都市における文化・学術・研究機能の集積を活かし、我が国の産業の発展をリードする21世紀の成長産業拠点「京都ＩＴバザール」の形成をめざす。

商業等については、地域コミュニティの核としての役割を担い得る商業集積の形成を図る。また活力の失われつつある駅周辺地域等の既存商業地においては市街地の再整備とも連携しながら中心市街地の活性化策をはじめとしたハードとソフト両面からの総合的な商業振興策を推進することにより、商業を核とした地域の活性化を図る。

また、豊かな自然・歴史・文化資源を活かしつつ、歴史街道計画の推進を図る等、京阪神大都市地域に近接する恵まれた立地特性を活かしながら、新たな観光文化交流拠点の形成を図る。

- (2) 本区域の従業地就業者数は、平成12年の、第1次産業10千人（2.2%）、第2次産業152千人（33.5%）、第3次産業293千人（64.3%）から今後は、第3次産業就業者数がさらに増加し、平成17年には、第1次産業9千人（1.9%）、第2次産業148千人（32.5%）、第3次産業299千人（65.6%）になると見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

- (1) 産業活力を向上し、近畿圏における文化・学術及び研究の中核的機能を担う、魅力ある地域となることが必要であり、土地利用と一体となった交通網の整備を進め、利便性・効率性の高い都市構造にすることが必要である。また、本区域は高度経済成長期を通じて、急速に住宅市街地が拡大したため、一部に過密化や生活道路、公園・緑地、下水道等の都市基盤整備の立ち後れが見られる。このため、今後の住宅需要の推移に的確に対応するとともに、既成市街地の再整備や都市基盤施設、新市街地の計画的な整備等を促進し、良好な居住環境の形成を図っていく。

京都市周辺諸都市においては、広域幹線道路等の整備と連携しつつ、産業、研究開発、流通、サービス等の機能を集積した拠点整備により、日常生活圏としての自立性の高い都市核が多数存在し、相互に交通・情報手段で結ばれるような都市づくりを進める必要がある。

南丹地域では、京都縦貫自動車道の整備効果等を活かしつつ、住宅、産業、学園等各種機能を適切に配置しながら、田園と調和した緑豊かな市街地を計画的に整備する。

京都・乙訓地域及び南山城地域では、歴史・文化・伝統などに根ざした都市景観との調和や街全体の空間バランスにも配慮した住宅市街地を整備するとともに、ハイテク産業集積や関西文化学術研究都市の研究成果を活かした21世紀の京都経済をリードする新しい成長産業拠点を整備する。

関西文化学術研究都市において、自然環境の適正な保全を図りつつ、文化学術研究施設や、良好な環境を有する住宅市街地の整備を推進し、京田辺・木津・精華地域について、環境共生都市（エコシティ）の実現に向けて都市環境計画に基づいた整備を推進するとともに、木津川右岸地域において、第二名神高速道路等の整備を踏まえた地域整備を図る。また、本地域は、天井川が多く、城陽市の山砂利採取跡地もあることから、治山、治水対策に十分配慮した整備を検討する必要がある。

(2) 本区域では、都市基盤の整備、第二名神高速道路の整備等高速道路網の整備、市街地の再開発、関西文化学術研究都市の建設等を背景とする都市機能の高度化・再編を促進する各種プロジェクトの展開等により、各地域に複合都市群の形成をめざしており、各地域の自然的条件、社会的特性に十分配慮した計画的土地利用を誘導していく必要がある。このため、将来の本区域内の各地域のポテンシャルに対応して、土地利用の適正化、土地の有効な利用及び災害の防止を図ることを基本に、国土利用計画及び京都府土地利用基本計画に沿った適正かつ合理的な土地利用の実現に努めるとともに、関係機関と十分協議・調整し、都市的土地利用、農林業的土地利用の調整を図ることにより、それぞれの地域特性を活かした都市群を形成する。

また、土地利用関係法令等の適切な運用に努め関係機関と十分協議し、調整を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を推進していく。

南丹地域においては、JR亀岡駅前広場整備、土地区画整理事業等を推進し、居住・産業機能の充実を図りながら、商業・業務、教育・文化、医療等の高次都市機能をバランスよく集積させる。また、大都市地域との近接性を活かし、豊かな自然環境の保全と農業的土地利用との調整を図りつつ、自然と調和した都市・田園定住圏の形成を目指す。

京都・乙訓地域から南山城地域にかけて、広域交通網・情報通信網を活かし、成長産業の集積を進め、工場跡地についての有効利用を図りつつ、京都府産業の成長・発展をリードする豊かな産業・文化交流圏の形成を目指す。

京都・乙訓地域の既成市街地については、市街地再整備あるいは用途の転換・高度化によって都市機能の再編・集積を図る。また、優れた自然や、長岡京・平安京の時代から培われた歴史文化資源の保全・活用により都市近郊

レクリエーション機能の充実を図る。

京都市南部地域においては、地域の自然・歴史・産業環境を生かしつつ、都心部の歴史・文化に裏打ちされた知識・技術・情報と結びついた創造のまちづくりを進める。そのため、歴史的な町並みや自然との調和を図りつつ、交通・情報分野を含む都市基盤の整備を進めるとともに、新しい都市機能の集積や良好な市街地の形成を進める。

南山城地域については、木津川左岸の京阪奈丘陵で建設が進められている関西文化学術研究都市が文化・学術・研究の分野で世界的な中枢機能を発揮していくため、文化学術研究地区における中核的な文化学術研究施設等の立地及び良好な市街地の整備を推進するとともに、周辺地区における都市環境の充実を促進する。

木津川右岸地域においては、第二名神高速道路の建設に併せた南北アクセス交通の整備を検討・推進するとともに、環境に配慮した良好な住宅・流通・業務機能などを持つ市街地の整備及び城陽市東部丘陵における木津川右岸運動公園（仮称）の整備の促進を図る。

また、第二京阪道路や京都第二外環状道路の整備計画のある地域においては、その立地条件を活かし、流通・業務・商業機能を備えた市街地の整備を図る。さらに、主要駅の周辺整備と併せ、商業拠点の形成や住宅需要に対応した既成市街地の再整備を促進する。

農山村については、都市近郊農業の振興を図るための基盤整備、地域特性を活かした産地形成を行うための整備を進めるとともに、生活環境の整備を進める。林地については、森林の持つ国土保全、水源涵養等の公益的機能に配慮し、その適正な管理と保全に努める。また、市街地周辺部においては、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図る。

なお、本地域においては、地価の安定と適切な土地利用の確保を図るため、「京都府総合土地対策大綱（平成2年3月策定）」により総合的な土地対策を講じているが、引き続き土地取引の届出制等を通じて、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

8. 施設の整備に関する事項

本区域の秩序ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づき、それぞれの地域の資源や特性を最大限に発揮することができる地域整備プロジェクトを積極的に展開することにより、全体として近畿圏における個性的で魅力のある地域核となりうる地域構造を確立していくことを目標として、施設の整備を図る。その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

自然と調和したアメニティの高い市街地形成、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的に十分な治水対策を配慮した宅地開発事業を推進し、良好な住宅用地、工場用地等を確保する。

イ 住宅用地

総合的生活環境を重視しつつ、公共施設や宅地規模の面で一定水準を確保できる計画的な宅地開発を促進することとし、土地区画整理事業等を促進するとともに、加茂駅周辺（加茂町）、祝園駅西（精華町）のまちづくり総合支援事業を進める。また、関西文化学術研究都市に関連する拠点として三山木（京田辺市）について、まちづくり総合支援事業の導入を検討する。

さらに、既成市街地周辺における計画的な市街地の整備を図るため、伏見西部第三・第四・第五、上鳥羽南部、洛西第二（京都市）等の土地区画整理事業等を推進する。

ロ 工場用地等

社会・経済や産業構造などの状況変化により移転する工場等のリストラクチャ、また、IT関連など新しい産業や都心部既存産業の新たな展開と転出の受け皿としての機能等を果たすために適正地の確保を図り、工場の計画的な立地誘導を推進しつつ整備を進める。

ハ 関西文化学術研究都市

世界的な文化・学術・研究活動の場としてふさわしい都市機能及び自然環境と調和のとれた人間性豊かで安全快適な居住環境の形成を図るため、関西文化学術研究都市における南田辺北（京田辺市）、木津南、木津中央（木津町）等の土地区画整理事業等を促進する。また、鉄道との結節点となる三山木（京田辺市）、祝園駅西（精華町）、木津駅前（木津町）において、アクセス道路の整備と都市核の形成を図るため、土地区画整理事業を促進する。

(2) 交通施設

環境への負荷の低減に努めながら、複数の交通機関の連携、既存ストックの有効活用、ネットワークとしての代替性・多重性の確保等を進めつつ、多様なニーズに対応した安全で利便性の高い交通体系の形成を図る。

本区域においては、日常化しつつある渋滞や混雑の解消をめざして、交通

機能の強化を行うとともに、第二名神高速道路の整備計画、関西文化学術研究都市の建設等に対応した広域交通ネットワークの整備・充実を図る。なお、その整備に当たっては、土地利用との整合を図るものとする。

また、最先端の情報通信技術等を活用し、道路交通の安全性、輸送効率、快適性を飛躍的に向上させるため、高度道路交通システム（ITS）の導入を積極的に推進する。

イ 道路

関西文化学術研究都市や関西国際空港等へのアクセスとして、高規格幹線道路など広域幹線道路網の整備推進を図るとともに、府県際交通や地域内交通ネットワークの整備を図るために幹線道路等の整備を推進する。

整備を進める主要道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路 第二名神高速道路、中央自動車道西宮線

京都縦貫自動車道

地域高規格道路 第二京阪道路、学研都市連絡道路、洛南連絡道路、
京滋バイパス

一般国道 1号、9号、162号、163号、307号、372号、477号

主要地方道 八幡木津線、生駒井手線、枚方山城線、上狛城陽線、京都守口線、亀岡園部線、大山崎大枝線、京都広河原美山線

街路 石見下海印寺線、京都宇治線、山手幹線、外環状線、宇治槇島線、六地蔵駅前線

京都～大阪間の淀川右岸における交通渋滞を解消するとともに、京都市の都市内交通の円滑化を図るため、京都都市圏の骨格となる自動車専用道路の一環として、京都高速道路の整備、京阪連絡道路の調査を進める。

また、北大阪地域と南丹地域を結ぶ地域高規格道路として京都中部阪神連絡道路の調査を進める。

南山城地域については、大阪地域と学研都市との交流連携を強化するため、地域高規格道路として学研都市連絡道路の調査を推進する。また、木津川右岸について、地域高規格道路として宇治木津線の調査を進める。

さらに、市町村道の整備とともに、安全、円滑かつ快適な道路交通環境の確保を図るため、交通安全施設等の整備を推進する。

また、都市内道路交通の円滑化をはじめとする都市機能の向上を図るため、阪急電鉄京都線桂駅以南の連続立体交差化について検討するとともに、京阪電気鉄道京阪本線淀駅付近の高架化事業を推進する。

ロ 鉄軌道

広域幹線鉄道であるとともに通勤・通学路線として重要な役割を果たすJR山陰本線については、輸送力増強と利便性の向上を促進するため、京都～園部間の複線化等の整備を推進するとともに、都市近郊路線としてJR奈良線の高速化・複線化等の整備を推進する。また、都市内交通の高速化を図るための京都市高速鉄道東西線の整備（六地蔵～醍醐間、二条～天神川間）を推進するとともに、烏丸線の南伸及び東西線の西伸（天神川以西）の検討を行う。

さらに、関西文化学術研究都市の建設等に伴うJR片町線の高速化・複線化等の整備を推進するとともに、京阪奈新線の京都府域への延伸計画及び片奈連絡線の計画を検討する。

北陸新幹線については、引き続き所用の調査を進める。

ハ 空港等

大規模災害時にヘリコプターの活用が有効であることから、ヘリポートについて検討を進める。

(3) 公園緑地

公園・緑地については、都市の安全確保や、生活空間や景観にゆとりとするおいを求めるニーズの高まりに対応した体系的な整備を進めるとともに、広域的なスポーツ、レクリエーション活動の場として計画的整備を推進する。このため、宝が池公園（京都市）等の大規模公園、西京極運動公園、桂川緑地（京都市）、木津川右岸運動公園（仮称）、園部公園（園部町）等の都市基幹公園及び住区基幹公園の整備を推進する。

また、豊かな河川空間や地域の歴史的資源等を活用した淀川河川公園の整備を促進する。

(4) 供給施設及び処理施設

今後の地域整備プロジェクトの推進に伴う生活環境の改善と公共用水域の水質保全等を図るため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

関西文化学術研究都市の建設をはじめとする地域整備の進展等による水需要の増大に対応するため、平成17年度における給水人口約1,386千人を目標に、京都府営水道広域化施設整備事業の推進、水道事業の整備、統合を促進し、水道用水の安定的な供給を図る。

ロ 下水道

都市生活の利便性・快適性を確保し、公共用水域の水質保全などうるおいのあるまちづくりを進めるため、平成17年度における下水道処理人口約1,372千人を目標に、桂川右岸流域、木津川流域、桂川中流域、木津川上流流域の各流域下水道事業並びに全市町の公共下水道事業等を推進する。

また、広域的な浸水被害の解消のため、関連公共下水道と一体となった桂川右岸流域下水道雨水対策事業を推進する。

ハ 廃棄物処理施設

多量の廃棄物等の発生に対処し、循環型社会を構築するため、地域の生活環境へ配慮しつつ、処理施設の整備を推進する。ごみ処理施設についてはダイオキシン恒久対策基準に対応できるよう既存施設の改造等を行うとともに、京都市及び城南衛生管理組合などにおけるごみ処理施設、船井郡衛生管理組合等によるリサイクルセンター等の各種処理施設の整備を促進し、さらに都市部における最終処分地の確保の困難性、不適正処理の防止等をふまえて、フェニックス計画への参画による適正処理など公共関与による広域処理を促進するとともに、廃棄物の減量化・再生利用を一層推進する。また、し尿及び生活排水の処理については、下水道整備との調整を図りつつ、また、地域の実情に応じ、し尿処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備、拡充を推進する。

(5) 河川、治山、砂防等

都市化、市街化に対応した治水安全度の向上を図るために、洪水、土砂流出対策や内水対策等を含む治水対策を図ることとし、桂川、西羽束師川、古川、大谷川、今池川等の河川改修事業を推進する。また、地域開発プロジェクトの推進に当たっては、広域基幹河川改修事業等の河道改修と併せ、内水対策、調節池の整備、森林の保全育成等の総合的な治山・治水対策を推進する。さらに、防賀川等における環境に配慮した河川改修など、自然とのふれあいや親水性にも配慮しつつ、まちづくりと整合のとれた治水対策を進める。

さらに、水需要の増大や地下水から表流水への転換等に対応するため、天ヶ瀬ダム再開発、南丹ダム等の洪水調整機能を有する新たな水源確保に努める。

砂防については、上下流の状況を勘案しつつ、木津川流域等の荒廃した渓流において砂防事業を推進する。特に、都市近郊の土砂災害を防止するため、坂川において通常砂防事業の推進を図るとともに、小塩（京都市）において地すべり対策事業を推進する。また、市街地近郊部における急傾斜地崩壊対

策事業の推進を図る。

治山事業については、集落・市街地に近接する山地災害危険地について重点的に、復旧治山事業や予防治山事業を推進するとともに、一乗寺音羽谷地区（京都市）及び西長尾地区（亀岡市）において、地域防災対策総合治山事業を推進するなど、水源の涵養機能の拡充強化、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出等森林の公益的機能の維持増進を図るため、淀川流域、神崎川流域の森林において事業を計画的、総合的に推進する。

(6) 住宅等

核家族化、建て替え等による住宅需要の増加等により、計画期間に必要な住宅建設戸数は約68千戸と見込まれるため、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公営の醍醐団地（京都市）の再整備を引き続き促進する。既設公営住宅のうち低質な住宅については、建て替えや改善事業により質的向上を図るとともに、中堅所得者層を対象とした特定優良賃貸住宅、高齢者層を対象とした高齢者向け優良賃貸住宅など公共住宅の供給を一層促進する。

さらに、住宅は、豊かさを感じられる生活の場であり、まちを構成する重要な要素として、より一層のゆとりや快適性が求められており、また、将来に向けて良質な住宅ストックの形成を図る必要があり、より一層の質の向上を図る。

また、地域の創意に基づき地域特性に見合った質の高い居住空間の整備を行うため、市町村のマスタープランの策定を促進する。

(7) 教育・文化・研究施設

イ 教育文化施設

本区域では、全体的に児童生徒数が減少傾向にあり、これに伴う小・中・高の学校施設において余裕教室の増加等が見られるようになっている。このため、生涯学習機会の拡充など多面的な視点から、学校施設の有効利用を進める。また、学校施設の老朽化に対応した建替え、児童生徒数の急増期に建設された校舎の大規模改造等を促進する。

大学等の教育研究機関については、大学同士及び関西文化学術研究都市に立地する学術研究機関との緊密な連携を図るとともに、経済・社会の変化に対応した新しい分野の教育・研究機能の拡充を推進し、京都大学の桂キャンパスの整備を推進する。また、総合地球環境学研究所の施設整備を推進する。

また、優れた文化・芸術を京都から全国、世界へと発信させていくため、文化・芸術を発表できる場や機会の充実に努めることとし、新しい京都文化の創意を触発するような文化施設の整備・誘致を図る。

さらに、関西文化学術研究都市内の人団定着に対応して教育文化施設の計画的整備を推進する。

□ 関西文化学術研究都市

京阪奈丘陵において建設が進められている関西文化学術研究都市は、21世紀における創造的で国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新しい拠点形成をめざす国家プロジェクトであり、近畿圏や我が国の文化・学術・研究の発展をリードしていく役割を担うものである。このため、本都市が新たな文化・学術・研究の拠点となることをめざし、創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発等の機能をもつ施設の配置を促進するとともに、情報通信基盤の整備、ソフト面における体制づくりを促進する。また、研究成果の府内産業への技術移転についても積極的な推進を図る。

さらに、ITなど新しい技術を最大限に活用し、総合的な情報処理センター及び図書館協力センターとしての機能などを果たす国立国会図書館関西館（仮称）の建設を促進する。

(8) その他の施設

イ 通信施設

地域インターネット等国的情報化施策の積極的な展開を図り、高度な情報通信基盤施設の整備を推進する。ケーブルテレビネットワークの活用など各地において高度な情報通信の利活用環境を整え、各地域がこれにより個性的な地域づくりを進めるため、京都府全域を結ぶ先導的な情報通信ネットワークの整備を推進する。

さらに、災害時においても電気通信網の機能確保を図るため、衛星通信の活用や伝送路の多ルート化等防災対策を推進して安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

□ 医療施設

人口の高齢化、疾病構造の変化等による医療ニーズの多様化に対応して、高度専門医療等の役割を担う中核的医療施設の整備・拡充や病院・診療所間の連携を一層強化するとともに、緊急医療体制の整備を促進する。さらに、関西文化学術研究都市の建設をはじめとする地域整備の進展に伴う医療需要の増大に対応するため、医療提供体制の計画的整備を図る。

ハ 職業能力開発施設等

近年の急速な技術革新、高度情報化、国際化等の経済社会の進展に対応する人材を育成するため、訓練内容の高度化に努めるとともに、労働者の生涯を通じた職業能力の開発、民間支援機能の充実等、地域における職業能力開発のセンターとしての機能整備を促進する。

また、関西文化学術研究都市において、職業に関する様々な体験機会や情報を提供する「私のしごと館」の整備を促進し、職業総合情報拠点としての活用を推進する。

ニ 流通業務施設

将来的な物資流動の円滑化を図る見地から、京都市都心部の南にあたるゾーンなど広域幹線道路等の整備に伴う新たな交通結節点等において、高度情報機能を備えた流通業務拠点の整備を促進する。

ホ 社会福祉施設

地域を基盤とした総合的な福祉サービスの充実を図るため、施設における指導・援助を必要とする人々が、できるだけ身近な福祉施設を利用することができるよう、適正配置に考慮した施設整備を進めることとし、知的障害児、肢体不自由児の療育拠点となる府こども発達支援センター（仮称）の整備や児童擁護機能・強度行動障害児の受入機能の充実を促進する府立桃山学園の整備並びに、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設などの障害者施設、老人福祉施設、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の計画的な整備を促進する。また、高齢者や障害者が地域や家族のふれあいの中で暮らしていくよう、生活空間のバリアフリー化や在宅ケアの一層の推進を図る。

ヘ 中央卸売市場

消費者ニーズの多様化、物流の変化等に的確に対応できる卸売市場の整備を図る。

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境保全関係法令、京都地域公害防止計画等に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等により、環境基準の維持達成を図るほか、事業の実施に当たっては、生活環境や自然環境を保全し、将来にわたって良好な環境を維持していくために、必要に応じ環境影響評価を実施するとともに、事業者と環境保全協定を締結する等、環境の保全に関する施策を積極的に推進する。また、これらの環境保全施策との有機的関連を保ちつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を計画的に推進し、環境の保全における事業者責任を徹底させるとともに、日常生活や都市の構造と関わりのあ

る都市・生活型公害や地球環境問題に適切に対応するため、環境基本法、京都府環境を守り育てる条例及び府環境基本計画等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な京都府社会を構築していく。さらに、環境情報の収集・分析・検索を行うための環境情報の蓄積整備を図り、これを活用した発生源対策や総量規制対策等の充実を図るとともに新たな環境汚染の監視に努める。

更に、自然公園法その他自然環境の保護、保全を目的とする法令による諸施策の総合的運用を通じて、自然環境の適正な保全に努めるとともに、快適な環境づくりを進めるため、自然環境の保全意識の啓発等を推進する。

イ 大気汚染については、発生源対策として、施設の届け出に当たっての事前指導の強化や、工場等に対する一般立入検査やばい煙測定等の監視の強化を図っていく。特に、大規模なばい煙排出工場に対しては、必要に応じて汚染物質の排出総量の削減のための指導を強化する。

ロ 水質汚濁については、産業排水対策として、工場・事業場に対して濃度規制及び有害物質の地下浸透防止の徹底を指導する。生活排水対策として、下水道、し尿処理施設、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備を図り、下水道においては窒素・燐等の削減を目的とした高度処理事業等を行うとともに、家庭からの汚濁負荷の削減と水質保全に関する府民意識の高揚を図るため、啓発事業等を推進する。

また、畜産排水対策等を実施する。

さらに、瀬戸内海の水質を保全するために、CODに係る総量削減計画、燐、窒素及びその化合物に係る削減指導方針に基づき、COD負荷量等の削減を図る。

ハ 亀岡市の農用地土壤汚染対策地域については、府営公害防除特別土地改良事業を引き続き実施する。

ニ 自動車排ガスや自動車交通騒音対策等については、発生源対策として、関係機関と連携した自動車騒音・排出ガスの最新規制適合車への代替推進、車両点検整備等の励行啓発、速度超過、整備不良車両及び過積載車両の取り締まりの強化を進めるとともに、低公害車等の普及等を推進し、さらに、それらに関する府民意識の高揚を図るため広報啓発を行う。

併せて、交通流・交通量対策・道路構造の改善、沿道対策等総合的な対策を推進する。

ホ 新幹線鉄道の騒音、振動については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに、沿線の土地利用の適正化に努める。

また、在来鉄道の新設、連続立体交差等の大規模改良に際しては、騒音

問題の未然防止に努める。

- ヘ 地盤沈下の傾向が認められる乙訓地域において引き続き、水準点測量による監視を行う。
- ト 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- チ 生活環境及び自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺において地域にふさわしい河川空間、自然公園、都市公園、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。
- リ 資源・エネルギーの面での循環・効率化を進めるため、事業者や府民を含めた全ての人々が、それぞれの役割に応じた行動を促進するための指針策定など、環境への負荷ができるかぎり少なくし、循環を基調とした地域づくりを推進する。

10. 防災対策に関する事項

本区域においては、梅雨前線豪雨や台風などによる被害が毎年のように発生していることから、各流域の自然的条件、社会的条件に基づき、人命の保護を優先しつつ、河川改修並びに土石流、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策など、計画的・効果的な治山・治水対策を積極的に講じていくだけでなく、災害発生時においての情報伝達の正確性・即時性が重要な課題となっている。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、家屋、道路をはじめ区域内の多くの施設が被害を受けたことから、建築物の耐震不燃化や都市施設の強化など、耐震性に十分配慮した整備を行う必要がある。特に、この地域には、日本文化を代表する文化財が数多く存在していることから、文化財の防災対策にも力を注ぐことが求められている。

さらに、都市化の進展に伴う大規模建築物の増加やオープンスペースの減少など、災害防止にかかわる新たな課題にも対処していかなければならない。

このため、京都府政推進の柱である府民の「安心と安全」を確保することを基本に、京都府地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。また、災害に強い多軸ネットワーク型の地域構造を実現するため、情報通信網、交通網等の多重化やライフラインの安全対策を講ずる等防災対策の一層の充実強化に努める。

(1) 震災対策に関する事項

阪神・淡路大震災にみられるように、大震災による被害は甚大かつ複雑である。従って、情報通信網、交通網の代替性・多重性を確保し、地震に強い

都市構造を形成することが重要である。このため主要道路、鉄軌道等の整備を行うとともに、緊急輸送路や広域防災拠点の整備を検討する。また、ヘリコプターの利用が有効であるとの観点から、大型機も離着陸できるヘリポートの整備について検討を進めるとともに、トンネル、橋梁等公共施設自体の安全性の確保のための技術開発を促進する。さらに、地上系防災行政無線に加え、衛星通信も活用できる安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークを整備する。

建築物の防災対策については、既存建築物の適切な維持・保全を図りつつ、耐震診断・改修を促進し、特に、廃棄物処理施設、府立施設等について、耐震性の強化を図る。また、落下物対策及びブロック塀等の安全化を図るとともに、震災時の消火用水を確保するため、耐震性貯水槽を整備する。

災害発生時には、ライフラインの確保が不可欠であることから、ガス・電気・通信施設について、施設の耐震化・不燃化や系統多重化、応急供給体制の充実等を促進する。水道については、浄水場施設の耐震性強化や他系統間の接続などを図るとともに、管路のループ化や給水拠点の整備、緊急遮断弁の設置など、緊急時給水設備の整備を行う。また、ライフライン共同収容施設としての共同溝等の整備を促進する。

さらに、救急医療情報システムの充実や、災害拠点病院の機能充実など、総合的な災害発生時の緊急医療体制の充実を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

風水害による災害を未然に防止するため、森林や農地の保全を図るとともに、治山・治水・土砂災害対策を総合的に推進し、風水害に強いまちづくりに努める。森林や農地を保全し、災害を防止するため、機能が低下した老朽たぬ池の改修や、農業用排水施設の整備を行うとともに、森林が有する水源涵養・防災機能を發揮させるため、適正な間伐・保育等の森林整備を一層積極的に促進し、さらに、荒廃森林において山腹緑化工事や治山ダム等の整備を行う。

洪水等による被害を防止するため、淀川においては、河積の拡大、漏水防止、樋門の改築等を促進し、桂川においては、河積の拡大、河道改修を行う。木津川については、漏水防止、無堤区間解消、内水対策として樋門改築等を促進する。

市街地等では都市型水害の解消を図るため、都市河川対策を重点的に進めるとともに、古川、大谷川など内水対策に係る河川の整備を推進する。さらに、都市内の面的な雨水排水対策として都市河川の整備と調整を図りながら、

公共下水道及び都市下水路の整備を促進する。

また、迅速かつ的確な災害対策と府民に的確な情報を提供するために、必要な情報を収集するシステムを整備するとともに、府民が災害に対して適切な行動がとれるよう被害予想や危険地域等に関する情報を提供する。このため、水害時の氾濫予測情報や土砂災害危険箇所の公開に努めるものとする。

都市近郊の土砂災害を防止するため、土石流危険渓流における通常砂防事業を推進し、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を推進する。

道路の安全性の確保を図るため幹線道路等の多重化を推進するとともに、道路情報ネットワークシステムの整備、道路防災対策の推進等を図る。また、山間部の道路においては、降雨による浸食や風化などにより、落石・崩壊等の危険個所となりやすいため、落石・崩壊等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所については、過去の被災要因などを調査点検し、必要な防災施設を設置する。

大阪地区近郊整備区域建設計画

平成 13 年 10 月
大 阪 府

目 次

1. 計画の性格	25
2. 計画の対象区域	25
3. 計画の期間	25
4. 計画の基本的方向	25
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	27
6. 産業の業種、規模等に関する事項	27
7. 土地の利用に関する事項	29
8. 施設の整備に関する事項	32
9. 環境の保全に関する事項	39
10. 防災対策に関する事項	41

大 阪 府

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成されたものであり、大阪地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、広く近畿圏各政策区域との連携による圏域全体の発展を視野に入れながら、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町村は次のとおりである。

豊中市、池田市（一部）、吹田市、高槻市（一部）、茨木市（一部）、箕面市（一部）、摂津市、島本町（一部）、豊能町（一部）、能勢町（一部）、守口市（一部）、枚方市（一部）、八尾市（一部）、寝屋川市、大東市（一部）、柏原市（一部）、門真市、東大阪市（一部）、四條畷市（一部）、交野市（一部）、富田林市、河内長野市（一部）、松原市、羽曳野市（一部）、藤井寺市、大阪狭山市、太子町（一部）、河南町（一部）、美原町、千早赤阪村（一部）、堺市（一部）、岸和田市（一部）、泉大津市、貝塚市（一部）、泉佐野市（一部）、和泉市（一部）、高石市、泉南市（一部）、阪南市（一部）、忠岡町、熊取町（一部）、田尻町、岬町

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 箇年間とする。なお、計画の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢の変化に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本地区は府域面積の約 3 分の 2 を占め、大阪市を核とする既成都市区域に接している。また、三方を北摂、金剛・生駒、葛城山系などの山地で囲まれており、背後地が狭いことによって高密度な都市を形成している。

本地区では、明治・大正時代から、大阪市の中心部から郊外に通じる放射状の鉄道や道路の整備をすすめてきた。また、昭和 30 年代後半には、高度経済成長に伴う人口、産業の集中に対応して、大阪都心への交通の集中を分散させるとともに、都市の発展をより適切に誘導するため、十大放射三環状道路の整備を図ってきた。

しかし、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半にかけての人口増加に伴う急激な都市化の進行は、木造密集市街地にみられるような道路をはじめとする

都市基盤施設の未整備な市街地を生み出し、現在も、住宅の老朽化をはじめ防災・住環境などの大きな課題を抱えている。

また、産業面においては、工場の地方・海外への転出や、重厚長大型産業の低迷により、ベイエリアや市街地内に低・未利用地が増加しているほか、産業構造の転換の遅れや企業立地・新規開業の低迷などが課題になっている。

(2) 今後、大阪の都市や産業などの再生に向けて、大阪がこれまで蓄積してきた社会資本や自然・文化資源などの多様なストックを有効に活用し、高度な都市機能の集積をすすめるとともに、情報や交通のネットワークによる連携を強化することによって、大都市としての魅力を高め、活力ある大阪の再生をめざす。

また、近年の生活圏や都市活動の広がりの中で、大阪は関西だけでなく、中国・四国地方や北陸地方などの各県との結びつきを強めている。大阪は、「関西、そして世界の大阪」という視点にたって、それぞれの都市の個性や、多彩な都市間のネットワークを活かして、相互交流を促し、関西全体としての発展をリードしていくことが必要である。

(3) こうした認識のもと、本区域の臨海エリア・内陸エリアにおいて、二本目の滑走路建設がすすむ関西国際空港や堺泉北港などの整備により、人・モノ・情報の交流機能が集積しているとともに、大学や産業技術総合研究所等の試験研究機関などが立地し、世界レベルの人材育成機能が充実してきている中、今後の基本的な方向としては、これらのエリアの交通結節点を中心に、産業・文化・医療・情報など、高度な都市機能の集積を図るとともに、定住の魅力づくりをすすめ、多彩な都市拠点の形成をめざす。

また、身近な生活圏を重視し、誰もが安心、安全、快適にくらせる住まいとまちづくりをすすめるとともに、これらの前提となる災害に強く安全なまちづくりを着実にすすめる。

さらに、府域全体あるいは府域外との交流がより一層促進され、快適で利便性の高い生活を実現するため、交通網や情報網を中心とした身近なまちや拠点相互間の結びつきを生活連携軸として発展させ、臨海部や内陸部などのエリアと生活連携軸が格子状にまじりあい、エリアや生活連携軸の中の拠点が多方向に交流しあう「連携型地域構造」の形成をすすめる。

(4) この計画の実施にあたっては、財政状況等を勘案しながら弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものに

については、十分に調整を図るものとする。

また、地区内の市町村の意見を尊重するとともに、区域を越えた広域的課題の解決と広域的プロジェクトの推進にあたっては、国、関係府県等との連携・協調体制を強化する。

さらに、環境の保全に努めるとともに、文化財の保護や農林地等の保全、治山治水等について適切な考慮を払い、大阪湾の快適な水辺空間の創造に努めるものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本地区の人口は、平成 12 年の 5,818 千人（府下総人口の 66.1%）から、今後の 5 年間に 3 千人増加し、平成 17 年には 5,821 千人になるものと見込まれる。
- (2) 人口の年齢別構成をみると、平成 12 年の年少人口 874 千人、生産年齢人口 4,240 千人、老人人口 693 千人から、平成 17 年には、年少人口は 821 千人、生産年齢人口は 4,119 千人へとそれぞれ減少し、老人人口は 856 千人へと増加が見込まれる。
- (3) 本地区の一般世帯数は、平成 12 年の 2,281 千世帯から、今後 5 年間に 86 千世帯増加し、平成 17 年には 2,367 千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 労働力の需給については、労働力の高齢化、若年労働力不足、女性労働者の増加、新規学卒就業者の減少等に加えて、労働に対する価値観の多様化、経済のソフト化・サービス化、新たな技術革新、高度情報化など社会経済情勢の変化等により、需要・供給の両面において多様な変化が進みつつあり、今後ますますその傾向が強まると予想される。

このため、国、府、市町村が相互に適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら、中高年齢者や障害者などの就職困難層に対する雇用・就業機会の確保・創出など、府域の実情に応じて雇用に関する必要な措置を講ずることにより、幅広い就業機会の確保に資する。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 本地区では、経済のグローバル化の進展、市場の成熟化、少子高齢化の進展など社会・経済情勢が大きく変化するなか、雇用、生産などの各種主要経済指標において他地域より回復が遅れており、卸売機能、金融機能、中枢管理

機能の東京への一極集中による相対的低下や、産業構造の転換の遅れ、企業立地や新規開業の低迷などが課題となっている。

農林水産業では、担い手不足や農地の減少あるいは遊休農地の増加の懸念など深刻な状況にあるが、大都市近郊の立地を活かした都市農業が行われ、安全で良質な農産物を提供していると同時に、市街地と周辺山系に広がる「農空間」では、都市と共生した魅力ある地域づくりが行われている。

工業の特色を概観すると、中小規模の工場が多く、多様な業種が重層的に集積しているが、化学、金属製品、鉄鋼など基礎素材型の業種のウエイトが高く、加工組立業種のウエイトが低い。

北大阪地域では、一般機械、電気機械、東大阪地域では、金属製品、一般機械、南大阪地域では、生活関連、泉州地域では繊維工業、その臨海部では、エネルギー関連・重化学工業の立地がみられる。

また、生産拠点の海外シフト、素材型産業における海外との競合による主要産業群の低迷などの他に、高地価等による工場の流出がみられ、昭和60年ごろからは、開業率と廃業率の逆転などがみられる。

卸売業は、大阪産業の中で重要な地位を占めているが、近年はその力を弱めつつある。また、サービス業では、大阪の経済規模を反映して、対事業所サービス業が集積しており、情報化や技術革新、企業の積極的なサービスの外部化により進展してきたが、最近は長引く景気低迷により、その伸びが停滞している。

また、関西国際空港の開港等に伴い、輸出入が増加しつつある。

(2) 以上のこととふまえ、本地区においては、内外市場の需要の変化に対応しつつ、既成都市区域等との調整を図りながら、各種産業基盤や高次研究開発拠点の有効活用、先端技術開発等に努めるとともに、地域特性を考慮した産業の振興に取り組んでいく。

ア 農業については、大都市近郊の立地を活かした都市農業の振興と、都市と共生した魅力ある地域づくりを図るため、農空間の持つ多面的な機能が発揮される施策を展開する。

また、都市型農業として、国土保全、防災をはじめ、教育、福祉などの多面的な機能を大いに発揮させると同時に、納税者である国民の大多数を占める都市住民に農業の実像を示し、国民の理解を得る、いわば農業のショーウィンドウとしての機能を発揮させる。

林業については、森林の適正な保育・管理、林業生産性の向上、担い手の育成等を図るとともに、木材流通対策、需要拡大等を通じて、大阪の林

業・木材産業の振興に努める。

水産業については、漁業機能の向上を図るため、府民が親しみ、楽しめる、ふれあい漁港漁村づくりの推進や、自然の良好な漁場の保全、藻場の造成に努める。

イ 工業については、産学官の連携により活発な研究活動を促進するとともに、その成果を活用して新しい産業や商品を創出しようとする事業者を積極的に支援する。

多様なニーズを充足する新規産業分野を開拓する契機となるベンチャー企業を育成するため、多様なインキュベーション施設の整備や資金供給システム、人材育成等の支援方策の充実に努める。

経済環境の変化に即応して中小企業が創意工夫を活かした経営の革新を図ることを支援する。

ウ 商業・サービス業については、サービスの外部化が一層進展することが予想されるので、広域的な交通・通信網等の整備を図り、サービスの高品質化、高付加価値化に努めるとともに、新業態の開発を図る。特に、マルチメディア時代の到来にあわせ情報関連産業や映像関連産業の振興を図るため、インフラ整備や人材育成を図る。また、総合保税地域制度等を活用し、交通体系・産業拠点の整備計画等を踏まえて物流機能の強化を図る。

(3) 本地区の従業地就業者数は、経済のソフト化に対応した第3次産業の伸びが続くものと予想され、平成12年の、第1次産業24千人(1.0%)、第2次産業770千人(33.3%)、第3次産業1,522千人(65.7%)から、平成17年には、第1次産業23千人(1.0%)、第2次産業716千人(30.2%)、第3次産業1,630千人(68.8%)になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本地区の土地の利用に関しては、基本的な課題として、包括的・長期的に取り組むべきものと、より具体的・短期的に取り組むべきものがある。

包括的・長期的には、環境(自然・都市)との共生、持続可能な循環型都市の形成、既存ストック(風土・文化・土地利用)の重視、アメニティ(ゆとり・うるおい・あそび・やさしさ)の確保、定住魅力と活力の創出、高次都市基盤整備と防災都市の実現といった課題がある。

また、具体的・短期的には、持続的な環境との共生を図るための農地・森林・水辺空間の保全と活用及び都市環境の総合的形成、効果的な土地利用を図るための土地の有効・高度利用、低・未利用地の有効利用及び土地の細分化の

抑制、多様な都市居住の実現を図るための住環境の向上及び多様なニーズへの対応と日常生活圏の充実、産業の活性化と育成への対応のための中心市街地の活性化、産業の振興と土地利用及びレクリエーション・観光産業の振興に向けた土地利用、総合的な基盤整備を図るための都市基盤の整備、都市構造の再編整備及び情報化時代の土地利用、また、防災都市の実現といった課題がある。

(2) 以上の点を念頭に置き、本地区における土地利用の基本方針を次のとおりとする。

ア 質の向上・量の確保

(ア) 空間の共同利用（ルールの確立）

地域空間の共有性を構築する住民主体のまちづくりや、公的空間だけでなく民有地の景観・歴史的資産・防災空間・自然環境などの共有性を高めるなど、セミパブリックの考え方を取り入れ、共有空間の再評価をすすめ、土地の共同利用拡大のルールを確立していく。

(イ) 土地の多目的利用（質の多層化）

土地利用は、地目に分類される本来目的に加えて、文化・歴史や環境・防災機能などの多面的な価値があり、これらを重要な要素として評価し、拡大・連携していくことで多目的利用を図り、土地の質を高めていく。

(ウ) 空間の多層利用（量の多層化）

特に高密度化した市街地においては、土地の多層的利用が有効であることから、地下空間の利用、河川・道路と建物等との立体的整備などのように、大深度地下利用も含めた土地利用の多層化と、それによる空間の創出を計画的にすすめる。

イ 土地利用のコントラスト

都市機能の集積が高く、土地の高度化・多層利用が必要な都心部や駅前などの都市拠点、自然と調和した低層でゆとりある土地利用を維持する郊外部など、地域の独創性と総合的なバランスに応じて、メリハリのある土地利用を有効かつ計画的に行う。

また、低未利用地についても、計画的に有効利用を図る。

ウ 環境(自然・都市)の融合と活用

森林や農地等の整備・保全に努めるとともに、都市環境における緑空間や水辺空間などの自然性の維持及び適正配置を重視し、地球環境に与える負荷の軽減も考慮しながら、自然と都市との共存を図る。

また、土地利用の転換にあたっては、土地利用の不可逆性、生態系をはじめとする自然の循環、自然系のネットワークに配慮し、計画性をもって、自然環境と都市環境の融合した活用を図る。

エ 住の向上と交流ネットワーク

(ア) 都市内部の充実と住の向上

都市内部のリノベーションを重点的に行い、これまで築いてきた地域の個性と独自性を踏まえた適正な土地利用を行い、その機能を高めることで、より魅力的な都市環境の形成に努める。また、居住空間の拡大、利便性や快適性を確保し、美しい都市環境の形成を図る。

(イ) 多様な都市活動の実現

職・住・遊・学など多様な都市活動基盤を計画的に配置するとともに、付加価値を高め、ゆとりとうるおいのある生活環境の創出をめざす。

オ 産業の適正配置と活性化

(ア) 産業社会の展開に応じた土地利用

商業系、業務系、工業系などの都市的機能をバランス良く配置することにより、機能的でエネルギー、資源、水循環などの面で地球環境への負荷が少ない効率的な都市づくりを行う。

特に、職住共存地区では、近接する連携の良さによる効率性や機能性を再評価し、産業基盤の整備と生活環境の向上を図る。

(イ) 中心市街地の活性化と都市拠点の育成

都市の中心としてのポテンシャルをいかし、商業等の活性化方策と連携した拠点の再整備や、産業と結びついた新たな都市拠点の形成などを図る。

カ 都市機能の適正配置と連携

(ア) 生活環境形成と都市基盤整備の連携

人・物・情報の交流基盤の整備と、陸・海・空の交流ネットワークの形成など総合的な交通体系の構築、治水対策とまちづくりなどが一体となったスーパー堤防の整備などのように、まちづくりとの整合のとれた、互いに連携しあう施設としての視点を踏まえた整備を図る。

(イ) 高次都市機能の充実

交通基盤、ライフライン、廃棄物処理施設、情報基盤等の充実と安全性・信頼性の向上に努める。

(ウ) 都市構造の再編整備

放射及び環状交通網の形成をはじめとする都市交通網の充実と情報網の整備を行い、地域特性を活かした都市核の形成、ベイエリアの活性化、

既成市街地の再整備に努めるなど、既存ストックを活かした有機的な多核ネットワーク型の都市構造に向けた再編整備をすすめる。

キ 防災機能の強化と適正配置

自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点や避難地の整備、オープンスペースの確保とそれらを結ぶ道路などの交通ネットワーク網の整備、ライフラインや情報基盤の多重化・多元化等により、災害に対する安全性や災害時の機能代替性を高め、災害に強い都市づくりをすすめる。

8. 施設の整備に関する事項

本地区の秩序ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づき、生活環境等の総合的な整備を目標として施設の整備を図る。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 宅地

近年の府民の居住形態の変化、少子・高齢化等の社会経済状況の変化等を背景に、市町村の地域整備に即応した快適で魅力ある住宅地づくりと、民間住宅建設の適切な誘導を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業をすすめ、良好な住宅用地等の供給を促進する。

ア 住宅用地等

住宅水準の向上及び居住環境の改善に対処し、健全な市街地の造成を図るため、和泉中央丘陵（和泉市）、阪南丘陵（阪南市）の新住宅市街地開発事業、萱野中央地区（箕面市）、少路地区（豊中市）、阪急上牧駅北地区（高槻市）、島地区（茨木市）、尾生久米田地区（岸和田市）、東山丘陵地区（貝塚市）等の土地区画整理事業をすすめるとともに、民間による優良宅地開発事業を適正に誘導し、良好な住宅用地の供給を促進する。

また、都市の再開発を図るため、JR高槻駅北地区（高槻市）、藤白台地区（吹田市）、北野田駅前A地区・B地区（堺市）、高石駅東B地区（高石市）、東岸和田駅前地区（岸和田市）、和泉府中駅東第一地区（和泉市）、柏原駅西口地区（柏原市）等の市街地再開発事業をすすめるとともに、再開発地区計画等により、民間等の再開発を適正に誘導する。

さらに、中心市街地の活性化等まちづくりの課題解決のため、百舌鳥三陵周辺地区（堺市）、栄本町地区（池田市）等のまちづくり総合支援事業をすすめる。

イ その他

関西国際空港の対岸部において、空港機能の支援・補完と環境改善を図るとともに地域の振興に資するため、りんくうタウンのまちづくりをすすめる。

泉州地域の丘陵部の適地に、研究所、ハイテク産業、情報産業等の集積や、住宅等の整備を促進する。

茨木・箕面丘陵地区において、良好な住宅用地や文化・学術・研究施設等の用地を確保する彩都（国際文化公園都市）の整備や箕面市北部地区において水と緑の健康都市の整備を図る。

東部大阪地域における新たな都市核の形成を図るため、鉄道跡地を中心に都市機能の更新を図り、商業・業務機能、居住機能等が集積する大阪竜華都市拠点地区都市機能更新事業をすすめる。

(2) 交通施設

交通需要の増大に対処するとともに地域の振興に資するため、土地利用等との整合性のもとに、環境の保全及び景観に配慮しつつ、道路、鉄軌道、港湾、空港等の総合的な整備をすすめる。

ア 道路

本地区と他圏域とを連絡する広域幹線道路及び地区内都市間を連絡する幹線道路の整備をすすめる。

整備をすすめる主要な道路は次の路線等である。

高規格幹線道路 第二名神高速道路

地域高規格道路 阪神高速道路（大和川線、淀川左岸線）、第二京阪道路、南阪奈道路、新御堂筋・延伸、第二阪和国道、学研都市連絡道路、大阪橋本道路

一般国道 1号、25号、26号、163号、166号、170号、171号、176号、309号、310号、371号、423号、477号、480号

主要地方道 大阪高槻京都線、茨木龜岡線、美原太子線、岸和田港塔原線、大阪和泉泉南線

一般府道 豊能池田線、余野茨木線、春木岸和田線

街路 十三高槻線、茨木箕面丘陵線、八尾富田林線、大阪岸和田南海線、豊中岸部線、和泉中央線、寝屋川大東線

上記のほか、地域高規格道路については、大阪門真線の調査をすすめるとともに、神崎川線、第二大阪湾岸道路、京阪連絡道路、大阪内陸都市環状線等の構想をすすめる。また、紀淡連絡道路については、長大橋等に係

る技術開発、地域の交流、連携に向けた取組等を踏まえ調査をすすめることとし、その進展に応じ、周辺環境への影響、費用対効果、費用負担のあり方等を検討することにより、構想をすすめる。

また、日常生活に密着した市町村道、自転車歩行者道等の交通安全施設等の整備をすすめる。

さらに、都市モノレール事業として国際文化公園都市から大阪方面への輸送を確保するため、国際文化公園都市モノレール（阪大病院前～東センター）の整備をすすめる。

また、踏切事故の防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、京阪電鉄京阪本線（萱島～香里園）、近畿日本鉄道奈良線（八戸ノ里～瓢箪山）、大阪外環状線（俊徳道～加美）、南海電鉄南海本線（浜寺公園～北助松、北助松～忠岡、井原里～羽倉崎）の連続立体交差事業をすすめる。

イ 鉄軌道

公共交通体系の骨格をなす鉄軌道については、本地区における通勤通学輸送の隘路を開拓し、輸送力の増強を図るため、国際文化公園都市モノレール（阪大病院前～東センター）及び大阪外環状線（新大阪～加美～久宝寺）の整備をすすめる。

また、大阪モノレールの門真以南への延伸計画や北大阪急行南北線の延伸、地下鉄の延伸については、運輸政策審議会答申第10号に基づき検討をすすめる。

ウ 港湾

特定重要港湾堺泉北港については、南大阪地域を中心とする背後圏の貨物需要に対応した国際海上コンテナターミナル等の整備をすすめ、商港機能の充実を図るとともに、エコポートモデル事業や港湾緑地の整備等をすすめ、良好な港湾環境の形成を図る。

また、大規模地震等の災害時に備え、耐震性岸壁等の整備推進に努める。

またさらに、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体とする大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）をすすめる。

重要港湾阪南港については、泉州地域を中心とする背後圏の貨物需要に対応した多目的国際ターミナル等の整備をすすめ、商港機能の強化を図るとともに、良好な港湾環境の形成を図る。また、阪南2区事業をすすめ、橋梁、都市機能用地等を整備する。

地域振興の一環として、地方港湾深日港の整備をすすめ、泉州港については、海空一貫輸送に対応するための整備をすすめる。

エ 漁港

大阪湾における沿岸漁業の振興を図るため、深日漁港（岬町）、小島漁港（岬町）等において整備計画に基づき漁港の整備をすすめる。

オ 空港

関西国際空港については、我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、3本の滑走路からなる全体構想のうち平成11年7月に現地着工した2本目の平行滑走路と、諸施設を整備する2期事業については、平成19年度供用開始をめざして事業をすすめる。

大阪国際空港については、周辺の緑地整備をすすめるとともに、大阪国際空港周辺整備計画に基づき周辺整備を行う。

八尾空港については、環境問題に配慮しつつ、産業航空としての活用を図る。

(3) 公園緑地

住民の憩いとレクリエーションの場及び防災避難緑地としてのオープンスペースを確保するため、次の事業をすすめる。

淀川河川公園の整備をすすめるとともに、山田池公園（枚方市）、寝屋川公園（寝屋川市）、深北緑地（寝屋川市、大東市）、大泉緑地（堺市、松原市）、久宝寺緑地（八尾市、東大阪市等）、石川河川公園（富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町）、錦織公園（富田林市）、蜻蛉池公園（岸和田市）、りんくう公園（泉佐野市、泉南市、田尻町）、二色の浜公園（貝塚市）、せんなん里海公園（阪南市、岬町）等の大規模公園の整備を推進するほか、大仙公園、原池公園（堺市）、中央公園（岸和田市）、五月山緑地（池田市）、紫金山公園（吹田市）、寺ヶ池公園、烏帽子形公園（河内長野市）、黒鳥山公園、松尾寺公園（和泉市）、花園中央公園（東大阪市）等の都市基幹公園の整備をすすめる。

また、日常生活に密着した街区公園や近隣公園についても整備をすすめる。

なお、これらの公園緑地の整備に当たっては、自然環境の確保の面から系統的な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次の事業をすすめる。

ア 水道

安全で良質な水の安定的確保を図るため、大阪府広域的水道整備計画に

基づき、市町村水道施設の整備や簡易水道施設の統合をすすめるとともに、府営水道の第7次拡張事業を引き続きすすめる。

また、災害に強い水道をめざして施設の耐震化を図り、あわせて節水意識の高揚や水利用の合理化等をすすめる。

水資源開発の面では、淀川水系及び紀の川水系による複数水源体制を確立する。

イ 工業用水道

大阪の産業経済の振興を図るための産業基盤整備並びに北大阪・東大阪及び泉州地域の地盤沈下対策として、今後とも工業用水を安定供給していく。

また、平成7年度から10ヶ年計画で推進している施設全体の老朽・劣化対策並びに安定化対策をすすめる。

ウ 下水道

公共用海域の水質保全、市街地における浸水被害の解消等生活環境の改善を図るため、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、寝屋川、大和川下流、南大阪湾岸の各流域下水道事業をすすめるとともに、市町村の公共下水道事業をすすめる。また、下水処理水や汚泥等の下水道資源の再利用もあわせてすすめる。

エ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、廃棄物を資源として捉え、有効利用を図ることを基本として、環境保全に配慮した処理をすすめるため、長期的・計画的な視点に立ったごみ焼却施設（泉北環境整備施設組合）等の整備をすすめる。

し尿処理については、下水道整備計画と調整を図りつつ、必要に応じて施設の増設・改善や処理の高度化をすすめるが、基本的には下水道による処理への転換をすすめる。

廃棄物処理全般については、循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理に伴う環境への負荷の軽減、資源の有効利用、省エネルギー推進の視点から、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収等に取り組むとともに、リサイクル施設の広域利用をすすめる。

また、広域的な見地から、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、堺泉北の港湾区域における埋立処分事業をはじめとする大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）をすすめ、長期的展望に立った公共関与による最終処分場の確保に努める。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民の生命・財産を守り、河川環境の保全を図るため、地域の実情に即し、淀川水系、大和川水系及び泉州諸河川の整備をすすめるとともに、市町村が管理する準用河川等についても改修事業をすすめる。特に、猪名川、淀川、大和川の直轄河川や安威川、寝屋川、西除川、槇尾川等の河川を重点的に整備する。

猪名川流域総合治水対策をすすめるとともに、水資源開発と治水能力の向上を図る猪名川総合開発事業（余野川ダム）をすすめるほか、洪水調節機能を有する恩智川の治水緑地、地下河川の整備等による寝屋川流域総合治水対策をすすめる。

また、淀川、大和川において治水安全度の向上と水と緑のうるおいのある良好な市街地等の形成を図るスーパー堤防（高規格堤防）の整備をすすめる。

さらに、周辺の環境に配慮しつつ、安威川ダム（茨木市）、槇尾川ダム（和泉市）の建設をすすめる。また、安威川、旧淀川、神崎川、石川等において河川の環境整備を図るとともに、淀川、大和川及び泉州諸河川の流域において河川の浄化対策をすすめる。

また、土砂災害を防止するため、北摂山系、生駒山系、金剛和泉山系において、治山事業、砂防事業を行い、危険箇所において地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を積極的にすすめる。

さらに、高潮、波浪等による災害に対処するため、泉州海岸において利用を考慮し、親水性を持たせた高潮対策事業をすすめる。

水と緑あふれる快適な地域環境づくりをめざす「オアシス構想」等により、地域の身近な環境資源である、ため池や農業用水路等の整備をすすめる。

(6) 住宅

今後の住宅政策をすすめるにあたっては、住宅の質の向上を図り、生活基盤施設の整備とともに都市防災対策、駐車場整備など良好な住環境・都市景観の創出、自然環境の保全、高齢者、障害者に対する福祉面等に配慮しつつ、住民の多様なニーズに応じた良質な住宅の供給に努める。

計画期間内に必要な住宅建設戸数は、普通世帯の増加や建替え需要等により約25万戸と見込まれる。

このため、羽曳ヶ丘地区（羽曳野市）、二色の浜地区（貝塚市）、枚方津田地区（枚方市）等の住宅建設や、JR高槻駅北地区（高槻市）等における市街地再開発事業、庄内地区（豊中市）、門真市北部地区（門真市）、萱島東地区（寝屋川市）等における密集住宅市街地整備促進事業、住道駅南地区（大東市）、萱島東地区（寝屋川市）等における住宅市街地整備総合支援事業、岸和

田旧港再開発地区（岸和田市）等における優良建築物等整備事業をすすめる。

また、八尾志紀（八尾市）、富田林清水（富田林市）、岸和田吉井（岸和田市）、東大阪島之内（東大阪市）住宅等において、木造・簡易耐火公営住宅等の建替えをすすめる。

さらに、市街化区域内の宅地化農地のスプロール化を防止し、計画的なまちづくりと良質な住宅の供給促進を図るため、農住組合制度等を促進する。

(7) 教育文化施設

公立の小・中学校については、児童生徒急増期に大量建設された校舎等が改築の時期を迎えることから、中長期的な視点に立って、計画的な施設整備を図る。公立の高等学校については、中学卒業者の急減傾向に対応し、公私協調のもとで就学対策をすすめるとともに、教育内容の充実を図るための施設・設備の充実に努める。

養護教育諸学校についても、施設・設備の充実に努める。

関西文化学術研究都市において、イオン工学センターや大阪大学の大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設を中心に、研究施設や教育施設、文化施設等の集積を図るとともに、研修施設・自然レクリエーション施設等の整備を促進し、文化学術研究機能の向上を図る。また、研究支援環境の整備・拡充、誘致対象の拡大、幅広い需要に対応した用地等の供給体制の整備、さらに研究開発環境情報の発信強化等によって、立地優位性を高め多様な企業や機関等の充実・立地促進を図る。

北大阪地域において、ライフサイエンス分野の研究開発拠点を形成するため、大阪大学及び細胞工学センターなど同大学の附置研究施設、国立循環器病センター、生物分子工学研究所などの既存の研究施設の集積を活かし、産・学・官の研究者の交流と研究支援の核となる施設として、彩都（国際文化公園都市）等に新たな研究施設の立地誘導を図る。

また、地域住民が多様な生涯学習や文化活動を行い、幅広い人格形成を図れる基盤をつくるため、図書館、博物館、公民館等の社会教育施設や体育館・プール等のスポーツ・レクリエーション施設等を整備する。

文化財に対する理解を深め、保護活用するために、文化財の保護公開施設の整備を促進する。史跡一須賀古墳群（太子町・河南町）については、府立近つ飛鳥風土記の丘の整備をすすめ、と府立近つ飛鳥博物館との一体的活用を充実させる。

また、史跡池上曾根遺跡（和泉市・泉大津市）については、弥生時代の空間、生活を体感できるような公園整備を行い、府立弥生文化博物館との一体

的活用を図るほか、史跡今城塚古墳（高槻市）、史跡~~応神陵古墳外濠~~古市古墳群（羽曳野市・藤井寺市）等、府域の史跡について公有化、史跡公園化等による整備を図る。

さらに、国の天然記念物に指定されている和泉葛城山ブナ原生林については、ブナ原生林緩衝帯の管理、稚苗養成、植樹造林等を行うことにより保護増殖を図る。

(8) その他の施設

ア 通信施設

インターネットの普及や地域コミュニティづくりの促進に対応するため、CATV網や光ファイバー網、衛星通信網など、地域の特性を活用した情報・通信基盤の整備を支援し、情報ネットワークの充実を図る。

イ 医療施設

医療需要の増大・多様化に対処し、医療施設の適正配置と医療水準の向上を図るため、公立病院をはじめ各種医療施設の機能分担や連携など医療機能の充実をすすめる。

また、救急医療体制を充実するため、市町村の設置する休日夜間急病診療所から重篤な患者に対応する三次救急医療施設に至る救急医療施設の体系的な整備をすすめる。

ウ 社会福祉施設

高齢者、障害者をはじめ、誰もが自立し、生きがいのある生活をおくれるよう、就業機会の確保はもとより、総合的な在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の振興を図るなど地域福祉の推進に努める。また、福祉ニーズの的確な把握に努め、保健・福祉・医療にまたがる地域ケアシステムの構築を図るとともに、社会福祉施設については、地域ごとの適正配置を考慮し、計画的・体系的な整備をすすめる。

また、堺市城山台に児童虐待や不登校等の児童問題に総合的・効果的に対応する機能を持った、子どもの自立総合支援センター（仮称）の整備をすすめる。

エ 農道

大都市近郊農業の持続的発展と都市と農空間農業の持つ多面的機能の發揮との交流等を図るため、泉州基幹農道や岩湧広域農道等の基幹的な農道の整備をすすめる。

9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、「人のこころがかかる豊かな環境の保全と創造」をめざす大阪府環境基本条例に基づき、環境総合計画を基本として、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境に関する施策を総合的、計画的にすすめる。

特に、生活環境の保全については、環境関連法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制・指導等並びに大阪地域公害防止計画等に基づく施策により、公害の防止を図り環境基準等の達成、維持に努める。

ア 大気汚染については、工場等に対する排出基準、総量規制基準等の遵守徹底及び良質燃料への転換等の指導をすすめるとともに、小規模大気汚染発生源の集約化、省資源・省エネルギー化、工場等と住宅との分離など土地利用の適正化、都市交通体系の整備等、総合的な施策をすすめる。

イ 自動車排出ガス対策については、自動車NO_x法の改正を踏まえた自動車排出ガスの削減計画を策定し、これに基づく施策を関係諸機関の連携のもとに総合的にすすめる。

また、自動車騒音対策として、幹線道路沿道の騒音の状況を踏まえ、関係機関と連携を図り、発生源対策、道路構造対策等の総合的な対策をすすめる。

ウ 水質汚濁については、下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及並びに啓発等による生活排水対策の推進、工場等に対する排水規制及び総量規制の推進、堆積汚泥の除去により汚濁負荷量の削減に努める。また、閉鎖性水域である大阪湾の富栄養化防止策として、リン及び窒素の削減に努める。

エ 大阪国際空港周辺地域における航空機騒音については、発生源対策を引き続きすすめるとともに、民家防音工事等の個別住環境等の改善や緑地の整備等の周辺対策をすすめる。

オ 新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び障害防止対策を促進するとともに、沿線の土地利用の適正化について総合的な推進を図る。

また、在来鉄軌道の騒音・振動についても、関係機関と連携して対策をすすめる。

カ 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の公害については、工場等の発生源対策の徹底等、必要な措置を講ずる。

キ 環境汚染の監視体制の充実を図るとともに、環境の保全と創造に資する実証研究等の推進に努める。また、公害問題の解消に努めるとともに土地利用の適正化を図る。

ク 自然と共生する豊かな環境の保全と創造に資するため、良好な自然環境の保全と回復、多様な生態系に配慮した野生動植物の生息空間の確保、市街地の緑の創出、水辺環境の保全等を図る諸施策をすすめる。また、水や緑

に親しむことのできる潤いとやすらぎのある都市空間の形成に向けて、都市公園の整備、河川空間の整備等をすすめる。さらに、地球環境の保全に資する社会の創造に向けて、資源及びエネルギーの消費の抑制、循環的な利用の促進などを図る。

ケ 豊かな環境の保全と創造を図るためにには、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に際して、環境の保全について適正な配慮がなされることが重要であり、「大阪府環境影響評価条例」等に基づき、事業者が実施する環境影響評価及び事後調査に関し、必要な指導・助言を行う。

10. 防災対策に関する事項

(1) 本区域の防災対策については、「大阪府地域防災計画」に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。また、石油コンビナート等災害防止法で指定された特別防災区域については、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、災害の未然防止と拡大防止のため、総合的な防災対策をすすめる。

(2) 災害の発生を未然に予防するため、府及び市町村をはじめとする防災関係機関は、災害に強いまちづくりをすすめる。

ア 都市の防災機能の強化

防災空間の整備や市街地の面的整備、緊急輸送道路整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、港湾、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。

イ 建築物の安全化

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

ウ 水害予防対策の推進

河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な河川の改修、ダムの建設、高潮対策、下水道の整備、ため池堤防の強化及び地盤沈下対策などを実施する。

エ 土砂災害予防対策の推進

土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における土石流対策（砂防）、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害対策及び宅地防災対策などを実施する。

才 危険物等災害予防対策の推進

関係法令の周知徹底・規制を行い、危険物、高压ガス、火薬類、毒物劇物等の施設における保安体制の確立、保安意識の高揚を図るとともに、危険物積載船舶等の災害予防対策をすすめる。

カ 放射線災害予防対策推進

原子炉施設等及び放射性同位元素に係る災害予防対策をすすめる。

兵庫地区近郊整備区域建設計画

平成 13 年 10 月
兵 庫 県

目 次

1. 計画の性格 ······	45
2. 計画の対象区域 ······	45
3. 計画の期間 ······	45
4. 計画の基本的方向 ······	45
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項 ······	49
6. 産業の業種、規模等に関する事項 ······	50
7. 土地の利用に関する事項 ······	53
8. 施設の整備に関する事項 ······	55
9. 環境の保全に関する事項 ······	60
10. 防災対策に関する事項 ······	62

兵 庫 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、兵庫地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町は次のとおりである。

神戸市（一部）、尼崎市（一部）、西宮市（一部）、芦屋市（一部）、伊丹市、宝塚市（一部）、川西市（一部）、三田市（一部）、猪名川町（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

（1）地区の性格、課題

本地区は、世界都市機能の形成をめざす大阪湾ベイエリアの一翼を担い、六甲・北摂山地の豊かな自然環境のもと、居住、産業、文化、学術研究等の面で特色を持った多彩な都市群からなる地域として発展してきた。

しかし、本地区をはじめとする神戸・阪神地域は、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災により、多くの人命を失うとともに、生活、産業、都市基盤等に大きな被害を受けた。

このため、被災地域の速やかな復旧・復興をめざして策定された阪神・淡路震災復興計画に基づき、人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会づくり」を基本理念とし、①21 世紀に対応した福祉のまちづくり、②世界に開かれた、文化豊かな社会づくり、③既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり、④災害に強く、安心して暮らせる都市づくり、⑤多核・ネットワーク型都市圏の形成を基本目標として、復興事業を推進してきた。

その結果、都市基盤の復旧は着実に進み、被災地域の社会経済の安定化に資することとなった。今後も、阪神・淡路震災復興計画後期 5 か年推進プログラムのもと、被災者の生活再建、被災地の産業復興、災害に強いまちづくり

り、震災の経験と教訓の国内外への発信などに重点を置いた取り組みを進め、21世紀の成熟社会につなぐ「創造的復興」を着実に進めることが必要である。

本地区は、南部は大阪湾岸地域に接し、六甲山系を囲む外縁地域からなっている。地域構成としては、神戸・阪神間の既成都市区域と連なる形で市街化が進展している地域（以下「近郊市街地域」という。）と、六甲山系の北部及び西部に位置し、山陽自動車道等の幹線交通軸に沿って、豊かな自然と田園地域との調和のもと、複合的な都市機能整備が進められている地域（以下「副軸整備地域」という。）に区分することができる。

大阪湾環状軸の一部を形成する近郊市街地域では、市街地の活性化や住宅の高質化等による、国際水準の質の高い生活居住環境の実現が期待されている。

このため、既成都市区域との適切な機能分担のもと、中心市街地の再生や都市型産業の創造、老朽住宅の更新、都市生活基盤の充実、都市景観の保全等に努める必要がある。

また、高齢化の進展に対応して、ユニバーサルデザインのまちづくりや保健医療福祉施設の整備を推進するほか、介護にとどまらず生活全般における地域支援体制を構築していくことも重要である。

一方、西日本国土軸、関西内陸環状軸の拠点となる副軸整備地域については、臨海部の経済、文化の中枢機能を補完するとともに、我が国有数の交通の要衝という優位性を生かし、新しい産業やライフスタイルの創造の面で先導的な拠点となることが期待されている。

このため、自然環境や都市近郊農業との調和のもと、産業、文化、学術研究、教育、国際交流などの複合的機能をもった新都市の整備を進めるほか、新都市とその周辺の間で循環型の生活交流圏の形成を図る必要がある。また、大阪湾の臨海部と有機的な連携を促進する南北交通網の整備等、広域的なアクセスの整備を進めることも重要である。

（2）具体的整備の方向

本地区においては、震災からの着実な復旧・復興とともに、地域の風土、文化を大切にした“美しい地域づくり¹”と生活者の視点に立った、安全で安心して暮らすことのできる魅力ある“人間サイズのまちづくり”的推進を図る。そして、関西・瀬戸内世界都市圏にふさわしい文化・芸術、学術研究・

¹ 兵庫県では、平成13年2月に策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」において、『美しい兵庫21－多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く』をめざすべき将来像として掲げ、豊かで美しい暮らし方の実現と多様で美しい自然、風景の保全・創造等をうたっている。

教育、産業、レクリエーション、健康・福祉、交流などの機能の向上を図り、多核的な複合機能都市群の形成を図る。

本地区のうち近郊市街地域については、うるおいと賑わいに富んだ生活・居住空間の実現に向け、中心市街地、インナーシティ等において各種の再開発事業を進め、多様な住宅の供給や老朽住宅の更新を行うほか、商業施設、ホテル、会議場及び美術館、博物館、ホールなどの芸術・文化施設等の多彩な集客施設を整備する。また、都市型産業のインキュベータ施設の整備や産業振興と一体となったまちづくりの展開を進める。さらに、街路、都市公園、下水道などの都市機能の整備や、まちなみや都市景観の修景・創造、歴史的建造物の再生・活用、文化財の保全による美しい地域づくりの実践にも努める。

このほか、公共施設、公共交通のバリアフリー化や、高度医療施設、老人福祉施設、シルバーハウジング等の充実に努めるほか、学校等の公共施設を有効活用し地域コミュニティの拠点とする。

六甲山周辺では、六甲山系グリーンベルト整備事業を推進し、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境と景観を創出し、市街地に隣接する山麓斜面に一連の緑地の形成を図る。

また、阪神疏水構想を推進し、淀川水系から阪神地域の諸河川に水を導水し、市街地に導くことにより、非常災害時における緊急用水の確保を可能とし、平常時においても、環境用水として水と緑が豊かで潤いのある水辺空間を形成する。

湾岸部では、「なぎさ海道²」事業の推進など、大阪湾、瀬戸内海の水辺環境と歴史・文化の蓄積を活かした質の高い地域環境の創造に努める。

一方、副軸整備地域については、豊かな自然環境や都市近郊農業との調和のもと、三田市、神戸市北部、西部、西宮市北部、宝塚市北部、猪名川町南部などにおいて、複合機能を有する新都市を整備する。

また、老朽化の進む既成ニュータウン等では、多様な住宅の提供や画一的なまちから多様な魅力に富んだまちへの転換を促進するとともに、業務機能の集積を図り、職住一体・近接型都市としての展開を図る。

さらに、文化、学術研究、情報通信、交流の機能を高め、多彩で重厚な知的蓄積に努めることで、近畿リサーチ・コンプレックスにおける独創的な文化と学術研究の拠点づくりを推進する。

² 大阪湾ベイエリア地域のシンボルプロジェクトとして、人と海とが豊かにふれあう魅力ある海辺空間を創造し、市民参加による新たな人と海との関係づくりをめざした取り組みを進めている。

このほか、神戸淡路鳴門自動車道と山陽自動車道、中国自動車道等との連結点付近にあっては、情報・物流などの広域的交流基盤の整備に努める。

(3) 交通体系の整備方向

本地区においては、阪神・淡路大震災による教訓を踏まえ、耐震性が高く、代替性を備えた陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の構築を図る。このため、既に供用済の山陽自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道に加えて、第二名神高速道路、神戸西バイパス、大阪湾岸道路等の整備を推進する。

また、本地区と大阪、神戸間の既成都市区域との連結強化のため南北の幹線道路網や内陸部の開発拠点を東西に結ぶ幹線道路網の整備を進めることにより、西日本国土軸、関西内陸環状軸、T・T A T 地域連携軸の強化及び関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、主要港湾等の広域交通拠点へのアクセス強化を図り、地域を一体化するラダー状（はしご状）の幹線道路ネットワークの形成をめざす。さらに、これらの広域的な幹線を基軸に、東西、南北の幹線道路の整備や市街地の拡大等に対応した快適な生活道路網の整備を進める。

公共交通については、副軸整備地域から臨海部への輸送力の増強、利便性の向上等を図るため神戸電鉄三田線の複線化を推進するほか、東播磨地域との連携強化に向け神戸電鉄粟生線の複線化を進める。さらに、道路交通の混雑緩和や公共交通の利便性向上、環境負荷の低減を図るために、L R T 等新しい公共交通システム導入のための検討を進めるとともに、交通需要マネジメント（T D M）の推進を図る。

空港関連では、大阪国際空港広域レールアクセス構想等の具体化に向けた検討を行う。

さらに、本州と四国を鉄道で結ぶため、明石海峡トンネルの調査を進めるほか、新しい高速公共交通機関等の導入について検討する。

(4) 計画推進上の留意点

この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図るものとする。

また、住民、事業者、行政等のパートナーシップを進めるまちづくりを開き、地域主体で計画の実現に取り組むとともに、域内外の市町間の交流・連携により、広域的に地域課題の解決をめざすこととする。

さらに、高度成長期以降計画的に整備してきた社会資本が更新時期を迎

ることから、新たな維持・管理と有効活用のしくみづくりに取り組む。

計画の推進に際しては、成長管理の発想のもと成長と保全のバランス保持に努める。六甲・北摂山地の豊かな緑の保全・活用や、武庫川等の流域特性に応じた良好な水環境の保全などに適切な配慮を行う。

また、歴史街道計画や兵庫歴史文化回廊構想³などに基づき、まちなみや建築物等の歴史的資源の保全・活用や文化財の保護にも努め、地域の風土、文化を生かした美しい地域づくりの実践を図る。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 総人口

震災による人口減少にも関わらず、副軸整備地域の開発に伴う社会増により人口増加が続いている。今後、人口の伸びは緩やかになるものの、引き続き人口増加が予測される。平成12年の1,910千人（県下総人口の約34%）から、今後5年間に57千人増加し、平成17年には、1,967千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口

平成12年の年少人口274千人、生産年齢人口1,329千人、老人人口306千人から、平成17年には、年少人口274千人（対12年比0.1%減）、生産年齢人口1,320千人（対12年比0.7%減）、老人人口373千人（対12年比21.7%増）になるものと想定され、生産年齢人口の減少と老人人口の更なる増加が見込まれる。

(3) 常住地就業者数

平成12年の892千人から、今後5年間に27千人増加し、平成17年には919千人になると見込まれる。

(4) 雇用・就業環境の動向

今後、技術革新やIT革命の進展、経済のソフト化、サービス化、労働者の高齢化の進展や中長期的な若年労働者の減少に対応して、高齢者、女性、障害のある人等の就業意欲や知識、経験が生かされる、多様で魅力的なしごとを創造し、安定的な雇用の確保を図る。

³ 平成10年3月策定。兵庫県内に「演劇・舞台芸術」、「産業・技術」、「海・交流」をテーマとした3本のシンボルルートを設定するとともに、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の5つの国の持つ特徴を表現する五国ルートをサブルートとして複数設定している。

また、職業能力開発体制の充実や定年延長の促進、労働時間の短縮や、ワークシェアリングの導入をはじめとする雇用・勤務形態の多様化、弾力化を推進し、多様で豊かでゆとりのある就業環境の整備に努める。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

阪神・淡路大震災からの産業の本格復興のためには、新たな産業の創出が不可欠である。

このため、近郊市街地域での既存産業の高付加価値化や都市型産業の振興を進めるとともに、高度技術化・情報化、社会の成熟化、国際化等の進展に対応した新産業の創造・育成を図り、地域社会と産業との調和ある発展をめざす。

また、各分野に及ぶ創造的な科学技術の振興による研究開発機能の向上など、情報、知識、人材等の集積と交流を軸として産業構造の高度化を推進する。

さらに、多様な産業の創造を促す対事業所支援サービスや生活者の消費ニーズの多様化、個性化に対応した新たな生活関連サービスの充実に努める。

このほか、まちづくりと一体となった商業振興を図るほか、産業のサービス化、集客化と連動した地場産業や農林水産業の新しい展開を図る。また、S O H O、コミュニティ・ビジネス等の創業・就業支援を行うとともに、健康・福祉、安全・安心等のコミュニティ・ニーズを充足する地域産業の創出を促す。

副軸整備地域においては、複合機能を持つ新都市整備の一環として、研究開発型企業や大学等の学術研究施設、さらに情報通信基盤施設等の計画的導入・育成を図る。

(1) 産業別の整備方向

イ 農林水産業

本区域の農業については、食料・農業・農村基本法の理念に則り、優良農用地の確保と利用の増進を図る。また、需要に即した花き、花木、野菜等の都市近郊農業の振興を図るとともに、バイオテクノロジーなどの先端技術開発を活かした高付加価値型農業を展開する。さらに、地域特産物を活かした地域内発型アグリビジネスの展開を進める。

また、大都市部に近接する田園空間では、市民農園や農業公園の整備や有機性資源循環システムの構築、里山の保全・活用などを推進し、大都市部と近郊農村の連携を図る。

副軸整備地域においては、植木や園芸産業の集積を活かし、単なる生産機能だけでなく、一般消費者をもターゲットとした卸・小売等の流通企業や異業種等との交流機能を備えた日本初のガーデンセンターともいえる拠

点を整備する。

本区域の林業については、林業事業体の経営基盤強化、県民参加の森づくり等により森林の適正な管理と保全に努め、木材等の生産機能に加えて、国土の保全、水源のかん養、保健・文化等の森林の持つ多面的機能の充実を図る。

また、しいたけ、まつたけ等の特用林産物の生産促進を図るほか、人と森林とのふれあい、共生関係の確立をめざして、多様な森林環境の創造に努める。

本区域の水産業については、漁港の整備、沿岸漁場整備開発事業などを推進するほか、遊漁等の海洋性レクリエーション志向の高まりを受けて、多様化する海へのニーズに対応した漁港整備など水産業の多角的な発展に配慮する。

また、農林業の担い手の育成、確保に努めるほか、生産基盤の整備とあわせて、市街地に隣接する田園地帯など、農山漁村地域の快適な生活居住環境の総合的整備を進め、魅力ある景観の維持・創造を図る。

□ 工業

本区域の工業については、モノづくり産業の集積を活かしつつ、研究開発型企業の立地の促進や既存産業の高付加価値化、知識集約化を進めるほか、製造業各業種の多様化、個性化を進め、新規創業・起業化の支援に努める。

このため、技術者の養成・交流や異業種交流、技術移転の促進、大学・試験研究機関等とのネットワークなどにより、中小企業の技術開発能力を高めるとともに、試作開発型の賃貸工場等都市内ハイテク拠点の形成を進め、研究開発型産業など都市部での立地特性を活かした新たな産業の育成を図る。

また、住工混在地域の中小零細企業については地域環境と調和を図りながら生産環境の整備、改善を図り、職住一体型の生産活動の継続的展開とそれによる産業集積の保持に努める。さらに、生産関連施設の集客化を、周辺のまちづくりと連動して進めていく。

このほか、SOHO、ベンチャービジネス等の起業化支援に向け、遊休施設の活用等によりインキュベータ施設の創出に努める。

一方、副軸整備地域においては、産業構造の高度化や研究者・技術者の確保と養成をめざして、既存工業の集団化や研究機能と製造機能が密接に関連した研究開発型企業・情報通信関連産業及び外国・外資系企業の立地を促進する。

このため、神戸三田国際公園都市、宝塚新都市（仮称）、神戸リサーチパーク、西宮名塩ニュータウンなどの多機能複合新都市に職住近接を指向した産業団地・試験研究所団地において、産業基盤施設の整備を進めるほか、学術研究機関の設立・誘致等を図る。

ハ 商業・サービス業

本区域のサービス業については、情報サービス業やデザイン業などの都市型産業機能の充実をめざして、ファッション産業や生活関連サービス業などの生活文化提案型産業の育成や、産業の高付加価値化を支援する新しいサービス産業の振興を図るなど、創造性を軸とした人間中心の産業拠点づくりを推進する。

商業、サービスについては、被災商店街の早期復興を図るとともに、既存商店街の活性化に向け、空き店舗対策の推進等において、まちづくりと一体となった商業集積づくりに取り組む。それにより、高齢者にやさしい商店街づくり等、福祉や生活環境面の整備と連動した商業振興を図る。特に、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市等においては、都市計画法、大規模小売店舗立地法の運用とも連携しつつ、総合的な中心市街地活性化対策を推進する。

また、意欲ある中小事業者や市民起業家を支援するため、店舗の個性化につながる情報の提供や人材育成等を進める。

物流に関しては、関西都市圏への物流コントロール機能の強化を図る。このため、神戸複合産業団地や神戸リサーチパークでの流通立地の推進を図る。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、ソフト、ハードの両面から災害に強い物流システムの確立を図る。

(2) 産業別の就業者数

産業の規模を就業者数（従業地）によってみると、平成12年の840千人から、平成17年には856千人になると見込まれる。

産業別では、今後とも、産業構造、都市構造の高度化や新しい複合機能都市の形成、サービス経済化などの進展に伴い、第3次産業就業者が増加し、平成12年の第1次産業8千人(0.9%)、第2次産業246千人(29.3%)、第3次産業586千人(69.7%)から、平成17年には、第1次産業8千人(0.9%)、第2次産業246千人(28.7%)、第3次産業602千人(70.4%)と第3次産業の比重が着実に増加するものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

本地区の土地利用に当たっては、震災の教訓を踏まえて、安全で安心できる土地利用の推進を念頭に置き、新たな都市核の建設、防災拠点等の整備を推進する。

その際、公害の防止、農地や里山等を含めた自然環境の保全、歴史的風土の保全、治山、治水等に配慮しつつ、計画の基本的方向に沿って、地域の特性を活かし、土地の高度利用、都市機能の強化、都市基盤の整備を図る。それにより、神戸・阪神都市圏全体の中での適正な機能分担のもとに計画的な都市整備を推進し、環境負荷を回避した防災性と代替性に富んだ多核・ネットワーク型都市圏の形成を図る。

土地利用の管理面では、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用の計画的な調整に努めるとともに、土地利用に関する諸制度の適正な運用を図る。このほか、国土利用計画法に基づく土地取引届出制度の運用により、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の確保に努める。

また、生活に密着した緑地の保全、整備や調和のとれた都市景観の形成などを推進し、人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくりを基本理念に、ゆとりと潤いある美しい環境の創造を図る。

(1) 近郊市街地域

住宅供給のために、土地区画整理事業その他手法による街づくりと一体となって、必要な宅地の確保を図る。

また、市街化区域における防災機能の強化及び都市機能の高度化を図るため、都市再整備を促進するとともに、緑地空間、親水空間や広場、公園などのオープンスペースの確保と快適な居住環境の整備により、良好な都市景観の創出と地域の特性に配慮した土地の高度利用を推進する。このため、西宮市、宝塚市、川西市等において市街地再開発事業を積極的に推進するほか、狭小過密住宅地区等の住環境整備を防災性の向上に配慮しながら総合的に進める。

産業用地については、環境保全と都市景観に配慮しつつ、地域の実情に応じて、住工混在解消のための集団移転及びニューファクトリー化の推進など住工共存型の産業配置を進める。また、産業用地の一部を集客・交流ゾーンとして位置づけ、ファクトリーパークの整備等生産関連施設の集客化を推進する。遊休化している工場跡地については、都市機能整備用地として有効利用を図る。

また、都市部での立地条件を活かした新しい都市型産業の育成や域内再配

置のための用地確保に努める。

市街化区域内の農用地については、スプロール的開発を防止し、良好な都市環境に資する空間として有効活用を図るものとする。特に、生産緑地については、生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間等多面的機能を発揮する空間として都市環境との調和を図りながら保全するとともに、緑地、市民農園等公共的利用も図る。

また、六甲山系においては、防災機能を強化するため、グリーンベルト（市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯）の整備を推進する。

(2) 副軸整備地域

豊かで多様な自然環境の保全を図りながら、都市近郊農業の振興、災害の防止等に十分配慮して、複合的な都市整備を推進し、良好な地域環境の創造と土地の有効利用を図る。

住宅地については、神戸市西部、同北部、西宮市北部、宝塚市北部、川西市、三田市西部、猪名川南部等において、良好な住宅用地の整備と業務機能の集積を図り、新しい都市核の創造を図る。特に、神戸中央丘陵地域⁴及び宝塚市北部においては、自然と共生する新都市整備を推進する。また、機能純化から生活空間としての用途混在のまちづくりへの転換を図り、多様な魅力に富んだ街へと、既存の郊外住宅地の機能更新を進める。

産業用地については、神戸市北部、西部において、研究開発、情報通信、ファッショニ等も含め、地域にふさわしい産業機能の充実を図るとともに、職住近接の複合的都市整備と関連づけて、必要な用地の確保を図る。

農用地については、都市近郊農業の振興を図るため、神戸市北部、西部、宝塚市北部、三田市、猪名川町北部を中心に優良農用地の保全・確保等に努める。

また、既成市街地の周辺部においては、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図るとともに、市民農園、農業公園等を整備するなど、田園環境の保全と有効利用に努め、同地域で新たに整備される都市核や大阪湾臨海部との交流の促進を図る。

猪名川渓流に沿う自然公園地域、武庫川沿いの緑地地域など良好な自然環境を有する地域については、自然環境の保全と適正な利用増進を図ることにより、貴重な都市近郊緑地として保全する。

また、新市街地については、計画的に都市公園及び緑地を配置して周辺環

⁴ 神戸市の既成市街地と西神・北神地域との要に位置する区域

境との調和を図るとともに、文教施設や遺跡等の文化財、自然歩道とも一体となった広域的な緑地の形成を図る。

8. 施設の整備に関する事項

本地区において、計画の基本的方向に基づき、震災から創造的復興を実現するため、安全で快適な人間居住の総合的な条件を備えることを基本に、多様で複合的な機能の強化をめざして施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

震災の教訓を踏まえて、安全で安心できる土地利用の推進を念頭に置き、住宅用地の供給を推進するとともに、市街地の防災性の向上、公害の防止、治山治水対策、農林地を含む自然環境の保全に配慮しつつ、産業用地等を確保する。

イ 住宅用地

住宅の質的向上、多様なライフステージに応じた住宅の供給及び居住環境の改善に対処するため、西神・西神第二、神戸研究学園都市（以上神戸市）、北摂（三田市）、西宮名塩ニュータウン（西宮市）等の新住宅市街地開発事業、神戸西グリーンタウン、六甲北ニュータウン、学園南、多井畠西（以上神戸市）、段上、西宮北口駅北東震災復興（以上西宮市）、鴻池、昆陽南（以上伊丹市）、中筋ＪＲ北（宝塚市）等の土地区画整理事業を推進し、良好な住宅用地を確保する。

また、都心業務地の再開発を図るため、舞子公園駅北（神戸市）、西宮北口駅北東（西宮市）、仁川駅前（宝塚市）、中央北地区（川西市）、三田駅前（三田市）等の市街地再開発事業等を推進する。

さらに、神戸中央丘陵地域⁵及び宝塚市北部地域において新都市の整備計画を推進する。

ロ 産業用地

地域にふさわしい産業機能の充実と研究開発機能の集積を図り、副軸整備地域における職住近接を促進するため、神戸リサーチパーク[北神戸第二・第三]、西宮名塩ニュータウン（西宮市）、北摂三田テクノパーク（三田市）等において工業用地、試験研究所用地の整備を進める。

また、流通・工業・研究開発機能を兼ね備えた神戸複合産業団地（神戸

⁵ 脚注4参照

市) の整備を進める。

(2) 交通施設

災害に強い多軸・多重の交通ネットワークの形成をめざして、計画の基本的方向に即応しつつ環境保全に配慮し、西日本国土軸の整備をはじめ、本地区と大阪、神戸間の既成都市区域とを結ぶ南北の幹線道路網や関西内陸環状軸上の開発拠点を東西に結ぶ幹線道路網、地区内の幹線交通網から日常生活交通網に至るまでの総合的な交通ネットワークの確立を図る。

イ 道路

本地区と他地区とを結ぶ幹線道路網の整備をはじめ、地区内の幹線道路網の体系的整備を進める。また、日常生活に密着した市町道、街路、交通安全施設等の整備を推進する。

整備を進める主要な幹線道路及び街路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	第二名神高速道路
地域高規格道路	阪神高速道路北神戸線、阪神高速道路神戸山手線、大阪湾岸道路、神戸中央線、神戸西バイパス
一般国道	28号、173号、175号、176号、428号
主要地方道	川西篠山線、大沢西宮線、有馬山口線、神戸三木線、小部明石線、宝塚唐櫃線
街路	尼崎伊丹線、尼崎港川西線、尼崎宝塚線、建石線、伊丹飛行場線、塚口長尾線、宝塚平井線、呉服橋本通り線、神戸母里線、須磨多聞線、垂水妙法寺線

また、地域高規格道路では、名神湾岸連絡線、第二大阪湾岸道路等の調査を進める。

さらに、南北交通の交通アクセスの向上を図るため、阪神間南北線、東神戸線、神戸中央線南伸部の調査を進める。

ロ 鉄軌道

鉄軌道については、神戸電鉄三田線（有馬口～横山）、同粟生線（鈴蘭台～押部谷）の複線化を推進するとともに、需要動向等を勘案しつつ、在来鉄道の輸送サービスの向上を図る。

また、空港アクセスに関連して、大阪国際空港広域レールアクセス構想等の具体化に向けた検討を行うほか、阪神南北鉄軌道の構想の具体化、神戸市営地下鉄西神延伸線の再延伸、阪神モノレール等について検討を進めるとする。

(3) 公園緑地

災害に対する都市の安全確保を図るとともに、野外レクリエーション活動、創造的文化活動、自然とのふれあい、コミュニティの形成等、住民の多様なニーズに対応し、住区基幹公園を重点的に整備する。

また、国営明石海峡公園（神戸市）をはじめ、北神戸田園スポーツ公園（神戸市）、県立有馬富士公園（三田市）、塩瀬中央公園（西宮市）等の大規模公園、都市基幹公園の整備を推進する。

これらの公園緑地の整備に当たっては、地区内のすぐれた自然環境の保全とゆとりと潤いのある美しい環境の創造等に配慮しながら、系統的な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活の質の向上やライフスタイルの変化、産業の高度化等に対応するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

平成17年度における給水人口1,967千人を目指し、神戸市水道事業第7回拡張事業（神戸市）など水道施設の整備充実を図るとともに、水道の広域化をめざして、兵庫県水道用水供給事業や阪神水道企業団第五期拡張事業を推進する。

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、豊かな生活環境の創造に資するため、平成17年度における下水処理区域人口1,910千人を目指し、処理施設及び排水施設を整備する。

このため、猪名川右岸、武庫川の各流域下水道事業などを軸に市町の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を促進する。

ハ 廃棄物処理施設

ごみ処理量の増大に対応するとともに、排出ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、広域的な廃棄物処理をめざし、尼崎市立クリーンセンター第2工場整備事業をはじめとする、ごみ処理施設の新設及び更新を進め。また、循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイクル関連法の成立を受け、ごみの減量化、資源化及び再生利用等に向けたシステムの構築に努める。

し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、し尿処理施

設から汚泥再生処理センターへの更新を進める。また、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の実情に応じて、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の整備や農業集落排水事業の推進を図る。

さらに、大阪湾広域臨海環境整備センターが、広域的な廃棄物処理事業として大阪湾圏域において実施しているフェニックス事業を引き続き推進するとともに、新たな広域的廃棄物処分場の確保について、長期的な観点から調査研究を行い、他計画と調整を図りつつ、事業の具体化について検討する。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、地域住民生活の安全を守るとともに、潤いのある親水空間や生物生息空間の確保に資するため、流域での流出抑制対策とあわせて、淀川水系、武庫川水系等の河川の整備及び石井ダム等の建設を進める。また、水需要の増加に対処するため、猪名川総合開発事業等を推進する。

さらに、土砂災害等より住民の生命と財産を守るために、また自然環境の保全に資するため六甲山系、北神戸地区、武庫川水系等の治山・砂防及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

加えて、高潮、波浪等による災害に対処するため、東播海岸において直轄海岸保全施設整備事業を推進し、豊かな親水性や自然環境を有した海浜の保全と創造をめざす。

(6) 住宅

今後の住宅政策に当たっては、安全で安心して暮らせる良好な居住環境の整備をめざし、防災性の向上、自然環境の保全等に配慮しながら、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により生活環境整備と一体化した住宅や高齢者向け住宅、環境共生住宅、情報化対応住宅など多様なニーズに応じた住宅の供給を進める。

このため、舞子公園北（神戸市）、西宮北口駅北東（西宮市）、仁川駅前（宝塚市）、中央北地区（川西市）、三田駅前（三田市）における市街地再開発事業等を推進する。また、各地で老朽化した公営住宅の建替えを促進する。

(7) 教育文化施設

教育環境の充実という観点から学校施設、体育施設等の所要の整備を図るほか地域の自然を活かした野外教育施設の整備を進める。

一方、高等教育機関に関しては、県立大学の改革をはじめ、HUMA P（兵

庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進など、大学間の連携を推進するほか、特色ある大学や試験研究機関の誘致を進め、学術研究機能の充実を図る。

また、地区住民の教育文化活動の向上に資するため、施設の地域的配置の適正化を図りつつ、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設の整備充実を図る。なお、スポーツ施設に関しては、小学校の敷地、余裕教室等を活用して、小学校区を基本単位とした住民の自主運営による地域スポーツクラブの設置を各地で推進していく。

このほか、地域のレクリエーション需要に応え、豊かな生活環境を創造するため、文化・スポーツ・レクリエーション（CSR）活動の拠点として神戸野外CSR施設、阪神野外CSR施設の整備を推進する。

(8) その他の施設

イ 通信施設

IT革命の成果を享受できる地域社会の実現をめざし、産業、県民生活、行政の各分野においてITの積極的活用を図るとともに、その推進に不可欠な高速大容量の情報通信基盤の整備を推進する。

産業の情報化に関しては、中小企業のITの活用を促進するほか、情報通信分野のインキュベータ施設の整備などを進める。

県民生活の情報化に関しては、保健・医療・福祉、教育、芸術・文化、環境保全・創造、防災等の各分野において、新たな情報システムの構築を図る。このうち、教育の情報化では、学校間での動画像の伝送が可能な教育情報スーパーネットワークや校内LAN、県内図書館の情報をネットワーク化するHALネットの構築を推進する。また、学校を地域に開放し、学校と地域社会の間で様々な情報の共有化を図る。

行政の情報化に関しては、インターネットによる行政情報の提供を一層進めるほか、行政手続きの電子化や行政間のネットワーク拡充を推進する。

情報通信基盤に関しては、県内の主要拠点を結ぶ高速大容量の基幹ネットワーク「兵庫情報ハイウェイ」の構築を図る。また、ネットワークの利用促進のため、地域整備拠点におけるアクセスポイントの整備等を進める。

なお、ケーブルテレビに関しては、神戸市等において延長・整備計画を推進する。

ロ 医療施設

人口の増加、とりわけ老齢人口の増加及び疾病構造の変化などに伴う医療需要の増大と専門化、多様化に対処し、医療サービスの向上を図る。

ハ 職業訓練施設

産業構造の高度化、技術革新の進展等に対応するため、職業能力開発体制の充実を図る。

ニ 社会福祉施設等

介護保険制度の円滑な実施と高齢者の生きがいづくりの推進を図るため、老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）にもとづき、老人福祉施設等の整備など、在宅・施設サービス基盤の充実等に努める。

また、障害者の社会参加を促進するため、授産施設、更生施設等の整備を促進するほか、各種社会福祉施設等の整備充実に努める。

保育施設については、近年の多様化する保育需要に対応するため、保育所の整備に引き続き努める。

なお、福祉ゾーンの整備として、神戸市の玉津地区および有野地区において社会福祉施設等の面的、一体的な整備を進める。

ホ 農業生産施設等

優良農地を確保し、農業の担い手を育成するため、ほ場整備をはじめとする生産基盤整備を進めるとともに、快適な田園居住空間を創出するため、農村における生活環境整備を推進する。

9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、環境基本法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例をはじめとする関係法令にもとづき、環境負荷の軽減と自然環境の保全に努めるとともに、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成を目指し、自然資源・エネルギーの循環を促す社会経済システムの構築と県土づくりを進める。

このため、兵庫県環境基本計画にもとづき、自律を前提とした県民、事業者、行政等のパートナーシップの確立と多様な担い手の育成等に取り組み、環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な展開を図るほか、兵庫地域公害防止計画のもと、公害防止のための各種施策を実施する。

イ 大気汚染については、排出規制、総量規制等発生源に対する規制の徹底及び指導の強化を図る。窒素酸化物や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、有害大気汚染物質の対策については、工場・事業場、自動車等の発生源に対し大気保全対策を総合的に推進する。このうち、浮遊粒子状物質に関連しては、ディーゼル車対策等の強化を図る。

ロ 水質汚濁については、生活排水処理率 99%の達成をめざし公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の整備を進めるとともに、普及・

啓発活動、環境保全活動等を通じ生活排水対策の推進を図る。また、排水基準、C O D、窒素及び燐の総量規制による工場・事業場への規制措置の徹底及び富栄養化対策、堆積汚泥の除去等の河川、海域浄化対策を推進する。

汚濁負荷の低減により良好な水質を確保するとともに、健全な水循環の確保やなぎさの再生をはじめとする親水空間、生態系の保全等、総合的な取組みにより水環境の保全・創出を図る。また、有害物質による地下水・土壤汚染を改善するため、各種の浄化対策を実施し地盤環境の保全を図る。

広域的な環境問題である大阪湾・瀬戸内海の環境保全対策については、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながらその推進に努める。

ハ 有害化学物質対策については、ダイオキシン類対策特別措置法にもとづき、大気汚染状況の常時監視、土壤・水質・地下水調査、発生源の規制、普及啓発活動等ダイオキシン対策を総合的に推進する。

また、ダイオキシンを除く外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）についても、継続的な調査により大気環境、水環境における実態把握に努める。

ニ 工場等による騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じ、工場等の適地への移転を促進する。

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ホ 交通については、「兵庫県自動車公害防止計画」にもとづき、自動車排出ガスや騒音などの発生源対策を強化するとともに、交通需要マネジメントの実施や公共交通機関の整備・利便性向上などにより交通量の低減化に努める。

また、道路では周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて環境施設帯の設置や遮音壁の設置等の施策を講じる。

大阪国際空港周辺の航空機騒音については、低騒音機の導入など発生源対策を促進するとともに、国、県ならびに関係市が連携を図りながら大阪国際空港周辺緑地整備事業など空港周辺整備を推進する。

新幹線の騒音・振動については、発生源対策、障害防止対策を促進するとともに新幹線沿線の土地利用の適正化を図る。

在来鉄道の複線化に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

ヘ 地域からの地球環境保全対策については、新兵庫県地球温暖化防止推進計画等にもとづき、自然・未利用エネルギーの利用を進めることに加え、オゾン層保護に向けたフロンの放出規制、回収・処理の推進や酸性雨監視

体制の強化を図る。

- ト これらの諸施策とあわせて、環境監視体制の確立を図るとともに、環境負荷の低減、自然環境の再生・復元、省資源化・エネルギーの循環・効率化等について、地域の特性にもとづく調査の実施や技術研究の推進を図る。
- チ 自然環境を保全し、自然とのふれあいの場を確保・創出するため、緑地保全地区等の指定、自然公園、森林・里山林等の保全、海浜、河川、湖沼・ため池等の再生、生物生息空間（ビオトープ）の保全、野生生物の保護を進めるほか、都市公園、グリーンベルト（市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯）の整備や都市緑化の推進、都市景観の保全と創造を図るなど、ゆとりと潤いのある美しい環境の形成に努める。また、失われた自然の回復・創造に積極的に取り組む。特に、阪神・淡路大震災の被災地においては、復興に併せ継続して樹木の植栽を進め緑化を推進していく。
- リ 開発整備事業の実施に際しては、事前に、実施等が環境に及ぼす影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に応じて見直しを実施するなど、所要の措置を講じることにより、環境の保全と創造について適切な配慮を行うものとする。

10. 防災対策に関する事項

阪神・淡路大震災により、多大な犠牲者と家屋の倒壊、鉄道、高速道路及び港湾の損壊、ライフラインの寸断など未曾有の被害がもたらされた。

この経験を教訓に、震災のみならず風水害等の災害全般を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるべく、県土の保全、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン網の整備等の防災基盤の強化及び広域防災体制の確立等を図り、災害に対する備えや災害時の対応を進める。なお、防災対策の実施にあたっては、県及び市町における地域防災計画に基づき、総合的・計画的に行うこととする。

(1) 防災都市構造の構築

避難路、避難地、緊急輸送道路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川などの骨格的な基盤施設の整備や老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等の市街地の面的整備などを進め、防災性の高い、堅牢でしなやかな都市構造の形成を図る。

(2) 公共施設の防災化

庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設などの耐震

性、耐火性の強化及び風水害に対する安全性の確保を図る。

(3) 土砂災害対策の実施

治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設をはじめとする土砂災害の防止施設等の整備を進める。なお、六甲山系においては、グリーンベルト（市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯）の整備を推進することで、良好な都市環境、風致景観に配慮しつつ防災機能を強化する。

(4) 水害対策の実施

河川施設、海岸保全施設、ため池施設をはじめとする水害等の防止施設の整備を図る。

また、都市内中小河川については、点検・評価・水防体制の強化を進めること。

(5) 交通網の整備、ライフラインの確保

格子型高規格道路網とそれらを補完する一般道路網、鉄道網の整備を進めることなど、代替性を備えた陸・海・空にわたる多元多重の交通ネットワークを形成する。

また、共同溝・電線共同溝の整備を進めるなど電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震性や風水害に対する安全性を確保するとともに、多重化、拠点の分散等による代替性の確保を推進する。なお、阪神地域の諸河川に導水し、市街地に導くことにより、非常災害時における緊急用水の確保を可能とする阪神疏水構想の推進を図る。

(6) 防災拠点の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、震災時、風水害時の情報機能を備えた広域防災拠点を整備し、これらと連携する地域における広域避難地、救護・復旧のための拠点となる地域防災拠点の整備を推進する。

さらに地域の自立的な防災機能を強化するため、震災時に延焼遮断空間、風水害時に避難路として機能する広域防災帯を計画的に配置・整備し、市街地の不燃化を推進するとともに、面的整備事業を活用して、公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等を配置したコミュニティ防災拠点（防災安全街区）の整備を推進する。

奈良地区近郊整備区域建設計画

平成13年10月
奈 良 県

目 次

1. 計画の性格	67
2. 計画の対象区域	67
3. 計画の期間	67
4. 計画の基本的方向	67
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	69
6. 産業の業種、規模等に関する事項	70
7. 土地の利用に関する事項	72
8. 施設の整備に関する事項	75
9. 環境の保全に関する事項	80
10. 防災対策に関する事項	81

奈 良 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、奈良地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町村は、次のとおりである。

大和平野地域

奈良市（一部）、大和高田市、大和郡山市（一部）、天理市（一部）
橿原市（一部）、桜井市（一部）、御所市（一部）、生駒市（一部）
香芝市（一部）、平群町（一部）、三郷町（一部）、斑鳩町（一部）
安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町（一部）、明日香村（一部）
新庄町（一部）、當麻町（一部）、上牧町、王寺町、広陵町、
河合町

大和高原地域

都祁村（一部）、大宇陀町、菟田野町、榛原町（一部）

五條・吉野地域

五條市（一部）、吉野町（一部）、大淀町、下市町（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施にあたっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本地区は、奈良県域の中核部を占めるとともに、京阪神地区の近傍に位置し、世界に誇り得る貴重な文化遺産や、これらと一体を成す歴史的風土と恵まれた自然環境を併せ持っている。

一方、急速に都市化が進んできた本地区においては、交通混雑や水質汚濁、流域の持つ保水・遊水機能の低下などの都市化の弊害が顕在化している。また、産業機能をはじめとした様々な都市機能の京阪神地域への依存傾向が強いなどの諸課題を抱えている。

こうした課題を踏まえ、今後の本地区の開発整備にあたっては、少子高齢

化、高度情報化の急速な進展等、時代の変化に的確に対応するとともに、県民が心の豊かさとゆとりを感じ、安全で安心して暮らせるまちづくりを基本に、豊富な歴史・文化・自然などの本県の特性を発揮し、広域的な交流の活性化を図り、個性と魅力に満ちた、内外から注目されるような存在感のある地域形成に向けた整備を進める。

(2) 以上のような方向に沿って、次の方針により整備を進めるものとする。

イ 世界遺産などの貴重な文化遺産や、これらと一体を成す歴史的風土及び自然環境を保全しつつ、それらと奈良県立万葉文化館等の施設とを結ぶネットワークを整備することによって、歴史街道のルート形成を図るとともに、観光資源の発掘・創出による観光交流機会の拡大に努め、我が国や世界の人々が、本県を心のオアシスと感じ・訪れ・集う「関西の憩いのオアシス」の形成を進める。

また、西暦2010年の平城遷都1300年に向け、特別史跡平城宮跡の第一次大極殿院の復原など、平城遺跡博物館構想の早期実現を促進するとともに、平城京の区域を中心に「歴史体感」「文化創造」「国際交流」を基本コンセプトとする「歴史・文化国際交流ゾーン」の整備計画を策定し記念事業の推進を図る。

ロ 21世紀の我が国を代表する文化・学術・研究の新たな拠点として、良好な自然・居住環境を備えた関西文化学術研究都市の建設を進める。

さらに、近畿リサーチ・コンプレックスの中核としての関西文化学術研究都市と、県内及び近畿各地における学術・産業の研究開発拠点との交流・連携を推進する。

ハ 檜原市を中心とした奈良中和地方拠点都市地域において、商業・業務機能や文化、居住環境などの高次な都市機能の集積を図り、本地区の発展を先導する都市圏としての整備を進める。

ニ 快適で豊かな県民生活を確保できるよう、住宅、公園、下水道をはじめとする生活排水処理施設、廃棄物処理施設などの生活環境施設の整備を図るとともに、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と福祉の向上に配慮しつつ、水資源の開発を推進する。

ホ 京阪神大都市圏や関西国際空港及び関西文化学術研究都市への円滑なアクセスや広域的な視点に立った豊かな交流・連携強化を考慮しつつ、「なら・半日交通圏道路網構想」の実現を目指し、京奈和自動車道の整備をはじめとした幹線道路網の整備を図るとともに、市街地での渋滞対策や、奈良らしさを活かした沿道景観の整備を進める。

また、総合行政ネットワークの構築や、光ファイバー網等の整備を推進し、総合情報通信ネットワークを形成する。

ヘ 産業の振興にあたっては、新たな事業展開や創業に対する支援体制及び制度を整備するとともに、地場産業や農林業の振興を図る。

ト 子ども一人一人の個性を生かし、豊かな人間性や創造性をはぐくむことができるよう、地域社会に根ざした開かれた学校づくりや教員の資質向上に努めるなど、学校教育の一層の充実を図る。

また、情報化や国際化など社会の変化に適切に対応するため、コンピュータ等情報教育環境の整備や児童生徒の国際理解の向上に資する施策などを推進する。

さらに、県民一人一人が心豊かに健康で生きがいのある充実した人生を過ごすことのできる生涯学習社会を推進するため、人々が手軽にスポーツに親しめるよう体育施設の整備や有効活用を図るとともに、公民館、図書館など社会教育施設の整備充実と施設相互間のネットワークを推進する。

チ 人口の高齢化、少子化など社会構造の変化に対応するため、保健医療、福祉の連携を進め総合的なサービス提供の充実や子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進し、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設、地域医療の中核となる病院等の医療施設などを整備充実する。

また、住みよいまちづくりからの視点からも、高齢者や障害者、子育て支援等に配慮した公共的施設の自主的な整備を進める。

(3) この計画の実施にあたっては、財政状況等との調整を図りつつ弹力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図るものとする。また、地区内市町村の自主的努力を尊重する。さらに、地域の環境の適切な管理に努め、環境の保全を図るとともに、農林地の保全、治山治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な考慮を払うものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本地区の人口総数は、今後のかなりの社会増の回復を想定し、良好な住環境を求めて近隣府県からの流入により、平成12年の 1,341千人（県下総人口の93%）から、47千人程増加し、平成17年には、1,388千人になるものと見込まれる。

- (2) 人口の年齢別構成を見ると、平成12年の年少人口200千人、生産年齢人口930千人、老人人口211千人から、平成17年には、年少人口は202千人（平成12年比1%増）、生産年齢人口934千人（平成12年比3%増）、老人人口252千人（平成12年比20%増）になるものと見込まれており、それぞれ増加が予想される。
- (3) 本地区の一般世帯数は、平成12年の452千世帯から、今後5年間に26千世帯程度増加し、平成17年には、478千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 労働力の需給については、経済動向や産業・就業構造の変化、労働力人口の動向等により、需給両面において変化が進んでおり、こうした雇用動向を的確に把握し、労働者のニーズに即した雇用安定対策を推進していくことが必要である。
特に、高齢者や女性労働者、心身障害者等の雇用環境の改善、職業能力の開発向上など、雇用の場の確保を図るための施策及び対策を進める。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 本地区は、京阪神経済圏の中心である大阪市からおおむね50キロメートル圏内にあり、時間距離も1時間程度と交通の便にも恵まれているので、繊維、木材、食料品、皮製品等の地場産業、大都市近郊の特性を生かした農業、古都奈良をはじめとする観光産業等に加えて、労働生産性の向上が著しい一般機械、電気機械等の高付加価値型産業が立地している。また、近年の人口の増加や需要の多様化に伴い、小売り・飲食業など第3次産業の立地が進んでいる。

しかし、京阪神大都市圏への交通が至便であることから、県外への通勤者が多く、地区内就業率は低い水準にある。このため、職住近接の観点からも、次の事項を基本方向として、農林業、地場産業など既存産業の活性化及び都市地域、農村地域などに応じた産業の振興を積極的に推進するとともに、ITの進展などによる新たな時代ニーズに対応した産業の育成、振興を図る。

イ 企業の調和ある集積や新規産業の創出などを図るための産業支援環境の形成

ロ 自然環境、文化遺産、地域技術、農林水産物など地域資源を活用した産業の活性化

ハ 価値観の多様化や、国際化、IT、少子高齢化の進展、環境問題などの社会情勢の変化に対応する産業構造の高度化の推進

ニ 生産の省力化・高精度化や商品の高付加価値化のための技術開発の推進 ホ 優秀な経営管理者・技術者、農林業・地場産業の後継者など幅広い人材の養成

(2) 以上の基本方向に沿って、次の方針により各産業の振興を図る。

イ 本地区の農業は、恵まれた気象条件や京阪神地区への至近性、高い生産技術などに支えられて、県内はもとより京阪神地区に対する生鮮農産物の供給基地としての役割を担っている。しかし、ウルグアイ・ラウンドの農業合意による農産物貿易の自由化や食糧の需給調整問題をはじめ、急速な都市化に伴う農地の蚕食や農業用水の汚濁、生産基盤の整備の遅れ、兼業化・高齢化の進行、後継者不足など数多くの課題を抱えている。

このため、担い手の育成・確保をはじめ、生産基盤の加速的な整備を推し進めるとともに、老朽化した農業水利施設の改修整備を行い、農業用水の安定確保と安全な施設管理を行うため、国営かんがい排水事業を実施し、優良農地の確保と保全、その効率的な利用を図るとともに、バイオテクノロジーなどの先端科学技術の開発・普及及び情報化などを積極的に推進し、消費者ニーズの多様化に対応した収益性の高い地域農業の振興を図る。

また、快適な居住環境を実現するために生産基盤と生活基盤の一体的整備を図るとともに、消費者との連携や相互理解、レクリエーションの場の提供、水辺のふれあいなどを推進し、県民の豊かな生活を確保する。

林業については、労働者の高齢化と担い手の減少、住宅建築構法の多様化や生活様式の変化による県産木材の需要の減少、代替品の進出や外材との競合による木材価格の低迷、収益性の悪化による林業生産活動の減退、森林の管理水準の低下による荒廃森林の発生等の多くの課題を抱えている。

このため、高性能林業機械による林業の機械化を推進し林業生産性の向上を図るとともに、林業労働環境の改善を図ることにより、林業担い手の確保・育成に努める。また、県産材の品質の向上なかでも乾燥材の供給拡大を促進し県産材の需要拡大を推進する。さらに、間伐等の森林施業を適正に行うことにより、森林の持つ多様な公益的機能の維持・増進を図るとともに、森林資源の循環利用を通じて持続可能な森林経営を目指す。

ロ 本地区の工業については、京阪神大都市地域の近郊という立地条件の有利性はあるものの、景気の低迷などの影響から製造品出荷額は平成9年以降減少している。

さらに、繊維、木材、食料品、皮製品などの地場産業の占める比率が高く、企業規模の零細性や販売力の脆弱性の故に、経営面や雇用面などにお

いて多くの課題を抱えている。

このため、今後とも予想される社会・経済環境の変化に対応して、技術や資金面の支援を充実し、地場産業を中心とする既存産業の活性化を図るとともに、創業や経営の革新を総合的に支援する体制整備を進め、新規産業分野の開拓に努める。

- ハ 関西文化学術研究都市において、先端科学技術分野、生活・情報関連分野等の研究機能の集積を進め、それらの研究成果を活用した産業の育成を図る。
- ニ 商業については、本地区の人口増加による潜在購買力の増加、消費者ニーズの多様化に対応するため、商店街活性化のための基盤整備と企業経営の体質強化に努める。

また、大型店の立地について、周辺環境への配慮を求める。

- ホ 本地区の観光については、豊富な文化遺産や恵まれた自然環境を背景として、多くの観光客が訪れているが、古社寺見学を中心であるために、多様化する観光客の需要に十分対応しきれていない状況にあり、さらに高速性のある幹線交通網及びそれへのアクセス交通網が整っていないことなどにより、入込観光客数が伸び悩んでいる。また、宿泊施設も十分確保されていないことなどにより日帰り客が多いのが現状である。

このため、歴史街道計画を推進し、新たな観光資源の発掘やルートづくりを進め、観光圏の拡大を図るとともに、観光客の受け入れ体制の強化や情報発信機能の充実を図る。

- (3) 本地区の従業地就業者数は、今後は、さらに第3次産業の比重が高まり、平成12年の第1次産業 18千人（4%）、第2次産業142千人（29%）、第3次産業 323千人（67%）から、平成17年には、おおむね第1次産業16千人（3%）、第2次産業144千人（28%）、第3次産業354千人（69%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

- (1) 本地区においては、近年の社会経済情勢から見ると、都市化の進展はその速度を緩めると見通されるもののなお安定的拡大傾向が続いている。今後の土地利用にあたっては、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、「地域特性を生かした県土づくり」を基本目標とし、豊かな自然と優れた歴史・文化遺産を保全しつつ、本地区の特性にふさわしい土地利用を図る。

(2) 本地区を、人口の増加及び産業の発展が継続している大和平野地域、地勢上良好な開発可能地を有する大和高原地域、及び自然環境、森林資源に恵まれている五條・吉野地域の3地域に区分して、それぞれの地域特性を踏まえた土地利用の方向を明らかにする。

イ 大和平野地域

歴史的風土や豊かな自然環境との調和を図りつつ、住宅系、商業・業務系、工業系等各機能のバランスに配慮し、県全体の先導的な役割を担う地域としての発展を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 奈良県らしさを象徴する歴史的風土や自然環境の保全・活用を図る。特に都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に配慮して、ゆとりある都市環境の形成を図る。
- ・ 奈良市を中心とした北部については、近畿圏の中でも主要なものと位置付けられる新たな都市圏の形成を目指し、関西文化学術研究都市等先導拠点地域において、自然景観との調和に留意しつつ、多様化する都市的土地利用に対応した高度な土地利用を図る。また、中央新幹線構想を推進するとともに、京阪奈新線の整備を推進し、関西圏の主要都市をはじめとする全国各地との交流・連携を図る。
- ・ 檜原市を中心とした中南部については、大和平野北部にならぶ、本県の発展を先導するもうひとつの都市圏の形成を目指し、奈良中和地方拠点都市地域において、自然景観との調和に留意しつつ、「職・住・遊・学」等諸機能の調和に配慮して、多様化する都市的土地利用に対応した高度な土地利用を図る。
- ・ 主要駅周辺地域等において公共空間の確保を図るほか、美しく良好な街並み景観やゆとりある都市環境の形成に配慮して、快適居住機能、商業・業務機能、文化、余暇等多様な都市機能を備えた市街地の総合的な整備を図る。
- ・ 高規格幹線道路をはじめとする広域幹線道路、県内幹線道路、県内鉄道網の整備を推進するほか、これら主要幹線道路の沿道地域においては、商業・業務機能、物流機能等多様な産業機能の集積を考慮した土地利用を図る。
- ・ 歴史街道計画を推進するとともに、歴史的な町並みの保全・形成、及びそれぞれの地域の歴史的風土にふさわしい沿道景観づくりを図り、宿泊機能や交通基盤整備を推進し、滞在型観光の振興に努める。
- ・ 住宅用地については、人口・世帯数の増加等に伴う新たな住宅・宅地需要の発生に対応し、その確保を図るとともに、自然景観との調和及び良好

でゆとりある都市環境の形成に留意しながら、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、面的な整備事業を推進する等、地域の特性に応じた施策を展開し、計画的かつ効率的な市街地整備を行う。

- ・ 農業では、多様な消費者ニーズに対応するため、大都市近郊の利点を生かした高収益農業の展開を図るとともに、計画的な土地利用を推進し、優良農地の確保とその効率的な利用に努める。そのため、ため池決壊による災害を未然に防止し、農業経営の安定を図る国営総合農地防災事業を行う。
- ・ 森林については、良好な生活環境を確保し、都市機能を充実させる身近な緑地空間としての公益的な利用を基本とするとともに、県土保全等公益的機能の維持・向上を図る。
- ・ 各種公園や水辺空間の整備及び農村における田園風景等の美しい緑空間の確保により、のどかでやすらぎのある環境づくりを進める。
- ・ 超過洪水等に対応すべく、治水施設の整備や流域のもつ保水機能の維持・確保等総合的な治水対策を進める。

□ 大和高原地域

名阪国道や近鉄大阪線による都市との近郊性を生かし、住宅系、工業系等各機能のバランスに配慮した複合的な地域振興策を展開することにより、魅力と活力に満ちた地域社会の形成を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 豊かな自然環境を大切に保全するとともに、特に都市的土地区画整理事業には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行い、自然環境への負荷の低減に努める。
- ・ 椿原町を中心として、地域全体の発展を先導する拠点の形成を目指し、快適居住機能、商業機能等多様な都市機能の集積を促進するとともに、本地域においては、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、住宅系、産業系等諸機能の調和に配慮した複合的な地域振興策を開発する。
- ・ 幹線道路、生活道路、農道や林道等生活・産業基盤の整備を地域の実情に応じて進めるとともに、都市との近郊性及び緑豊かな自然を生かした新たな住宅地、工業団地、都市住民が手軽に余暇を過ごせるような観光・保養・レクリエーション拠点の形成等、複合的な地域開発を進める。
- ・ 農業では、生活環境の改善等定住条件の整備を図るとともに、国営総合農地開発事業を中心とした農業生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、耕作放棄地等の増加を防止しつつ、優良農用地の確保・保全及び効率的な利用を図る。また、生活にやすらぎと活力を生み出す農山村の

保全とその環境の整備を図り、都市住民との交流の場の形成に努める。

- ・ 森林については、名阪国道や近鉄大阪線による交通の利便性を生かし、都市住民との交流の場となる緑地空間としての利用を図るとともに、水源かん養機能の維持・向上に配慮した多面的な整備を行う。

ハ 五條・吉野地域

地域の実状に応じた振興策を展開することにより、魅力と活力に満ちた地域社会の形成を図ることを基本として、次により県土利用を行う。

- ・ 散在する歴史・文化遺産及び豊かな自然環境の保全・活用を図る。特に都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行い、自然環境への負荷の低減に努める。
- ・ 五條市、大淀町を中心として、地域全体の発展を先導する都市圏の形成を目指し、居住・商業・工業機能の集積を図るほか、新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域を含め、住宅系、産業系等諸機能の調和に配慮した複合的な地域振興策を展開する。
- ・ 京奈和自動車道等、主要幹線道路沿道地域においては、生産・物流機能等の産業機能の集積を考慮した土地利用を図る。
- ・ 東海南海連絡道の構想を推進するとともに、京奈和自動車道、五條新宮道路等の幹線道路、生活道路、農道や林道の整備を推進し、歴史街道計画に基づく快適な周遊ルートの形成を図る。また、そのルートを中心として、地域情報の発信に努めるとともに、歴史・文化資源や温泉等地域の資源を生かした観光・保養・レクリエーション拠点の形成を図る。
- ・ 農業では、生活環境改善等定住条件の整備を図るとともに、国営総合農地開発事業を中心とした農業生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、耕作放棄地等の増加を防止しつつ、優良農用地の確保・保全及び効率的な利用を図る。また、農山村空間を自然とのふれあいの場として活用することにより、都市住民との交流・連携を推進し、活力ある地域づくりを進める。
- ・ 森林については、木材生産をはじめ、水源かん養、山地災害防止、保健・文化等多様な機能を發揮しうるよう多面的な森林整備を行う。

8. 施設の整備に関する事項

本地区の秩序ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づき、施設の整備を図る。その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

住宅需要に対処するため、五位堂駅前北（香芝市）、JR奈良駅南（奈良市）、近鉄西大寺駅南（奈良市）等の土地区画整理事業を推進する。

また、良好な市街地の形成を図るため、JR奈良駅周辺（奈良市）等において土地区画整理事業の推進を図るとともに、王寺駅前久度地区中央街区（王寺町）、近鉄生駒駅前北口（生駒市）等における市街地再開発事業を推進する。

ロ 工場用地

大都市近郊という立地条件を生かすとともに、自然環境や生活環境に配慮した工業団地の整備を適切に誘導する。

ハ 関西文化学術研究都市

関西文化学術研究都市の建設を進めるため、平城宮跡地区（奈良市）、高山地区（生駒市）、北田原地区（生駒市）において、整備方針に基づいた開発整備を推進する。

(2) 交通施設

交通需要増大に対処するとともに他地域との交流・連携を強化するため、環境の保全に配慮しつつ、土地利用等との整合のもとに各種交通施設の総合的な整備を進める。

イ 道路

本地区と他地域との交流・連携を強化する道路の整備を推進するとともに、本地区を含む県内のどこへでもおよそ2時間以内で移動でき、半日で往来できる道路網の形成を目指して地区内の道路の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路 京奈和自動車道

地域高規格道路 南阪奈道路、五條新宮道路、中和東幹線、
学研都市連絡道路

一般国道 25号、165号、166号、168号、169号、308号、
369号

主要地方道 奈良名張線、桜井吉野線、枚方大和郡山線、
桜井明日香吉野線、大和高田桜井線、

	天理王寺線
一般県道	橿原神宮東口停車場飛鳥線、富田林五條線、西佐味中之線、多武峯見瀬線、今木出口線、下市宗桧線
街 路	中和幹線、大和中央道、高山富雄小泉線
連続立体交差事業	J R 奈良駅付近連続立体交差事業
大規模自転車道	飛鳥葛城自転車道

また、関西圏域と中部圏域の連携を強化し、西日本における広域経済文化圏の形成に寄与する紀伊半島中央部を横断する東海南海連絡道構想の推進を図る。

さらに、日常生活に密着した市町村道、自転車歩行者道等の交通安全施設等の整備を進める。

これらの整備にあたっては、歴史景観に配慮した快適な道づくりを目指し、「道の駅」の整備や電線類の地中化等を進め、歴史街道計画の推進等を図る。

□ 鉄軌道

関西文化学術研究都市等の整備に伴い発生する輸送需要の増加に対応するため、京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘）の整備を推進する。

また、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。

(3) 公園、緑地等

住民のレクリエーション地の確保や都市緑地の確保等、都市生活における安全性、快適性の向上に向け、平成17年度における住民1人当たり都市公園面積約14.2平方メートル（保全区域内の公園面積を含む）を確保することを目的に、国営飛鳥歴史公園（明日香村）、馬見丘陵広域公園（広陵町、河合町）、橿原運動公園（橿原市）、大和高田市総合公園（大和高田市）、五條中央公園（五條市）、三郷中央公園（三郷町）、高取中央公園（高取町）、イモ山公園（生駒市）、榛原フレンドパーク（榛原町）等の公園緑地の整備を進める。

これらの公園緑地の整備にあたっては、高齢者や障害者、また、子育て中の親に配慮するとともに、地区内における優れた自然環境、文化財等と調和のとれた整備を計画的に推進する。

(4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対応するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水道

平成17年度における水道普及率99.3%を目指し、県営水道用水供給事業を推進するとともに、奈良市をはじめとした市町村において上水道施設、簡易水道施設等の整備拡充を図る。

なお、大滝ダム等の水資源開発施設の建設を促進するとともに、今後の水需要に対応するため、水道施設の整備を進める。

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成17年度における下水処理区域人口約1,010千人を目指し、下水道の整備を図る。このため、大和川上流流域下水道事業、宇陀川流域下水道事業、吉野川流域下水道事業及び関係市町村による公共下水道事業等を推進する。

なお、終末処理場の建設にあたっては、周辺環境との調和に留意しつつ、環境整備を図る。

ハ 廃棄物処理

ごみ処理については、ごみの減量化、資源化に向けた取組を進めるとともに、各種ごみ処理施設及び収集体制の整備、大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の活用等総合的な処理体制の確立を図る。

さらに、ダイオキシン類の排出削減対策等の一層の推進を期すため、奈良県ごみ処理広域化計画に沿ってごみ処理施設の集約化を進める。

また、し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、し尿処理施設の整備を推進するとともに、生活排水対策として地域の実情に応じ合併処理浄化槽等の整備を図る。

(5) 河川、水路、治山、砂防

流域の都市化の進展に伴う流出増に対応し、洪水に対する安全度を高めるため、河川改修及び多目的遊水地等の治水施設の整備を図るとともに、流域が持つべき保水機能を確保するなど総合治水対策を推進する。

さらに、歴史景観や自然環境に配慮しつつ、豊かで清らかな美しい川を目指して河川環境の整備に努める。特に、大和川及びその流域においては清流ルネッサンス21計画の推進など積極的な河川浄化対策を進める。

また、水需要の増加に対応するとともに、洪水調節及び流水の正常な機能

の維持増進を図るため、多目的ダムとして大滝ダム、治水ダムとして岩井川ダム、生活貯水池として大門ダムの建設を促進する。

さらに、大和川、淀川、紀の川水系等において治山、砂防、地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進し、土砂災害の防止、自然環境の保全を図る。

(6) 住宅等

人口の増加、世帯分離等による住宅需要の増加により、計画期間内に必要な住宅建設戸数は約60千戸と見込まれる。

このため、天理団地（天理市）をはじめとする公営住宅建替事業や、密集住宅市街地整備促進事業等により良好な住宅の供給及び住宅市街地の整備を推進する。

また、これらの事業の推進に当たっては、高齢者や障害者、また、子育て家庭にも配慮した、ゆとりある居住空間の提供を図る。

(7) 教育・文化・研究施設

幼稚園、小・中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校について、学校、家庭、地域社会の連携を進めながら、学校施設の有効活用を推進するとともに、施設の老朽化に対応するため改築や大規模改造等を行い、ゆとりと潤いのある教育環境の整備を図る。

また、住民が生活の豊かさと潤いを得られるよう、地域の社会的文化的環境の向上を図る必要があり、このため、図書館、公民館等の社会教育施設、文化施設、県立橿原公苑陸上競技場・野球場等のスポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。

さらに、関西文化学術研究都市においては、奈良先端科学技術大学院大学等の充実を図り、科学技術分野の教育・研究施設の集積を進めるとともに平城遺跡博物館構想の早期実現に向けて、第一次大極殿院等の復原整備を促進する。これに加え、文化財、考古学に関する総合的な研究等を行う機能の整備を促進する。

(8) その他の施設

イ 情報通信施設

電気通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対応し、インターネットなど世界的なネットワークの共有を視野に入れながらボランティア、生涯学習、観光等広範な行政・公共的サービス等に関する情報を受発信す

るため、総合行政ネットワークの構築や、光ファイバー網等の整備を推進し総合情報通信ネットワークを形成するとともに、その拠点施設として総合的な情報センター「新県立図書館」の整備を図る。

また、その通信網の収容施設である電線共同溝（C・C・B O X）の整備推進に努める。

あわせて、現在再構築中の防災行政無線の平常時利活用を図る。

ロ 医療施設

高齢化の進展、患者ニーズの多様化、疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大・高度化に対処するため、県立医科大学附属病院（橿原市）などの各種医療施設の整備拡充を進めるとともに、救急医療体制の強化拡充に努める。

ハ 職業訓練施設

産業構造の変化に即応した労働者の能力開発を行うため、公共職業能力開発施設等の整備充実を図る。

二 社会福祉施設等

福祉サービスを必要とする高齢者の増加に対処するため、在宅福祉支援体制の充実に努めるとともに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の介護保険施設やケアハウス等の生活支援施設の整備を進める。

また、障害者福祉施設や保育所、児童館等の児童福祉施設等各種社会福祉施設の整備充実を図る。

ホ 中央卸売市場

生鮮食料品の安定供給と円滑な流通を図るため、奈良県中央卸売市場（大和郡山市）の整備充実を図る。

9. 環境の保全に関する事項

優れた環境資源と県民生活との共生、循環型社会システムの形成、環境に配慮した行動の確立を基本目標とし、奈良県環境基本条例、奈良県環境総合計画等に基づき環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進める。

公害の防止については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、瀬戸内海環境保全特別措置法、奈良県生活環境保全条例等公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底並びに奈良地域公害防止計画のもとに各種施策を実施し環境基準の維持達成に努める。

また、環境の保全のため、下水道施設、ごみ処理施設等の生活環境施設の整備等の事業を推進するとともに、奈良県環境影響評価条例等に基づく事業の実

施にあたっての環境への配慮を推進する。これらとの有機的関連を保ちつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を環境の保全の立場からも計画的に推進し、総合的に環境の改善を図る。

イ 水質汚濁については、排水規制の強化、水質総量規制基準の適用、下水道の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等の施策を総合的に推進する。

ロ 低公害自動車の普及促進等とともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じ環境施設帶の設置、遮音壁の設置等を行い、また交通流対策を推進するなど諸施策を講ずる。

また、在来鉄道の新設、連続立体交差化等の大規模改良等に際しては騒音問題の未然防止に努める。

ハ これらの諸施策の推進とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備する。

ニ 公害の防止に資するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生が確保できるよう、自然環境の適正な保全を図るため、市街地及びその周辺における自然公園、都市公園、河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を進める。

また、貴重な文化財、歴史的風土の保全に関し適切な措置を講ずる。

ホ 資源・エネルギーの面での循環・効率化を進め、環境への負荷をできる限り少なくするよう、省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進等の施策を講ずる。

10. 防災対策に関する事項

本地区は、近年の急激な都市化に伴う土地利用の変化により従来の保水・遊水機能が低下しており、また、天井川が多いという自然的条件にあることから、大雨による災害が発生しやすい状況にある。このため、河川の氾濫による浸水被害や崖くずれ、道路決壊等が発生しており、ダム建設、河川改修等の治水事業や治山事業等を推進するとともに、幹線道路の多重化等により、道路の安全性、信頼性を高めることが必要とされている。

また、阪神・淡路大震災に鑑み、地震災害に強く被害を最小限にとどめるとともに、速やかな復興が可能なまちづくりを進めることが求められている。

こうした課題を踏まえ、風水害・地震等の災害から住民を守るために、奈良県地域防災計画等を適宜見直し、災害に強い基盤整備、災害時における情報通信システムの確立等の防災対策を積極的に推進する。

(1) 震災対策に関する事項

地震災害に強い都市構造の形成に向け、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備を推進するとともに、災害時には避難地・避難路となる公園・緑地、道路、河川等のオープンスペースの整備を図る。

また、防災行政無線の高度化、地上系と衛星系の二系統化等災害時における情報通信システムの確立やライフラインの確保等を図り、災害時に迅速かつ円滑に対応ができる体制づくりを進めるとともに、公共・公益的施設の耐震性の強化等安全性の確保に向けた施策を推進する。

さらに、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路の整備を図るとともに、電線共同溝の整備推進等に努める。

(2) 風水害対策に関する事項

洪水による被害を軽減するため、河川改修やダム建設などによる治水事業を推進する。特に人口・都市機能の集中している大和川流域では、治水施設を整備するとともに、流域のもつ保水機能の維持・確保を図るなど総合的な治水対策を進める。

また、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設を効率的、計画的に整備する。

さらに、山地災害を未然に防止するため、治山事業や保安林の整備等を進める。

福井敦賀区域都市開発区域建設計画

平成 13 年 10 月
福 井 県

目 次

1. 計画の性格 ······	85
2. 計画の対象区域 ······	85
3. 計画の期間 ······	85
4. 計画の基本的方向 ······	85
5. 人口の規模および労働力の需給に関する事項 ······	89
6. 産業の業種、規模等に関する事項 ······	89
7. 土地の利用に関する事項 ······	91
8. 施設の整備に関する事項 ······	92
9. 環境の保全に関する事項 ······	97
10. 防災対策に関する事項 ······	98

福 井 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、福井敦賀区域都市開発区域の整備および開発に関し、その基本的な方向および施設の整備について大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した福井敦賀区域の区域を対象とする。

関係市町村名は、次のとおりとする。(ただし、保全区域を除く。)

福井・坂井地域

福井市（一部）、吉田郡松岡町、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町（一部）、同郡春江町、同郡坂井町、丹生郡清水町

武生・鯖江地域

武生市（一部）、鯖江市、今立郡今立町、丹生郡朝日町（一部）、南条郡南条町（一部）

敦賀地域

敦賀市

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本県は、経済企画庁が平成 11 年まで公表していた新国民生活指標をはじめ各種の社会指標において、豊かで住みやすい県であるとの高い評価を受けている。しかし、このような指標は県民生活の全ての面を捉えたものとはいえない。また県民が現在の生活に必ずしも満足しているとはいえない。このような観点から、本県が名実ともに豊かで住みやすい県となるよう、「生活満足度の向上」を県政の大きなテーマとして取り組んでいる。

また、国内問題が地球規模での問題と直結する傾向が増大しており、21 世紀初頭はいわゆる「地球時代」が本格的に到来する。加えて、これまでのような大幅な人口の増加が期待できない中で、交通、情報通信基盤の整備や都市機能の充実など、ハード、ソフト両面にわたる基盤を整備した上で、国内

はもとより、地球規模で、交流、連携を深めることが、本県がこれから国際社会において「キラリと光る」地域となるために不可欠であると考えている。

このような観点から、本県においては、「生活満足度日本一・地球時代に光り輝く福井県」を基本目標としているところである。

この基本目標のもと、本県の文化、産業、経済の中心をなす本区域についても、「個性ある地域づくり」「交流と連携による地域づくり」を基本的な指針として、本計画を作成した。

本区域には、区域を縦貫するJR北陸線、一般国道8号、北陸自動車道等交通幹線に沿って、福井市、鯖江市、武生市が連たんし、北陸トンネルを境にした南側にJR小浜線、湖西線、一般国道27号と接続する交通要衝の地敦賀市が位置し、ここには、対岸貿易の日本海側の拠点港である敦賀港があるなど、本区域の交通輸送条件は極めて優れている。

今後、21世紀の国土のグランドデザインで示された日本海国土軸の形成を図る観点から、北陸新幹線の整備、ならびに近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道および地域高規格道路の建設等の高速交通体系の整備をはじめ、一般国道や港湾の整備、嶺南地域における鉄道網の整備等総合的な交通体系の整備について検討を行う。

また、日本海国土軸の中央部に位置し、近畿圏、中部圏、北陸圏のいずれにも属しているという本県の地理的特性を活かした、環日本海地域、アジア地域との経済交流をはじめとした文化、スポーツ、教育、技術など多彩な分野での交流の積極的推進とともに、地域資源と結びついた特色ある地域づくりやこれを核とした他地域との交流、連携を推進する。

さて、本県産業を牽引してきた繊維、機械、眼鏡などの基幹産業は、アジア諸国の経済成長等を背景に激しい国際競争にさらされている。農林水産業においても、大きな環境変化の中で中山間地における農地の荒廃等による生産活力の低下が懸念されるなど非常に厳しい状況に置かれている。こうした状況において、本県産業は構造的な転換を余儀なくされており、「未来産業」ともいるべき、21世紀を担う新しいリーディング・インダストリーを生み出し、時代の変化に柔軟に対応した活力ある産業構造へ転換していくことが強く求められている。そのため、IT革命へ積極的に対応するほか、本県産業がこれまで蓄積してきた技術、ノウハウ、地域資源など、本県産業が有する特性や優位性を最大限に活かして、今後成長が期待される分野を中心に、21世紀の本県を支えることが出来る新たな産業の創出に努めるとともに、「科学技術創造立県」をめざした科学技術の振興を図る。

また、農業についても、国際化の進展や新たな米管理システムの導入など、大きな変革のときを迎えており、「新しい福井型農業・農村の展開」として、一層の省力化、低コスト化の推進や稻作偏重からの転換、担い手の育成などにより、魅力ある産業として自立を図るとともに、安心で豊かな食料の供給といった観点から施策を展開する。

林業については、木材価格の低迷、従事者の高齢化など、非常に厳しい状況に置かれている。このため、林業生産体制を整備するとともに、県産材の需要の拡大に努めるほか、森林、林業を支える山村の活性化を図る。

水産業については、200海里排他的経済水域の設定や主要魚種のTAC(漁獲可能量)制度の導入など新たな海洋秩序が確立される中で、生産性が高く、多様性に富んだ本県漁場を活用して漁業生産の増大を図るために、今後も継続して「つくり育てる漁業」を推進する。

また、工業では、高付加価値産業への変革を進めるため、デザインを重視し、福井県デザインセンターの充実強化やデザイン教育の充実など人材を育成するほか、デザインマインドの向上を図る。さらに、活力ある地域産業集積の形成に向け、得意分野の一層の高度化を図るほか、产学研官の連携、協力の下、保有する技術、ノウハウを活用した新たな事業分野を開拓する取組みを積極的に促進する。

また、来るべき高度情報通信ネットワーク社会における企業活動の活発な展開に向けて、民間、行政が一体となった県内企業の情報化のための促進策を積極的に展開する。

さらに、福井、鯖江、武生を中心とした「連合都市圏構想」に基づく高次都市機能の充実や農山漁村が持つ自然環境、産業等の資源を活かした個性・魅力あふれる地域づくりの推進を図る。

また、循環型社会の構築など環境と調和した社会づくりや、生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現、災害等に強い安心で安全な社会づくりなど活力とやすらぎのある県民生活の実現を図る。

(2) 以上の基本的方向の下、本区域を福井・坂井、武生・鯖江、敦賀の3地域に区分して、それぞれの地域特性と課題を踏まえた地域整備の方向は次のとおりとする。

イ 福井・坂井地域については、まず、文化の香り高い魅力ある県都の顔づくりを進めるため、福井駅周辺の整備を進め、県都にふさわしい都市空間を創出するとともに、中心市街地の活性化を図る。また、住んでいる人や訪れた人が交流しあい魅力を創出していく交流都市としての機能の充実を

図る。

さらに、新たな産業の展開や企業立地を進めるため、福井港の整備とともに、北陸新幹線、中部縦貫自動車道の整備を推進し、併せて、地域高規格道路等の整備を進め、魅力ある産業立地地域を目指す。

また、省力、低コスト稲作を進めるとともに、園芸、畜産等、多様な農業の展開および観光資源との連携による農産物のブランド化、高付加価値化を推進する。

さらに、イベントやコンベンションの開催など、京阪神等の都市と連携した集客力の高い観光地を目指す。また、新たな観光ルートの開発等を通して地域の魅力を高め、滞在型観光の振興を図る。

ロ 武生・鯖江地域については、電気機械などのハイテク産業とともに眼鏡産業等の特色ある地域産業や伝統工芸品産業が数多く立地している。また、産業別就業人口では、第二次産業の比率が高く、県内有数の工業都市圏を形成している。

このため、今後の展開として、多様な地域産業の集積を活かした新分野への進出やデザイン力、情報力の向上を促進する。併せて、工芸の里構想やファッショントウン構想の推進を図り、産業の振興と個性豊かなまちづくりを進める。

また、交通網や住環境等を整備し、丹南地方拠点都市地域として一体的な振興を図り、「“ハイテク・ルネッサンス”産業文化都市圏の創造」を目指す。

さらに、特産物の生産や販路の拡大、付加価値の高い加工品等の開発を進めるとともに、観光拠点、体験型交流施設を整備し、ネットワーク化を図る。併せて、道路網を充実することにより交流人口の拡大を図る。

ハ 敦賀地域については、100km圏内に、京都、名古屋の大都市が含まれ、近畿圏、中部圏と日本海を結ぶかなめに位置していることから、今後、大都市との一層の交流の拡大を図るため、近畿自動車道敦賀線の整備、小浜線電化を推進し、敦賀～長浜・永原間直流化等の嶺南地域鉄道、北陸新幹線など高速交通体系の整備について検討する。また、国道をはじめとする幹線道路網の整備を進め、産業の活性化や生活の利便性の向上を図る。

また、敦賀港や近畿自動車道敦賀線の整備により、物流ネットワークの中核地域を構築するとともに、産業団地を整備し、地域経済に波及効果のある産業の誘致を図る。

さらに、同地域には、原子力発電所や火力発電所が立地し、多くの電力を供給している。また、原子力発電所の立地により、エネルギー関連技術

やこれを支える人材が集積している。

このため、若狭湾エネルギー研究センターを中心とした国内外の民間も含めた研究機関、企業が連携した共同研究の推進や交流ネットワークの構築を図り、地域産業との交流を進める。これにより、地域産業を支援するしくみをつくるとともに、地域経済に波及効果のある産業の誘致を図る。

- (3) この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換および既得水利権の変更を要するものについてはこれらと十分調整を図る。

また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、地域の環境の適切な管理に努め、環境の保全を図るとともに、文化財の保護をはじめ、農林地等の保全、治山治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化および安全の確保について適切な考慮を払う。

5. 人口の規模および労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の人口総数は、平成7年からの5年間で約8千人増加した。今後は、全国的な少子化傾向の中で、これまでのような大幅な定住人口の増加は見込めないが、社会経済情勢の変化に的確に対応した魅力ある就業機会の確保や快適な社会基盤の整備により、若者の定住促進が期待されるため、平成17年には、平成12年より4千人増加し、630千人に達するものと見込まれる。

- (2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口 101千人、生産年齢人口 409千人、老人人口 116千人から、平成17年には、年少人口 97千人、生産年齢人口 407千人、老人人口 127千人になるものと見込まれる。

- (3) 労働力の需給については、少子・高齢化が進行する中で、労働力の不足や高齢者の就業機会の確保への対応が求められている。また、産業の高付加価値化や新産業の創出を支える高度かつ創造的能力を有する人材の確保が重要になっている。

このため、U、J、Iターン就職を促進し若年労働力を確保するほか、定年延長、再雇用制度などの継続雇用制度の導入や公共職業能力開発施設における職業訓練を充実して、高齢者や女性の就業機会の拡充や、障害者を取り巻く雇用環境の整備に努める。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本区域は、人口および産業等の集積が高く、地域経済の発展と地域住民の生活の向上に大きな役割を果たしてきたが、今後とも、生活基盤、産業基盤の整備を図ることによって、一層の発展が期待される。

イ 新産業の創出に向けて、新規創業気運の醸成をはじめ、資金や技術開発面での支援、受け皿となる新たな産業団地の整備など、本県産業の特性を踏まえた新産業の創出に向けての各種施策を推進する。

ロ 農業については、水田農業の省力・低コスト化を推進するため、カントリーエレベーター等生産、供給の拠点となる基幹施設の整備、ほ場の大区画化や水田の汎用化および九頭竜川下流地区、日野川用水地区等における用水のパイプライン化、基幹農道の整備等を進める。また、快適でふれあいのある農村づくりを進めるため、農村型CATVやコンポストが可能な集落排水施設、交流人口の増大を図るための交流拠点施設の整備を進める。

林業については、経営基盤の強化、林道等の重点的な整備など、林業生産体制を整備するとともに、林業従事者の確保、育成や木材加工、流通施設の近代化、公共施設等への利用による県産材の需要の拡大に努める。また、森林の有する多面的な機能を踏まえ、目的に応じた森林整備の方向を明確にするとともに、県民に親しまれる森林づくりや県民による支援体制の整備を促進する。さらに、生活環境施設の整備や都市との交流の促進等により、森林、林業を支える山村の活性化を図る。

水産業については、「つくり育てる漁業」を推進するため、主要水産資源の管理体制の確立や沿岸海域の高度利用、漁場の保全、つくり育てる漁場の強力な推進、拠点漁港の重点的な整備などを行う。また、漁業経営の基盤の強化に向け、経営の多角化や販売力の強化、系統組織の基盤の強化などへの対応が必要になるとともに、魅力ある漁村環境の整備や内水面漁業の振興を図る。

ハ 工業については、合成繊維を主体とする繊維のほか、機械、化学等の工業が発達している。地域別にみると、福井・坂井地域では、繊維、機械、化学等の工業が、武生・鯖江地域では、電気機械、眼鏡および繊維等の工業ならびに漆器、和紙、陶芸および打刃物の伝統工芸品産業が、敦賀地域では、化学、窯業・土石製品、電子、水産加工等の工業が発達している。

その中で、まず、地域産業を担う人材の育成、確保を図るために、産業界との連携の下、県立大学をはじめとする人材養成機能を充実するほか、中小企業産業大学校、県立産業技術専門学院の充実を行う。また、市場ニーズに的確に対応した商品開発力を強化するため、工業技術センターにおける研究開発を積極的に進めるとともに、その開発成果を県内企業に普及移

転する。

また、繊維産業については、多品種・少量化・短納期化に対応した市場指向型生産体制やクイック・レスポンス体制を確立するための構造改善事業を推進するなど、市場ニーズに的確に対応できる産地体制を確立するほか、産地の生産機能の集積を活かしたまちづくりを行うファンタウン構想の推進を行う。

さらに、眼鏡産業では、これまで蓄積してきた難加工性材料を含む金属加工技術を活用、高度化して新分野へ展開するなど事業の多角化による魅力ある産地への展開を図る。

また、越前漆器等の伝統工芸品については、消費者のニーズに適合した商品開発を進めるとともに異業種交流を促進し、新分野への進出を図る。

ニ 商業については、近年それを取り巻く環境が大きく変化ってきており、中小小売業者の経営の悪化や中心市街地の空洞化などの問題が顕在化してきている。一方で、生活者の価値観、ライフスタイルの多様化、個性化が進展しており、こうした変化に対応した多様な商業、サービス業の育成が求められている。

そのため、リテールサポート機能の充実や地域商業のリーダーとして活躍する人材の育成、流通情報システムづくりへの支援など流通形態の効率化など、活力ある商業の振興を図る。

また、小売商業を取り巻く環境は、商店街を越えた地域間競争の様相を呈しており、地域全体を考慮して、まちづくりと一体となった活力ある商業集積の形成を計画的に行っていく。

さらに、観光についても、観光産業を21世紀の地域を担う基幹産業と位置付け、魅力ある観光地づくり、福井らしいもてなし環境の整備などを行う。

(2) 産業の規模を従業地従業者数によってみると、平成12年の342千人から平成17年には348千人に達するものと見込まれる。

産業別では、平成12年の第1次産業就業者数19千人、第2次産業就業者数130千人、第3次産業就業者数193千人が、平成17年には、第1次産業就業者数17千人、第2次産業就業者数133千人、第3次産業就業者数198千人になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

県土の利用は、県土が現在および将来における県民のための限られた資源で

あるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

今後の県土利用にあたっては、農用地、森林、宅地等の利用区分ごとの土地需要の量的調整を行うとともに、「安全で安心できる県土利用」、「自然と共生する持続可能な県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本として県土利用の質的向上を図るものとする。

福井市をはじめとする市部については、中心市街地の活性化を図るとともに、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高め、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、既成市街地の計画的な再整備を進める。

市部郊外および周辺市町村の市街化を図るべき区域においては、スプロール化を抑制しつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置し、良好で快適な環境の形成を進める。

近畿自動車道敦賀線などの高速交通体系や環日本海交流の拠点である敦賀港の整備に伴い、予想される地域開発については、調和のとれた開発への誘導に努め、良好な自然環境の保全を図るとともに、豊富な自然や歴史資源、文化とふれあうことのできる観光、交流拠点や物流ネットワークの整備に配慮した土地利用を推進する。

農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて、圃場の効率的利用や大区画化など生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

8. 施設の整備に関する事項

本区域において、計画の基本的方向に基づき自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の形成を図るため、施設の整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 宅 地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全および農林地の保全に配慮しつつ計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地を確保す

る。

イ 住宅用地

本区域における住宅需要の増大に対応するため、北部第七、森田北東部（以上福井市）等において計画的に土地区画整理事業を推進する。また、雪に強い良質な住環境を備えた新規団地の開発、建設の促進を図る。

ロ 工場用地

自然や生活環境と調和した工場用地の確保を図るため、工場の立地動向を勘案しつつ、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）や産業団地等において工場用地の造成を推進する。

(2) 交通施設

環日本海交流圏の形成や他の圏域との広域的な交流を促進するとともに、地域の連携を促す交流ネットワークの構築を進めるため、道路、鉄道、港湾等がそれぞれの機能を適切に分担し合うよう総合的、体系的に交通施設の整備を図る。

なお、交通施設の整備に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

イ 道 路

本区域と他区域および本区域内都市間を連絡する幹線道路の整備を推進するため、高規格幹線道路として近畿自動車道敦賀線および中部縦貫自動車道の整備を推進するとともに、地域高規格道路として福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等の調査を進め、さらに次のとおり主要な幹線道路および街路の整備を推進する。

一般国道 8号、27号、161号、305号、416号、417号、476号

主要地方道 福井加賀線、武生米ノ線、福井大森河野線

一般県道 大畠松岡線、本郷福井線

街 路 福井縦貫線、北野水落線、白銀栗野線

福井市周辺の通勤時間帯の渋滞や、若狭湾から越前海岸地域の観光客および夏季の海水浴客の集中による混雑などを解消するため、バイパスや拡幅等の体系的道路ネットワークの整備等により渋滞対策を推進する。

さらに、河川や鉄道による地域分断を解消するため、橋梁整備や連続立体交差事業の推進により市街地の一体化、交流促進を図るとともに、広幅員歩道の整備や植栽帯の設置を進め、ゆとりとうるおいのある道路空間を創出する。一方で、電線類の地中化等を推進して、道路空間の有効利用に資する。

また、日常生活に密着した市町村道の整備を進めるとともに、安全性の

確保を図るため立体交差化、歩車道の分離、交通安全施設等の整備を推進する。

ロ 鉄軌道

北陸と首都圏および京阪神地域を結び、東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線の未着工区間については、平成12年の政府・与党申合せに基づき、所要の事業を進める。また、今津・上中間新線建設および敦賀～長浜・近江塩津～永原間の直流化等嶺南地域における鉄道網の整備について検討する。

ハ 港 湾

特定地域振興重要港湾の福井港については、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）を支える物流基盤、嶺北地域等を後背圏とする流通拠点やレクリエーション拠点として更なる活性化を図るために、福井港振興ビジョンを策定（平成12年～13年）し、個性と魅力ある「みなとづくり」を目指す。このビジョンにまとめられる港湾貨物の増大に向けた産業振興、海洋性レクリエーションの基盤づくり、歴史を活かしたまちづくり等の施策により、福井港の整備・振興を図る。

重要港湾敦賀港については、関西・中京圏を背後に控え、対岸貿易および内貿流通の日本海側の拠点として、また嶺南地域の生産活動の拠点として、新港地区において、多目的国際ターミナルおよび本港地区を結ぶ臨港トンネルの整備、本港地区において緑地等の再開発事業を推進する。

ニ 空 港

地域産業の活性化と地域間交流の拠点化等を図るため、福井空港について調査・検討を進める。

(3) 公園、緑地等

公園緑地については、区画整理事業等による住宅地の増加や、余暇時間の増大等に伴う野外レクリエーションニーズに対応するため、自然環境の保護に配慮し、福井市総合運動公園、北部2号公園（福井市）、トリムパークかなづ（金津町）等の都市公園の整備を推進する。

(4) 供給施設および処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、環境衛生の向上および公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水 道

福井市、敦賀市、武生市等において水道施設の整備拡充を図るとともに、日野川地区において水道用水供給事業を推進する。

ロ 工業用水道

日野川地区において工業用水道の整備に努める。

ハ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、処理施設および排水施設を整備する。このため、九頭竜川流域下水道事業をはじめ、福井市、武生市、鯖江市、敦賀市等における公共下水道事業等を推進する。

ニ 廃棄物処理施設

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築するため、ごみの減量化、再資源化をめざした廃棄物処理施設を整備する。また公共下水道の整備を勘案しつつ、し尿処理施設の整備を図るとともに、生活排水の重要性にかんがみ、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の整備を図る。

(5) 河川、水路、海岸、治水、砂防等

災害を防止し、住民生活の安全を確保するとともに、河川環境の保全に資するため、浅水川、荒川、竹田川、底喰川等の整備を推進する。

また、本区域の水害防除、水資源開発、土砂災害の防止等を推進するため、足羽川ダム、九頭竜川鳴鹿大堰および日野川流域水資源総合開発事業の推進に努め、併せて九頭竜川水系、笙の川水系等の治水、砂防および地すべり対策事業を積極的に推進する。

さらに、福井港海岸、鮎川海岸等において侵食対策、高潮対策を推進する。

また、敦賀港海岸において侵食対策および海岸環境整備を推進する。

(6) 住宅等

住宅建設に当たっては、地域特性を踏まえた「雪に強い住宅」や高齢者等の日常生活に配慮した「長寿社会対応住宅」等の普及を図り、より良質な住宅ストックの形成を図る。

(7) 教育文化施設等

小・中・高等学校および特殊教育諸学校については、新增改築や改修を進めるとともに、IT（情報通信技術）革命など社会の変化に対応した教育を実践するための設備の充実を図る。

また、大学については、社会情勢、地域ニーズ等に対応できる人材を養成するとともに、産・学・官の共同研究を積極的に推進し地域産業の振興を図

るため、県立大学に「地域経済研究所」を設置するなど調査研究施設の充実・整備を図るほか、急速な少子・高齢社会の到来および保健・医療・福祉の連携に対処し、より高度かつ専門的な教育・研究を推進するため、福井県立大学看護福祉系大学院の設置準備を進める。

さらに、住民の生涯学習ニーズなどに対応した環境を整備する必要があることから、新しい県立図書館の建設をはじめ、博物館や体育施設等の社会教育施設の改修等を図るとともに生涯学習情報や文化情報を提供するシステムの整備を進める。

(8) その他の施設

イ 情報通信施設

近年、デジタル技術やネットワーク技術をはじめとしたＩＴによる社会・経済構造の転換が急速に進展しており、こうした状況の変化に的確に対応するため、本区域を含む県全域をカバーする高速・大容量の福井県情報スーパーハイウェイ（仮称）を整備し、行政の効率化、電子化を推進するとともに、これを利用して多様な行政サービス等を提供することにより、住民生活の向上と地域間の情報格差の是正を図る。

また、大容量・双方向性といった特性を有し、地域に根ざした情報通信基盤として期待されるケーブルテレビについては、本区域内の未整備エリアの解消に努めるとともに、既存のケーブルテレビのネットワーク化を推進する。

さらに、電気通信事業者の協力を得ながら、移動信用鉄塔施設の整備を進め、携帯電話などの移動通信サービスの不感地域の解消に努める。

ロ 医療施設

医療需要の増大、高度化に対処するため、本県の2次、3次医療を担う基幹病院となる「福井県立総合医療センター（仮称）」の整備を進める。さらに、保健医療計画に基づき医療資源の効率的活用を促進するとともに、公的医療機関等の施設整備および救急医療体制の充実を図る。また、保健医療サービス体制の確立に努める。

ハ 社会福祉施設

保育所の改築を積極的に推進するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう児童センター、児童館等の児童福祉施設の整備を推進する。

また、障害者の社会復帰を促進するため、障害者福祉施設の整備を推進するとともに、高齢者の在宅生活を支援するデイサービスセンターや在宅での生活が困難な高齢者の生活の拠点としての特別養護老人ホーム等の老

人福祉施設および介護保険施設の整備と適正配置に努める。

二 職業訓練施設

流動化する雇用情勢や訓練ニーズに対処するため、県立産業技術専門学院の整備充実を図る。

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境と調和した社会づくりを目標とした長期的視野に立って、計画的に環境の保全を図るものとし、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染および騒音等に係る環境基準等の達成、維持ならびに公害の未然防止を図るために、公害関係法令等に基づく規制および指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等公害の防止に関する施策を積極的に推進する。

また、化学物質汚染対策については、排出削減を進めるため、指導の徹底等をはじめ、調査研究体制の整備を推進する。

さらに、環境基本法、福井県環境基本条例、福井県環境基本計画等に基づき、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、省資源・省エネルギー、廃棄物、自然環境、歴史的文化環境、景観、地球環境など幅広い環境問題に適切に対応するための環境施策を総合的、計画的に推進する。

イ 大気汚染防止対策については、常時監視体制の強化および排出規制の強化、汚染物質排出量の削減指導等の施策を推進する。

ロ 水質汚濁防止対策については、必要に応じ公共用水域の類型指定やその見直しを行うとともに、排水規制および常時監視体制の強化、下水道等の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等の施策を総合的に推進する。

特に、湖沼の富栄養化による水質汚濁については、抜本的な水質改善を図るため、発生源対策から湖沼内対策までを含めた湖沼水質保全総合対策を地域住民と一体となって積極的に推進する。

ハ 地下水汚染防止対策については、常時監視体制と、汚染原因者に対する浄化対策の指導の強化を行う。

ニ 騒音、振動および悪臭防止対策については、規制および指導の徹底を図る。また、自動車騒音状況の常時監視体制の強化を行う。

ホ 自動車交通対策については、自動車から排出される大気汚染物質の監視測定を行い、監視の強化を図るとともに、低公害車の導入やアイドリングストップ運動を推進する。また、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、道路ネットワークの整備による交通流の分散、必要に応じ環境施設帶の設置、遮音壁の設置等の施策を総合的に講じる。

- ヘ 地盤沈下防止対策については、地下水揚水量の増加を抑制するため、代替水源の確保を行うとともに、特に地盤沈下が認められた地域において地下水の採取の規制および指導の徹底、常時監視体制の強化および地下水利用の合理化等の対策を推進する。また、必要に応じ、工業用水道による代替水の確保を図る。
- ト 環境汚染の測定、公害の防止に関する調査研究を充実し、環境監視体制を強化する。
- チ 化学物質汚染防止対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象施設の届出の徹底や、指導の強化を図るとともに常時監視に努める。また、ダイオキシン類および環境ホルモンの調査研究施設および研究体制の整備を推進する。
- リ 公害の防止と自然環境の保全を図るとともに、潤いとやすらぎのある生活空間が形成され、人と自然とのふれあいが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成を図る。
- ヌ 新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などを始めとする資源・エネルギーの面での循環・効率化を進め、また、温室効果ガスの削減を図るなど、環境への負荷をできる限り少なくするとともに、県民や事業者における取組みを促進するため、企業等におけるISO14001認証取得の支援をはじめ、住民への環境教育、環境学習の推進を図ることにより、循環を基調とした地域づくりや地球環境保全への取組みを進める。
- ル 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、その結果に応じて地域の環境に配慮した適切な保全対策を講じるなど環境影響評価の推進に努める。

10. 防災対策に関する事項

本区域は、山地が多く、河川の周辺地域に人口の多くが集中し、災害時には大きな被害をもたらす危険性があるほか、海岸部では、冬季風浪等による海岸侵食の被害が依然として多く発生している。

加えて、昭和23年に発生した福井地震など大きな災害を経験してきていることから、従来から福井県地域防災計画等に基づき防災対策の充実に努めている。

今後ともこれらの災害や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全で安心な社会づくりをめざして総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

(1) 震災対策に関する事項

- イ 避難場所等としての機能を有する都市公園等の整備、耐震性や被災時の代替機能を考慮した計画的な道路の整備、ライフラインおよび防災上重要な病院、学校等の耐震性の強化等により都市防災を総合的に推進し、地震に強いまちづくりを図る。
- ロ 高齢者、障害者に配慮したまちづくり、社会福祉施設等の耐震性の強化等災害弱者に配慮した震災対策を推進する。
- ハ 防災活動の拠点となる庁舎の耐震性の強化、防災センター機能の充実強化、広域的防災拠点となる地域防災基地の整備等を推進するとともに、情報通信手段・経路の多様化を図り、緊急事態管理体制を確立する。

(2) 風水害対策に関する事項

- イ 山地災害、林野火災等の情報収集を行い、森林を適正に保全することにより、災害に強い地域づくりを推進する。
- ロ 山地災害危険地区における予防対策を実施し、安全の確保を図るとともに、森林が災害防止の機能を十分発揮できるよう、荒廃した山地や荒廃しつつある山地の復旧整備を図る。
- ハ 地すべり防止指定区域内において予防対策を実施し、農地等の災害を未然に防止するとともに、安全の確保を図る。
- ニ 湛水の防除やため池等の整備、中山間地の農地防災等により大雨等による農地等の災害の未然防止を図る。
- ホ 総合的な土砂災害対策を講じて安全で安心な県土づくりを推進するとともに、施設の維持管理体制の充実を図る。
- ヘ がけ崩れ等の危険から住民の安全を確保するため、災害危険区域等にある既存の不適格住宅の移転を促進する。
- ト 洪水時の被害を軽減するため、ダムおよび堰の建設を推進する。
- チ 災害発生の著しい河川や県民生活上特に重要な河川等について、重点整備区域を設定し、効率的な改修を図る。
- リ ポンプ場、護岸等の工作物の適正な維持管理に努めるとともに、良好な河川環境の保全を図る。
- ヌ 波浪等により重大な被害が発生するおそれのある海岸について、越波・侵食等を防止する施設の整備を推進する。
- ル 護岸、人工リーフ等の施設を設置し、県土保全および海岸域の住民の生命、財産の安全確保を推進する。

(3) 雪害対策に関する事項

雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、融雪工、流雪溝の計画的整備、耐雪住宅の建設促進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、雪崩危険箇所において雪崩防止施設および警戒避難体制の整備を図る。

琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画

平成13年10月
滋 賀 県

目 次

1. 計画の性格.....	103
2. 計画の対象区域.....	103
3. 計画の期間.....	103
4. 計画の基本的方向.....	103
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項.....	107
6. 産業の業種、規模等に関する事項.....	108
7. 土地の利用に関する事項.....	110
8. 施設の整備に関する事項.....	112
9. 環境の保全に関する事項.....	118
10. 防災対策に関する事項.....	120

滋 賀 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、琵琶湖東部区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した琵琶湖東部区域を対象とする。

関係市町は、次のとおりである。

南部地域

大津市（一部）、草津市（一部）、守山市（一部）、栗東市、滋賀郡志賀町（一部）、野洲郡中主町（一部）、同郡野洲町、甲賀郡石部町、同郡甲西町、同郡水口町

中部地域

近江八幡市（一部）、八日市市、蒲生郡安土町（一部）、同郡蒲生町、同郡日野町（一部）、同郡竜王町、神崎郡五個荘町（一部）、同郡能登川町（一部）

北部地域

彦根市（一部）、長浜市（一部）、愛知郡湖東町、同郡秦莊町、同郡愛知川町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、坂田郡米原町（一部）、同郡近江町（一部）

3. 計画の期間

この計画は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本区域は、白砂青松の雄大な琵琶湖（マザーリイク）と、四圍を取り巻く比良、比叡、鈴鹿の山々に囲まれた豊かで多様な自然空間を有する盆地に位置し、古くから、人やものの交流の結節点として、それぞれの時代に合致した文化と産業が育まれてきた。

現在も、東海道新幹線、東海道本線、中央自動車道西宮線などの、鉄道・道路の主要幹線が本区域を縦貫し、本県における行政・経済の中心地域とし

ての位置を占めるとともに、豊富な歴史文化遺産や豊かな自然環境を活かした快適な居住空間、あるいは観光・リゾート地としても大きな役割を果たしている。

また、本区域は、近年、京阪神地域からの人口の著しい流入、工場、住宅の立地や高等教育機関の設置、誘致が急速に進むとともに、第二名神高速道路といった新たな国土の主要幹線の整備等も進みつつあり、本県においてもっとも変化の著しい地域ともなっている。

しかしながら、人口の増加、経済活動の拡大等による琵琶湖をはじめとする自然環境の悪化、景気低迷や急速な産業拠点の海外展開の拡大等による既存産業への影響、経済や産業活動の国際化と技術革新の進展への対応、国土構造の多重・多元化による本県の立地優位性の相対的な低下などの課題も生じてきている。また、生活水準の向上や自由時間の増大とともに、人々の意識や価値観も、量的・物質的な豊かさよりも、環境や生活の質を高め、個性的で自分らしいライフスタイルを求める方向に変化してきている。

従って、今後の地域整備の基本方向としては、琵琶湖の総合的な保全を中心とする地域環境保全へのこだわりを基調とし、自然と人との共生、エコロジーとエコノミーの両立を柱とした、暮らしに心から豊かさを実感できる地域づくりを目指として開発・整備を進めるとともに、適正な土地利用の下、中枢管理部門を備えた先端技術・研究開発型企業の導入や環境、健康・福祉、観光といった本県の特性を生かした新しい産業の育成、試験研究機関の整備、高度な商業・サービス機能の集積、さらには農林水産業における高付加価値化等による生産性・市場性の向上などを進める。

こうした新しい産業活動や生活を支え、活力ある県土基盤を形成するため、第二名神高速道路の整備の推進やびわこ空港整備計画の推進、東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅設置に向けて検討を進める等高速交通網の整備を進めるとともに、びわ湖情報ハイウェイをはじめとする高度情報通信基盤の整備推進、大学・研究機関の整備や誘致などによる学術文化機能の強化、さらには琵琶湖リゾートネットレス構想などすぐれた自然環境や歴史文化遺産を活かした観光・リゾート施策の推進など、高次で多様なサービスを享受することのできる地域整備をめざす。

また、効果的かつ効率的な地域経営を図るため、県域を越えた連携として、環境・文化・観光・産業などをテーマとした福井・岐阜・三重・滋賀4県の連携事業や京都・滋賀・奈良・三重の4府県にまたがる新たな創造を目指した広域的な取り組みを推進するとともに、近畿で進めている歴史街道計画と調整を図りつつ、豊富な歴史文化資源を活用し、近江歴史回廊構想を展開す

る。

さらに、近畿1400万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源、水産資源、観光資源を有するとともに、人々の憩いの空間として貴重な役割を果たしている琵琶湖およびその周辺地域については、琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとして健全な姿で次世代に継承するため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等、様々な施策を総合的に実施する。また、2001年の「第9回世界湖沼会議」、「びわ湖国際環境ビジネスメッセ2001」、2003年の「第3回世界水フォーラム」の本県開催を通じ、国際間・地域間のパートナーシップをより深める機会とし、新たな世紀にふさわしいライフスタイルのあり方を構築する。

このように、本区域は、琵琶湖周辺地域における環境保全や地方定住の核となる生活空間の向上を図りつつ、文化、研究、レクリエーション等の諸機能を一層強化し、新しい産業の創出や活力ある県土基盤の整備、開発を総合的に先導する地域とする。

(2) 以上の基本的方向のもとに、本区域を南部、中部及び北部の3地域に区分して、それぞれの地域の特性と課題を踏まえた地域整備の方向を次のとおりとする。

イ 南部地域は、本区域の中でも最も都市集積が進んだ行政、経済の中心地域である。

その中核都市群である大津市、草津市、守山市を中心とする地域及び一般国道1号沿いに位置する甲賀地域では、第二名神高速道路の建設を進め、東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅、在来線の新駅の設置等の検討を進めるとともに、今後とも人口や企業の集積が高まることが予想されるため、良好な市街地の形成に向けて、住宅地、業務地の適正な配置の下に質の高いサービス機能や居住環境の整備を行う。

また、行政・経済の中枢機能、びわこ文化公園都市等に集積された学術・研究機能や民間企業、研究所等の産業生産機能等の集積を活用し、より高度な情報の集積や人材の育成を図るための研究開発機能の強化を図るとともに、中枢管理部門を備えた企業や新たな産業を育成し、本県の学術・文化・産業の中枢都市圏を形成する。

さらに、京阪神都市圏の一翼を担う中核都市圏として隣接する京都府との連携強化など広域的な交通ネットワークの整備を進めるとともに、京都地区・大阪地区・奈良地区近郊整備区域において整備が進められている関西文化学術研究都市における文化学術研究を支援・補完し、近畿リサーチ

コンプレックス構想の推進を図る。

一方、これらの周辺地域においては、計画的な土地利用のもと、優良農用地の確保・保全を図るとともに、園芸作物の生産振興や観光農業の推進等、都市近郊の立地条件を生かした地域農業の振興に努める。さらに、豊かな自然環境の保全と新しい景観の創出に努めながら、行政と県民との協働による「びわこ地球市民の森」づくりなど都市公園の整備を進めるとともに、都市部に隣接した貴重な観光・リゾート・レクリエーションゾーンとして魅力ある活用を図る。

ロ 中部地域は、近江商人の発祥の地として栄え、近年、近江八幡市、八日市市を中心に、商業、文化、工業機能などの集積が進みつつあり、都市化の進行に伴うスプロール化を防止し、優良な住宅地や業務地の創出を図りながら、周辺地域と有機的に連携した個性ある地方拠点都市地域の形成を図る。

また、本地域は、東海道本線や中央自動車道西宮線という国土幹線が縦貫し、整備推進中の第二名神高速道路とも連携した広域交通体系の整備を進めるとともにびわこ空港の整備計画とあわせて、高速・広域交通の拠点となることを目指す。

一方、周辺地域は、琵琶湖の東岸に平坦な水田が開け、本県の中心的な農業地帯のひとつであり、水稻に麦、大豆等を組み合わせた土地利用型農業の推進とともに、野菜、花き、畜産等を取り入れた複合農業の展開を図る。また、琵琶湖の資源を背景にした漁業の振興につとめる。さらに、環境保全に留意しながら、安土城跡、觀音寺城跡、雪野山古墳などの優れた歴史文化遺産を活用し、歴史公園やキャンプ場、散策道などの整備を進めるとともに、水郷などの自然環境や国民休暇村等を活かした滞在型の観光レクリエーションの場を整備するほか、湖岸や丘陵において、親水空間や緑豊かな環境を活かしたリゾート拠点を形成する。

ハ 北部地域は、近畿・東海・北陸の結節点に位置しており、彦根市、長浜市を中心として、商業・業務機能や学術・文化機能の集積を図るとともに、既成市街地の計画的な再整備や新市街地の形成による良好な居住環境の確保に努め、都市サービス機能を集積した広域的な地方拠点都市地域の形成を図る。

また、本地域は、中央自動車道西宮線、北陸自動車道や東海道新幹線、東海道本線、北陸本線などが集中する交通の要衝となっているが、これらの広域交通網が地域の発展に十分に生かされていない状況にあることから、北陸本線と湖西線、東海道本線、東海道新幹線等との連携をはじめ、これ

ら公共交通機関の利便性向上と輸送力増強を図るとともに、北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間の直流電化方式への転換の実現に向けた検討を進める。

さらに、高速自動車国道周辺では、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進んでいるが、今後は、滋賀大学、滋賀県立大学などにさらなる高度な試験研究機能を整備し、地域産業と結びつけるシステムを構築するとともに、21世紀におけるキーテクノロジーの活用を地域振興に結びつけるため、（仮称）長浜バイオ大学を核とした産業集積を目指す。また、地域の資源や伝統を活かした多くの地場産業については、新製品の開発や販路開拓などにより高付加価値化をめざす。

一方、周辺地域においては、水稻を中心とする土地利用型農業の展開に加え、野菜や果樹等の導入や、地域の特性を活かした農産物の加工による特産物の育成を図る。

さらに、彦根城、長浜城、湖東三山に代表される観光地や黒壁、彦根キャッスルロードなど観光資源を活かした街づくり拠点間のルート化を進めるとともに、歴史的な街道の修景・再生や公共交通機関の利便性の向上を図りながら、自然と歴史文化のふれあうリゾート拠点としての整備を進める。

(3) この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図る。また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、地域の環境の適切な管理に努め、環境の保全及び景観の形成を図るとともに、文化財の保護を始め農林地等の保全、治山、治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な考慮を払う。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口総数は、今後の5年間においては、住宅開発、産業開発等により平成12年の1,118千人（県下総人口の83%）から39千人増加し、平成17年には1,157千人に達するものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口184千人、生産年齢人口755千人、老人人口179千人から、平成17年には、年少人口182千人（対12年比1.1%減）、生産年齢人口770千人（対12年比2.0%増）、老人人口205千人（対12年比14.5%増）になるものと見込まれる。

(3) 労働力の需給関係については、今後も厳しい基調で推移するものと見込まれ、産業活動の国際化や技術革新、経済構造のソフト化・サービス化、少子・高齢化、ニーズの多様化等の労働環境の構造変化に即した、バランスのとれた雇用の場を創出するとともに、職業能力の開発、向上を図る。特に、高齢者、女性、障害者などの就業機会の拡大に努めることとする。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本区域の産業は、京阪神、中京、北陸の3経済圏に位置し、昭和30年代後半から今日にかけて、国土の主要な幹線交通網の集中、高い人口増加率などの地の利を背景として、全国でも有数の生産性の高い内陸工業地帯として発展を遂げてきたが、反面、商業・サービス業については京阪神への消費流出傾向が強い。

従って、今後は、産業構造の高度化、ソフト化に向けて、引き続き快適で利便性の高い地域づくりに努め、中枢管理機能を持つ企業の立地や高次な商業・サービス機能等の育成を図る。

また、产学研官が積極的に交流・連携を進める中で、その知的資源を融合させるとともに、創業予定者や経営革新を目指す企業者への支援を行い、環境、健康・福祉、観光といった本県の特性を生かした独創的で新しい産業の育成に取り組む。

イ 農業については、古くから稲作に適してきた土地柄のため、「近江米」の産地として良質米を県内外に供給するほか、高品質の野菜・花き、畜産等の集約型農業を展開している。

しかしながら、農業・農村は近年の情勢変化の中で担い手不足や兼業化、混住化などの多くの課題を抱えている。

このため、地域の特性に応じた自然的環境の保全や農業の多面的機能の十分な發揮に配慮しつつ、ほ場の大区画化を含めた農業生産基盤の整備や農地の集積を進め、安定的かつ効率的な経営や集落営農により、多様な担い手の育成を図るとともに、就農条件の整備に努め、青年農業者の育成・確保を図る。また、生産基盤と一体となった農村地域の生活環境を改善する農業集落排水施設を積極的に整備するとともに、条件の不利な中山間地域の活性化を図るため、都市と農村の滞在型交流を進める。

林業については、森林の有する水源のかん養等公益的機能の発揮を図りつつ、健全で活力ある森林の育成のために間伐等の保育管理や林道網の整備を進める。また、木材価格の低迷、林業就労者の高齢化や減少等、林業

を取り巻く状況は依然として厳しく、林業生産活動を通じた持続可能な森林経営を維持するために、林家等の森林所有者の経営の安定化を図るほか、森林組合の組織的な活動を促進し、林業の担い手の育成を図るとともに、木材の需要拡大に努める。さらに、森林の持つ多面的な機能を有効利用し、観光・レクリエーション等による地域の活性化をめざす。

水産業については、漁場環境の悪化、後継者の不足等、これを取り巻く諸情勢には厳しいものがあるが、漁場環境の保全と漁場づくりや水産資源の培養、漁業近代化施設の整備など漁業の基盤づくりを進めるとともに、漁業後継者の育成や漁業組織の健全な育成を図る。

ロ 工業については、労働生産性の高い本県工業（従業員1人あたりの付加価値額が全国第2位、平成10年度）において、本圏域はその中核をなしているが、電気機械、一般機械など、加工組立型業種を中心とした構造で、中枢管理（本社）機能をもたない生産工場が多くを占めている。なお、近年の景気低迷による企業の設備投資意欲の減退や経済構造や産業構造の変化による海外への進出の影響などを受け、企業立地件数、面積はともに低迷している。

また、地場産業については、内需不振、消費者ニーズに合わせた多品種少ロット生産と即納体制等の要求の多様化、受注単価の低下等により厳しい状況が続いており、販路の新規開拓や、後継者育成が重要な課題となっている。

こうしたことから、本県の産業構造を特色づけてきた既存産業の高度化、高付加価値化を進めるとともに、環境、健康・福祉、観光等の新産業分野に係る研究開発機能とその生産機能等が集積する複合型の新しい産業創造拠点の整備を図るとともに、新たな高速交通網の整備（第二名神高速道路）を契機として、今後も本県の立地環境を活かした研究機関を含む事業所の誘致を積極的に進める。

また、公的試験研究機関の活性化に努めるとともに、産・学・官が多様なネットワークを形成して技術開発力を高めていく連携システムの構築を図る。

さらに、地場産業については、地場産業組合等が行う新商品・新技術の開発、販路開拓、人材育成、新事業分野への進出等を支援する。

ハ 商業・サービス業については、京阪神といった大都市の近隣に位置する影響を受け、本区域は、卸売業、小売業とともに、1店当たりおよび従業員1人当たり年間販売額は全国平均を下回っているなか、小売業においては、その順位が改善される傾向も見られるが、中小商業は極めて厳しい状況が

継続しており、その活性化に向け、商店街の再生に向けた自主的な計画づくりや基盤整備など魅力ある商店街・商業集積の形成を支援する。

また、卸、小売、飲食、サービス業の新規開業事業所数は、低位で推移しており、この増加に向け、創業予定者や経営革新を目指す中小企業者のための情報提供、各種相談事業、専門家派遣等を行うとともに、その支援拠点を整備する。

ニ　観光に関しては、本県は琵琶湖をはじめとする豊かな自然や重要文化財件数が全国第4位であるように多くの歴史文化遺産に恵まれているものの、観光資源が点在し、全国的に集客力を持つ観光地が少ないことに加え、日帰り観光が主体となっている。

このため、琵琶湖をはじめとする豊かな自然を活かし、エコツーリズムや体験型観光を進めるとともに、安土城跡、彦根城、黒壁、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなど新しく整備された観光地や文化施設を活かし、テーマ性を持たせた広域観光ルート化を進める。

また、公共交通機関の利便性の向上等受入体制の整備を図りつつ、観光情報や地域情報の発信に努め、自然と歴史文化のふれあう魅力ある観光地づくりを進める。

(2) 産業の規模を従業地就業者数でみると、平成12年の520千人から、平成17年には545千人に達するものと見込まれる。

産業別では、平成12年の第1次産業就業者数21千人（4.0%）、第2次産業就業者数226千人（43.5%）、第3次産業就業者数273千人（52.5%）から、今後、第1次産業就業者数は減少傾向が続き、平成17年には第1次産業就業者数は19千人（3.5%）、第2次、第3次産業就業者数はそれぞれ236千人（43.3%）、290千人（53.2%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本区域は、京阪神の大都市圏に近いことに加えて、国道1号、国道8号、中央自動車道西宮線、東海道本線などの国土幹線が通るという交通の利便性により、人口は増加し、特に、大津・湖南地域から甲賀にかけては、その増加は顕著である。このため住宅開発の進展とともに、京阪神地域の社会や産業の成長と拡大に伴い、多くの工場が進出し、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んできた。

今後、本区域においては第二名神高速道路、びわこ空港等の高速・広域交通基盤等の整備が行われる予定であり、交通利便性が一層向上するとともに、拠点都市地域の整備等に伴い、さらなる都市地域の拡大、都市機能の集積が

見込まれ、新たな定住や交流活動、企業進出に対応した土地利用が必要となる。

一方、今日では、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用に当たっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっている。

このような状況を踏まえ、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、全体として土地利用転換の圧力が低下する傾向にある中で、土地利用の質的向上を一層積極的に図る。

(2) 利用区分ごとの土地利用の方向の概要は次のとおりとする。

イ 農用地については、食料の長期的な需給動向を考慮し、生産性の高い農業を目指し、地力の維持増進、地域の実情に応じ環境に配慮した農業生産基盤の整備、効率的かつ安定的な農業を営む経営体への農用地の集積を進め、必要な優良農用地の保全・確保を図る。

また、農用地の不断の良好な管理を通じて、県土保全、田園景観の保全等農用地の多面的な機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境調和型農業の推進により、環境負荷の低減に努める。

ロ 森林については、地球環境問題の高まり等を踏まえ、木材生産等の経済的機能に加え、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図る。特に近畿圏の重要な水源のかん養に寄与している琵琶湖における集水域の森林を極力保全整備し、その機能の維持増進に努めるとともに、貴重な動植物等の生息、生育する森林等の適正な維持、管理を進める。また、良好な生活環境を確保するために森林を積極的に緑地として保全・整備しつつ、多様な県民ニーズに即した総合的・計画的な利用を図る。

ハ 住宅地については、人口および世帯数の増加、高齢化の進行、都市化の進展の動向等に対応しつつ、居住様式の変化、県民の持ち家指向に配慮し、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適正な土地利用を図る。特に、既成市街

地等では、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な土地利用を図る。

ニ 工業用地については、自然環境や生活環境の保全等に十分配慮しつつ、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、企業の立地動向に対応した工業生産に必要な用地の確保を図る。また、新規の立地に際しては、工場の進出が及ぼす周辺地域への影響に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。

ホ その他の宅地（事務所、店舗用地等）については、市街地等の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化・業務機能の集積および良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し、必要な用地の確保を図る。

ヘ 産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の生活上必要な施設は、産業の進展、人口の動向、廃棄物の減量等を見通し、あらかじめ計画的に必要な用地の確保を図る。

ト 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設の公用・公共用施設については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、琵琶湖の湖辺域は、琵琶湖と一体となった景観を形成しており、ヨシ原や樹林地、内湖等は水域と陸域との遷移帶としての生物の成育地帯として重要である一方で、水産業、観光、レクリエーション等多種多様な期待もあることから、琵琶湖の保全の重要性を踏まえ、水域と陸域との一体性に配慮しつつ、自然湖岸、内湖、湖畔林等の貴重な自然地の保全、新たな緑地の整備、既存緑地の再整備等により調和ある土地利用を図る。

8. 施設の整備に関する事項

計画の基本的方向に基づき、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の形成を図るために、施設の整備を推進する。

その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境や歴史的風土及び農用地や森林の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地の確保を図る。

イ 住宅用地

住宅需要の増大に対応するため、堅田駅西口（大津市）、野路西部地区（草津市）等における土地区画整理事業等を推進する。

ロ 工業用地

今後見込まれる工業用地の需要に対応して、近江水口第二テクノパーク（水口町）、乙窪工業団地（中主町）等の整備を図り、工業の計画的な導入に努める。

また、びわこサイエンスパーク（大津市）、（仮称）長浜サイエンスパーク（長浜市）の整備を進める。

ハ 商業業務地

鉄道駅と国道8号が近接する交通至便地区である米原駅東部地区（米原町）および彦根駅東地区（彦根市）に土地区画整理事業を推進し、主として商業・業務機能の集積を図り、都市的なサービス機能を強化する。

（2）交通施設

生活環境の改善を図り、輸送需要の動向及び輸送構造の変化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、道路、鉄道、港湾及び空港がそれぞれの機能を適切に分担しあうよう、国土の主軸にそった幹線交通網から日常的な生活交通網にいたるまで、総合的な交通ネットワークの確立を図る。

また、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通システムを構築するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、いわゆる交通バリアフリー法に則り市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

イ 道路

地域内交通と通過交通の分離を図るとともに、経済的、社会的活動をささえるための都市間または地域間の幹線道路の整備を進めるほか、良好な都市空間を形成するために必要な道路、街路、駅前広場の整備を推進する。

さらに、国土の主軸に沿った幹線交通需要の増大に対処し、中央自動車道西宮線との適切な交通機能の分担と代替性を確保するための第二名神高速道路の整備を推進するとともに、名神名阪連絡道路の調査を進め、事業化をめざす。

整備を進める主要な道路は次のとおりである。

高規格幹線道路 第二名神高速道路

地域高規格道路 琵琶湖西縦貫道路、甲賀湖南道路

一般国道 8号、422号

主要地方道	草津守山線、大津信楽線、近江八幡守山線、甲賀土山線、大津能登川長浜線、愛知川彦根線
街路	大津湖南幹線、馬場皇子が丘線、草津駅前線、南大萱月輪線、石山駅線他1線、小脇寺線、豊公園森線、長浜駅宮司七条線

また、日常生活に密着した一般県道、市町村道、交通安全施設等の整備を推進する。

口 鉄軌道

高速交通時代にふさわしい交通基盤としての東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅設置について検討を進めるとともに、地域間交流の促進と県土の均衡ある発展および住民の利便性向上のため、交流電化区間である北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間を直線化し琵琶湖環状運行の実現に向けた検討を進めるほか、老朽化、狭隘度等を考慮して老朽駅舎の整備を図る。

さらに、沿線地域における人口増加に伴い、草津線の複線化、草津線手原～石部、三雲～貴生川間における新駅の設置について検討を行う。

また、既存の近江鉄道、信楽高原鐵道の沿線である湖東・東近江・甲賀地域から京都府南部地域を経て大阪方面とを結ぶとともに、震災時にはバイパス機能を備えた新たな鉄道として「びわこ京阪奈線（仮称）鉄道」の実現について検討を進める。

ハ 港湾

琵琶湖の水環境改善のため、長浜港において海域環境創造事業により、底泥の浚渫を行う。

二 空港

航空需要の増加に対応し、国内航空ネットワークの利便性の向上を図るため、関係自治体においてびわこ空港（仮称）について検討する。

(3) 公園緑地

今後の人団増加及び自由時間の増大によるスポーツ・レクリエーション需要の高まりや、日常生活のなかにうるおい、やすらぎを求めるといったニーズに対応するため、平成17年度末における住民一人当たりの都市公園面積約12.0平方メートルを確保することを目標に、春日山公園（大津市）、びわこ地球市民の森（守山市）、竜王町総合運動公園（竜王町）、みなくちこどもの森（水口町）等の公園緑地の整備を促進する。

これらの公園緑地の整備に当たっては、琵琶湖等の優れた自然環境や生態系、豊かな歴史文化的環境を生かし、これらとの調和を保ちながら適正な配

置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対応するとともに、公衆衛生の向上及び琵琶湖等の公共用水域の水質保全等に資するため、次のとおり供給施設及び処理施設の整備を推進する。

イ 水道

上水道の需要は、給水人口の増加、生活様式の変化等に伴って、さらに増大するものと見込まれるため、平成17年における給水人口約1,232千人を目指し、大津市、彦根市、草津市、守山市等において上水道拡張事業を推進するとともに、南部上水道供給事業（守山市他）および東南部上水道供給事業（中部地区：近江八幡市他、甲賀地区：水口町他）等を推進する。

ロ 工業用水道

湖南工業団地をはじめとする既存工業団地や今後工場の立地が見込まれる水口町、甲西町等における工業用水需要に対応するため、一日当たり約84千立方メートルの供給能力を目指し、南部工業用水道事業（草津市等）を推進する。

ハ 下水道

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質保全及び生活環境の改善等に資するため、平成17年度末における下水道処理区域人口約900千人を目指し、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区、湖西処理区、東北部処理区）及び大津市、草津市等における流域関連公共下水道事業及び大津市単独公共下水道事業を推進する。

また、処理施設については、閉鎖性水域である琵琶湖の富栄養化を防止し、水質の保全・向上を図るため、引き続き窒素・リンを取り除く高度処理を推進する。

ニ 廃棄物処理施設

ごみ排出の状況は、近年の横ばい状況から再び増加の様相を見せ始めており、生活様式の変化等からその内容も多種多様化している。このため、平成9年度に策定した「滋賀県環境総合計画」に基づき、排出量を2分の1にすることを目標に、再資源化・有効利用による減量化をさらに推進するとともに、施設の整備にあたっては、資源化施設、エネルギー利用施設等の廃棄物循環型社会基盤施設の設置の促進を図ることとし、栗東市等においてごみ処理施設を、中部清掃組合（八日市市他）および野洲郡行政事務組合（野洲町他）等において埋立処分地施設を整備するほか、大阪湾圏

域における広域処理場の整備を推進する。

また、し尿処理施設については、下水道の整備を進めていくとともに、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等による対策を推進し、併せて甲賀郡行政事務組合等の汚泥再生処理センターの整備を図る。

(5) 河川、治山、砂防等

既成都市周辺部を中心とした開発の進行などに伴い、洪水等自然災害の発生の危険性が高まっている状況に対処して、生命及び財産の安全確保と地域経済の発展に資するため、次のとおり国土保全施設の整備等を推進する。

イ 河川

河川の氾濫を防止して災害に対する流域の安全度を高めるため、大津放水路、草津川、野洲川、日野川、長命寺川、愛知川、長浜新川等の河川改修および、琵琶湖をはじめとする淀川水系の河川浄化事業を推進するとともに、河川環境の保全を図り、親しみとうるおいのある水辺環境の形成を図る。

また、洪水調節とあわせて、増大する水需要に対応するため、多目的ダムとして丹生ダム、大戸川ダムの建設を推進するほか、治水ダムとして姉川ダム、栗栖ダムの建設を推進する。

ロ 治山・砂防等

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、淀川水系の治山事業を推進する。

また、土砂生産抑制及び土砂災害の防止、自然環境の保全等を図るため、淀川水系である家棟川、善光寺川等における砂防事業等を推進する。

(6) 住宅

人口の増加、世帯の細分化、建替え等に伴う住宅需要の増大により平成17年度までに必要な住宅建設戸数は約57千戸と見込まれる。このため、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の計画的な住宅供給を促進するとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

(7) 教育文化施設等

小・中学校においては、児童、生徒数が全般的には減少傾向にあるものの、人口の流入により増加が見込まれる地域では、計画的な施設整備を図る必要がある。

一方、その他の地域では余裕教室が相当生じるものと見込まれるため、その有効利用（多目的スペース等への転用）のための施設整備を図るとともに、これら整備とあわせて既存校舎の改築及び高等学校を含めた非木造校舎の改修、屋内運動場の整備改修を推進する。

また、高等教育については、高学歴化、高度技術化、情報化等が進むなかで、優秀な人材の育成を図るため、県立大学等の整備充実を進める。

試験研究機能等については、琵琶湖の総合保全、世界レベルの湖沼学研究の推進、微量有害化学物質など新たな環境問題や本県の環境に関する試験研究機能の充実のため、琵琶湖研究所と衛生環境センターの環境部門とを再編し、新たな機関として拡充整備する。

さらに、物心ともにゆとりを持ち、人生80年型に対応した生きがいのある生活を実現しうるよう豊かな自然や風土、歴史的文化遺産等を生かして地域の文化的環境を整えるとともに、生涯教育の条件づくりを進める。

また、（仮称）ほほえみ情報交流センター（野洲町）等の整備をはじめ、博物館、図書館、公民館等の社会教育施設の整備充実を図るとともに、県立芸術劇場びわ湖ホール等において、県民が舞台芸術に親しむ機会の提供や、舞台芸術の振興および普及を図るため、自主事業等の充実を図る。

今後の地域のスポーツ・レクリエーション需要の増大に資するため、（仮称）地域スポーツセンター（大津市）、（仮称）武道館（草津市）等の社会体育施設の整備を進めるほか、地区レベルにおける文化活動等の活性化の拠点として、自治会又は集落単位に集会施設等の整備を推進する。

(8) その他の施設

イ 通信施設

情報通信技術の進展による情報そのものの価値の高まりや情報通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対処するため、光ファイバ網や無線の活用など地域の特性に応じた情報通信ネットワークの整備を図り、情報通信システムの有効利用による行政効率化はもとより、ネットワークを通じた県民への情報提供、さらには、双方向の情報交流を進める。

また、災害時における電気通信網の機能確保と、防災情報の円滑な収集・伝達などを図るため、衛星通信等を活用した防災行政通信システムの充実を図るとともに、市町村防災行政無線（同報系）の整備推進を図るなど、伝送路の多ルート化等を推進し、安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークの整備を図る。

ロ 医療施設等

人口の増加や高齢社会の到来等に伴う疾病構造の変化等に対処するため、専門的かつ高度な医療技術を具備した医療施設の充実確保及び救急医療体制の確保を図る。

また、衛生、保健、健康の総合的な推進に向け、これらを科学面から支援する専門的かつ技術的な拠点施設の整備に努める。

ハ 社会福祉施設

高齢社会の到来等に伴う寝たきり老人や痴呆性老人の増加に対処するため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を行なうとともに、デイサービスやショートステイの機能をもつ施設を確保するとともに、高齢者の自立や健康づくり、生きがいづくりの場としてリゲインハウス（仮称）（蒲生町）の整備を推進する。

また、重症心身障害児施設「第二びわこ学園」（野洲町）をはじめ、障害者のケアや授産訓練、社会参加と自立を促進するための各種障害者福祉施設の整備を推進する。

さらに、子育て支援のための保育所を整備するとともに、子どもの健全育成の拠点である児童館の整備を推進する。

ニ 食肉流通センター

食肉流通センターの整備については、食肉流通の合理化を図るため、近代的な総合食肉流通施設を整備する。

ホ 農業用水施設等

農業の持続的な発展を図るためにには、安定的な農業用水の確保は必要不可欠であることから、国営かんがい排水事業「新愛知川地区」、国営総合農地防災事業「野洲川沿岸地区」等により、農業用水施設の整備ならびに更新等の推進を図る。

9. 環境の保全に関する事項

環境問題は、地球規模という空間的な広がりおよび次代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となって来ており、各国、各地域で足元からの取り組みが求められている。このため、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭およびその他の公害を防止することはもとより、環境基本法、滋賀県環境基本条例、滋賀県環境総合計画、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築をめざすこととし、関係法令等に基づく各種発生源に係る排出規制や公害防止施設整備等の一層の推進を図り、環境基準や目標等の維持・達成に努める。

特に、世界有数の古代湖であり、重要な水資源である琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として策定した「マザーレイク21計画－琵琶湖総合保全整備計画－」に基づき、水質の保全、水源のかん養および自然的環境・景観の保全の3つの観点から、県民、事業者、行政等のパートナーシップに基づき、各種保全施策を総合的、計画的に推進する。

また、各種の土地利用や交通体系等に関連する諸施策については、地域の環境特性に配慮し、水、大気、土地、緑等の環境資源が有限であることを認識し、適正な循環利用がなされ、健全で質の高い環境の確保に努める。

イ 水質汚濁については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画等により、工場・事業場の排水規制、琵琶湖流域下水道整備等の生活排水対策ならびに農業排水対策等諸施策を推進し、汚濁負荷量の削減を図るとともに、河川流域の特性に応じた流域管理を住民のパートナーシップのもとに推進する。

ロ 大気汚染については、大気状況を的確に把握し、発生源に対する規制及び指導の徹底を図る。また、オゾン層保護や地球温暖化対策等の地球環境問題への対応策を講じる。

ハ 自動車交通対策については、環境基準の達成に向け自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて緩衝帯の設置、遮音壁の設置、交通規制等の施策を講ずる。

ニ 新幹線鉄道の騒音、振動については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに、沿線の土地利用の適正化を図る。

ホ 近隣騒音公害については、カラオケに代表される深夜営業騒音や拡声器騒音等に対する適切な対応を図るとともに、生活騒音に対する防止方策等を検討するなど、環境基準達成のための施策を講ずる。

ヘ 悪臭については、悪臭防止法等による規制および指導の徹底を図る。

ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備拡充する。

チ 公害の防止に資するとともに、自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺における自然公園、都市公園、緑地、良好な河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、健全な生態系の維持あるいは回復を図り、自然と人間との共生を確保する。

リ 太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの利活用について検討を進め、地域特性をいかした新エネルギー導入と省エネルギー対策を推進し、

省資源・省エネルギー型社会の実現を進める。

ヌ 事業の計画、実施に当たっては、環境破壊を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

10. 防災対策に関する事項

本区域の防災対策は県及び市町村における地域防災計画に基づき総合的かつ計画的に実施するものである。

本区域は、地勢上、流路延長が短く急峻で水源山地の地質的条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また、琵琶湖流入付近では上流河川から多数の小河川が枝分かれしているため河積が極端に小さい、いわゆる尻無川が多く見られ、過去に幾度かの水害が発生しており、治水事業の促進が求められている。

また、当該区域の土砂災害危険箇所は約990箇所で砂防設備等の整備はまだまだ低い水準であり、加えて近年の広範囲な都市化の進行に伴う宅地開発により、都市周辺の丘陵部、山麓部においては、がけ崩れや土砂の流出等、土砂災害危険度が高まっており、安全な生活基盤のため砂防設備等の整備が急務となっている。

地震に関しては、全国でも活断層分布密度の最も多い地域であり、特に直下型地震の発生の危険性が極めて高く、今日、都市化、人口集中化が進む中で地震による被害を拡大させるおそれがある。

このような自然災害の危険性を多く抱える一方で、高度経済成長期に形成された市街地を中心として、狭隘道路が多いなど道路等の都市基盤整備の不備が目立っている。また、公立病院等においては順次改築が進められ、大地震に対応し得る構造・設備となってきたものの、潜在的な危険性のある建造物が多い地域もあるため、特にライフラインの確保と耐震性の強い医療機関の整備が必要である。

本区域では、特に、東海道本線や新幹線、中央自動車道西宮線等の交通の大動脈が全て大津市等の一部地域に集中していることから、震災等により交通網が寸断された場合、バイパス機能を持つ代替ルートが必要となる。

近年においては、国土利用の変化あるいは高齢化社会の進展など社会経済環境の変化に伴い、災害の態様は複雑多様化・大規模化しており、このような災害に対応するためには、災害弱者にも配慮した防災施設の整備、都市の不燃化・耐震化など防災都市対策や地盤の液状化対策を推進する必要がある。

また、地震等の観測体制を充実する一方、災害の発生する危険のある地域の公表等により住居地の危険性への認識を深めるとともに、このような地域での

適切な土地利用を進めていくことも不可欠である。

以上の観点を踏まえた計画はつぎのとおりである。

(1) 防災センターの整備

災害時には災害応急対策の活動拠点として機能し、平常時には防災に関する啓発などの活動の場として機能する防災センターの整備の推進を図る。

(2) 防災資機材の整備

消防力の強化を図るとともに、自主防災活動に必要な資機材の整備を促進する。また、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な水防資材の備蓄の充実を図る。

(3) 情報通信体制の整備

- イ 各種防災情報の収集・整理・分析、被害程度等の把握、災害情報の送受信、防災関係機関の意思決定支援を行うための防災情報システムを整備し、市町村、防災関係機関との災害情報収集の効率化・迅速化および災害対策本部の機能強化を図る。
- ロ 洪水や土砂災害に対応する河川情報システムおよび土砂災害情報システムの拡充を図る。また、土砂災害に関しては住民への予知情報提供システム等の警戒避難体制を整備する

(4) 災害に強い都市基盤・県土づくり

- イ 災害に強いまちづくりの総合的かつ一体的な整備を推進し、特に都市基盤施設、公共・公益的施設については集中的に整備し、被災時に都市機能を維持できる防災安全街区の整備等、安全・安心市街地の形成を図る。
- ロ 緊急輸送路等として十分機能できる道路及び避難地や防災活動の拠点となるべき公園、河川等の根幹的公共施設を計画的・重点的に整備する。
- ハ 根幹的な治水対策を推進し、特に主要な交通施設等を守る土砂災害対策や下水道・河川の連携による総合的な都市雨水対策を講じる。
- ニ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るために幹線道路等の多重化を推進するとともに、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実、流雪溝等の整備を推進するとともに、降積雪情報等を収集・提供するための情報システムを整備する。

(5) 地震対策の推進

イ リダンダンシー（代替性）をもたせた高規格幹線道路、地域高規格道路等の幹線道路網等を整備し、震災等に強い県土構造の形成を推進とともに、緊急輸送道路の整備推進を図る。

また、本県と京都・大阪方面を結ぶ大量の旅客輸送を担う東海道本線のバイパス機能を持つ代替ルートの鉄道整備の検討を進める。

ロ 住宅、建築物、鉄道施設等の公共施設については、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の消火用水・生活用水等を確保するため下水道、河川等の整備を図る。

ハ ライフライン共同収容施設ネットワークの整備計画の策定及びC・C・BOX（電線共同溝）等の整備などライフラインの防災性の向上を推進する。

京都中丹区域都市開発区域建設計画

**平成13年10月
京 都 府**

目 次

1. 計画の性格.....	125
2. 計画の対象区域.....	125
3. 計画の期間.....	125
4. 計画の基本的方向.....	125
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項.....	127
6. 産業の業種、規模等に関する事項.....	127
7. 土地の利用に関する事項.....	129
8. 施設の整備に関する事項.....	131
9. 環境の保全に関する事項.....	136
10. 防災対策に関する事項.....	137

京 都 府

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、京都中丹区域都市開発区域の整備及び開発に際し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した中丹区域を対象とする。関係市は、次のとおりである。

福知山市（一部）　舞鶴市（一部）　綾部市（一部）　宮津市（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会・経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本区域は、京都府の北部に位置し、京阪神大都市から概ね100km以内の距離にあり、北は日本海に面し、東は福井県嶺南地域、西は兵庫県但馬地域に接し、商業、港湾、工業、観光といった多彩な機能と集積を持つ福知山市、舞鶴市、綾部市及び宮津市の市街地が形成されている

臨海部は、近畿圏における環日本海交流の門戸港・舞鶴港を擁する舞鶴市と、特別名勝天橋立を有する宮津市が、近畿の日本海沿岸部における貿易、商工業、水産業、観光関連産業等の拠点を形成している。また、内陸部は、商圈が丹後、但馬地方に及ぶ福知山市の商業集積に加え、国内有数の内陸工業団地である同市の長田野工業団地や綾部市の綾部工業団地等を擁し、商業、工業の一大拠点を形づくっている。

このように、本区域は、多彩な機能を有する四つの都市が機能を分担・連携しながら、全体として北近畿における産業・都市機能の中心的な役割を果たしているが、近年、近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道等の整備や、京都縦貫幹線鉄道の高速化など広域交通網の整備により、京阪神大都市との時間距離が短縮されるとともに、4都市相互間のネットワークも強化されつつあり、今後ますます一体的な都市としての性格を強めながら、ポテンシャルを高めていくことが見込まれる。

また、この地域は、環日本海諸国と京阪神地域を結ぶ近畿の南北軸と、今

後形成される北陸・山陰につながる日本海側の東西軸との結節エリアに位置しており、グローバルに展開する時代の中で、近畿圏における環日本海交流の窓口としても、重要な機能を発揮していくことが期待されている。

今後は、高速交通網の整備効果と地域の特性を最大限に活かしながら、必要な高次都市機能の整備とその有機的連携を図り、自立的かつ一体的に発展する北近畿の中核的な都市圏を形成していくことが必要である。

(2) 京都縦貫自動車道や京都縦貫幹線鉄道等の整備を推進し、京阪神大都市地域との時間距離の短縮や域内モビリティーの向上を図り、また、環日本海時代の到来を視野に入れつつ、舞鶴港、鳥取豊岡宮津自動車道等の整備を進める中で、日本海沿岸の他府県とも有機的な連携を強め環日本海交流の積極的な推進により、地域の活性化を実現していく。

これら交通条件の改善により、本区域内の特色ある4都市が緩やかに連携し、一体的な都市群として地方中核都市にふさわしい高度な商業・業務・サービス機能等を発揮していくことをめざして、国際交流機能、居住・観光・クリエーション機能、生産・物流機能、商業・業務機能など多彩な機能を担う地域として整備し、裾野の広い経済基盤に立脚した北近畿をリードする中核的な都市圏の形成を実現する。

また、商店街の不振等により中心市街地の活力が低下していることに対応するため、中心市街地活性化のための総合的な施策を展開し、にぎわいとするおいのあるまちづくりを推進する。さらに、国際港湾としての舞鶴港の機能を充実するため、F A Z（輸入促進地域）の施設を生かしたポートセールスの一層の展開を図るとともに、環日本海圏での「人・もの・情報」の交流を通じ、高次都市機能の一環としての国際交流拠点の形成を進める。

これらにより、環日本海時代を担う北近畿の拠点的な都市圏の形成を図ることとし、次の方向により各都市における地域整備を進める。

福知山市においては、旧来からの商業・流通・業務集積や長田野工業団地を核とした産業の振興を図るとともに、福知山駅の周辺整備や情報通信機能の整備、高度業務機能の集積等を促進し、当地域における商業・業務拠点の整備を図る。

舞鶴市においては、環日本海交流拠点として、その核となる舞鶴港の機能高度化を図るとともに、貿易関連の流通業務機能の充実、海洋・海事機能の集積を活かした産業開発等を進め、また、広域的で多分野にわたる交流機能の拡充を図り魅力ある国際交流拠点としての都市づくりを進める。

綾部市においては、中心市街地の住環境や商業機能の整備を進め都市的魅

力を高めるとともに、綾部工業団地等の産業集積を活用した産業振興、広域幹線道路や鉄道の結節点に位置する利点を活かした交通・物流の中継基地としての整備を進める。

宮津市においては、大手川の改修や市街地整備による都市の活性化を図り、観光・レクリエーション施設の集積によるリゾート整備を進めるとともに、中・長期滞在が可能で四季を通じて自然や都市型リゾートを楽しめる北近畿の総合リゾート拠点としての整備を進める。

(3) この計画の実施に当たっては、農地、林地等の用途転換及び水資源の確保が必要なものについては、これらと十分調整を図るものとする。

さらに、環境の保全を図るとともに、農林地等の保全、治山治水事業による災害の防止、文化遺産、歴史的環境の保護保存について適切な考慮を払うものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口は、地域的に見ると、舞鶴市、綾部市及び宮津市では減少傾向が続いているが、福知山市では増加傾向にあり、今後、大都市圏への人口、産業の集中傾向の鈍化を背景として京都府北部地域の中核都市群としての整備が図られる中で、区域内の人口の減少傾向に歯止めがかかることから、平成12年の区域内人口224千人から、平成17年には222千人になると見込まれる。

(2) 年齢階層別人口は、平成12年の年少人口35千人、生産年齢人口139千人、老人人口51千人から平成17年度には、年少人口34千人、生産年齢人口135千人、老人人口54千人になると見込まれ、人口の高齢化が予想される。

(3) 労働力の需給状況については、わが国の経済・社会の変化に伴い、産業・就業構造等に影響を及ぼしているが、特に、高齢化の進展、若年者層の労働力人口の減少など緊急的・中長期的な観点による総合的な対策が重要であるため、経済動向、雇用動向の的確な把握のもとに、雇用の安定・雇用機会の創出の対策を的確に実施する。

また、高齢者や障害者を含めた働く意欲のある人々の就業機会の確保、地域の雇用開発を行うほか、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、急速な技術革新に対応した人材育成の場等の整備を行う。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

この地域においては、高速交通網の結節点及び京阪神大都市との時間距離の短縮の実現を背景として、新しい産業の導入や異業種交流等の推進、既存産業拠点の機能の充実、活力ある産業活動を支える基盤整備を促進し、総合的な立地環境を備えた産業拠点の整備をめざす。また、近畿圏における環日本海交流の門戸港である舞鶴港を拠点として、貿易関連産業の集積・育成を促進する。

さらに、商店街の不振等による中心市街地の活力低下に対応するため、中心市街地活性化のための総合的な施策を展開するとともに、農林漁業については、地域の特性を活かしたブランド産地の育成や作り育てる漁業への転換を進めながら、リゾート産業をはじめとする他産業との連携を図る。

(1) 農業については、新鮮で安全な食料を総合的に供給する産地をめざし、担い手育成型ほ場整備、農道整備等、農業農村整備事業を進めるとともに、農作業受託組織等の育成による効率的な営農体制対策の確立や、環境にやさしい農業を推進する。また、京阪神大都市地域への近接性を活用して生鮮野菜や果樹等の生産を振興するとともに、伝統的な特産物の品質向上、新たな商品作物の開発・定着やブランド化を推進する。さらに、観光・レクリエーション需要に対応し、観光農業の振興や農産物の直販システムを構築するとともに、先端農業技術の開発、高度農業情報システムの整備等を促進する。

漁業については、水質保全及び漁場環境の整備に努めつつ、漁港における基幹施設や関連施設の整備等を進める。また、水産資源の持続的利用を図るために、種苗生産・放流技術の向上や養殖業への応用等により「つくり育てる漁業」を推進するとともに、水産資源の適切な管理、保護、回復の対策により「資源管理型漁業」を推進する。さらに、海釣り公園等の整備により観光漁業を推進するとともに、水産流通・加工業の振興を図る。

林業については、林道の整備、間伐等保育の促進等による森林資源の充実、森林の公益的機能の向上等を図るとともに、木材・特用林産物生産の振興、担い手の確保・育成、木材加工・流通体制の充実に努め、地域特性を活かした産地形成を図る。

また、生産基盤と一体となった集落排水施設等の農山漁村の生活環境の整備、適正な土地利用計画に基づく農村地域への工業等の導入などを進め、安定的な兼業経営の確立や定住条件の整備を促進するとともに、農林業における自然循環機能の維持増進に努める。

工業については、高速交通網の整備による京阪神大都市地域との時間距離の短縮効果や舞鶴港の貿易機能、豊かな自然等のゆとりある立地環境等を活かして、情報、バイオ、環境関連をはじめとする先端産業等各種産業の立地

を促進し、機械製造業、金属加工業など既存の産業集積との有機的な連携を図りながら産業の高度化と活性化を促進する。

商業等については、地域コミュニティの核としての役割を担い得る商業集積の形成を図る。また活力の失われつつある駅周辺地域等の既存商業地においては市街地の再整備とも連携しながら中心市街地活性化策をはじめとしたハードとソフト両面からの総合的な商業振興策を推進することにより、商業を核とした地域の活性化を図る。

貿易については、舞鶴港貿易の一層の振興を図るため、港湾施設の整備・近代化を進めるとともに、F A Z機能を生かしたポートセールス活動の強化、環日本海諸国への航路開拓・定期化及びコンテナ化の推進を図る。また、T S Lの導入についても長期的に検討する。

観光・レクリエーションについては、四季型・長期滞在型の丹後リゾート構想を推進するとともに、リゾートを支える基盤施設の整備、時代のニーズに即応した観光レクリエーション施設の整備等を促進する。

(2) 産業の規模を従業員数によってみると、平成12年には125千人、平成17年も平成12年と同様125千人で推移すると見込まれる。

産業別には、今後第1次産業就業者数が低下し、第2次産業就業者数は横ばい、第3次産業就業者数はやや増加することから、平成12年の第1次産業10千人(8.3%)、第2次産業39千人(30.9%)、第3次産業76千人(60.8%)から、平成17年度には、第1次産業9千人(7.1%)、第2次産業37千人(29.9%)、第3次産業79千人(63.0%)になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) この区域の土地利用の動向としては、福知山市において土地区画整理事業の実施や長田野工業団地周辺における住宅開発、民間による住宅開発により市街地の形成が見られる。特に、駅周辺においては、土地区画整理事業により良好な市街地の整備が図られているとともに、南北一体となった市街地の再整備に向けて、連続立体交差事業が進められている。

舞鶴市では、東舞鶴駅周辺で土地区画整理事業が進められているほか、西舞鶴駅周辺の整備事業が進められている。

綾部市では、綾部駅周辺整備事業が進められているほか、市街地において、街路網整備や土地区画整理事業により良好な市街地の形成を進められている。

宮津市では、市内中心部において、沿道区画整理型街路事業などによる街

路整備に伴って、商店街の近代化計画が進められている。

今後、高速交通網等の整備に伴い、多彩な機能を備えた北近畿をリードする中核的な都市圏の形成に向けて、中心市街地における商業・業務等の機能の高度化や地域の高い将来性を見越した産業系、リゾート系の開発がさらに活発化していくことが期待されている。

(2) 本区域においては、北近畿での世界との交流拠点的な都市圏の形成に向け、工業集積を活かした産業振興や中心市街地の振興を図り、国土利用計画及び京都府土地利用基本計画に即し、地価の安定に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進する。

イ 長田野工業団地や綾部工業団地等における産業集積効果を周辺へと広げるため、関連企業・協力企業の誘導を図る。また、高速交通網の整備効果を活かすため、周辺の適地において、地域特性を踏まえた企業立地や中小規模の工業団地の整備を促進する。

ロ 中心部の高次都市機能に加え、工業団地等や、卸売、流通、サービス、倉庫等の業務団地を整備するとともに、広域複合商業拠点の形成等を進め。また、福知山駅周辺における鉄道の連続立体交差事業や土地区画整理事業等を総合的に進め、市街地の再整備を推進するとともに、西舞鶴駅及び綾部駅周辺においても開発を促進する。

舞鶴港及びその周辺地域においては、近畿圏における環日本海交流の拠点としての立地特性を活かし、港湾機能の高度化や、F A Z 整備等を推進するとともに、貿易関連の流通・加工・組立を中心とする工業団地の建設及び企業立地を推進する。

さらに、自然、歴史、伝統等を活かした四季型・ネットワーク型の創造性に富むリゾートの形成をめざす丹後リゾート構想を推進し、多彩な活動メニューを提供する集客力の高い個性豊かな観光・レクリエーション拠点としての整備を図る。

ハ 住宅用地については、既存市街地の生活環境関連施設等の基盤整備を促進し、良好な住環境を備えた市街地の形成を図るとともに、これら既存市街地の周辺部や産業拠点開発の周辺部において、その整備状況及び交通網の整備等を勘案しつつ新たな住宅地の必要性を検討する。

ニ 農業地域については、農業農村整備事業を推進し、農地の保全を図りながら、農用地の有効利用を促進する。

水源の涵養等の公益的な機能を有する森林については、造林等による保全・整備を図りつつ、林道網の整備を進め生産基盤の拡充を図るとともに、

丹後リゾート構想の推進に当たっては、こうした森林の公益的な機能と調和したレクリエーション的活用を図る。

ホ 沿岸域については、沿岸漁場や漁港の整備を進める。また、海岸については、侵食等を防止し、土地の保全を図るとともに、親水性にも配慮した海岸保全施設の整備を行う。

8. 施設の整備に関する事項

本区域においては、計画の基本的方向に基づき、北近畿の中で中核的役割を果たすことができる都市群の形成をめざすとともに、近畿圏における環日本海交流の窓口として、施設の整備を図る。その大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

高次都市機能を備えた中核都市圏の形成を促進する活発な都市活動に対応して、公害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、宅地開発事業を促進し、住宅用地、工業用地等を確保する。

イ 住宅用地

既存市街地の周辺部や産業拠点開発の周辺部における住宅用地を確保するため、石原、筋谷（福知山市）、獅子崎、栄町（宮津市）の土地区画整理事業を促進するとともに、魅力ある市街地を形成するため、東舞鶴駅周辺（舞鶴市）、綾部駅周辺（綾部市）のまちづくり総合支援事業を進める。また、福知山駅周辺（福知山市）において、中心市街地の活性化に資する都市拠点を創出するため、まちづくり総合支援事業の導入を図る。

ロ 工場用地

綾部工業団地等への企業誘致を推進するとともに、今後の交通条件の改善に伴う産業団地動向等を勘案し、高速交通網の整備が進む周辺地域において、地域特性を踏まえた適地の開発を促進する。

(2) 交通施設

環境への負荷の低減に努めながら、複数の交通機関の連携、既存ストックの有効活用、ネットワークとしての代替性・多重性の確保等を進めつつ、多様なニーズに対応した安全で利便性の高い交通体系の形成を図る。

この地域のポテンシャルを飛躍的に向上させることのできる高速交通網の整備を図り、北部主要都市から京都市都心部までおおむね1時間半以内、大阪市、神戸市の都市部までおおむね2時間以内の到達をめざす。併せて、これに円滑にアクセスできる地域内交通網の計画的な整備を行い、地域内各地

から高速交通軸へおおむね1時間圏の実現を図るとともに、隣接県とを結ぶ東西方向の交通軸の充実を図る。さらに、高速交通機関空白地域の解消による全国1日交通圏の実現をめざす。

また、最先端の情報通信技術等を活用し、道路交通の安全性、輸送効率、快適性を飛躍的に向上させるため、高度道路交通システム（ITS）の導入を積極的に推進する。

イ 道路

本区域と京阪神大都市圏とを結ぶ高速交通網の整備を推進するとともに、地域内各地から高速交通軸へアクセスする道路の整備、域内交通の円滑化を図る見地から、市街地等における交通混雑の解消、山間部・海岸部等の幅員狭小区間の改良、災害や雪に強い道路整備、通行不能区間の解消を強力に進め、交通ネットワークの確立を図る。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路 近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道

地域高規格道路 鳥取豊岡宮津自動車道

一般国道 9号、27号、175号

主要地方道 舞鶴和知線

街路 新浜松原線、福知山綾部線、厚水内線

また、都市内道路交通の円滑化をはじめとする都市機能の向上を図るために、福知山において市街地を分断しているJR山陰本線等の連続立体交差事業を実施する。

ロ 鉄軌道

鉄軌道については、所要時間の短縮と輸送力・輸送サービス水準の向上を図ることが必要であり、今後とも、京阪神地域との連携や中核都市群の連携強化に努め、JR小浜線の電化を推進する。北近畿タンゴ鉄道は、沿線市町、住民の協力のもとに、地域における公共交通機関として施設・設備近代化等の整備を推進する。また、駅周辺の整備など地域活動の拠点として整備を推進する。

ハ 港湾

重要港湾である舞鶴港は、近畿圏の日本海側における対岸貿易を中心とした物流拠点として位置付け、港湾機能の高度化・近代化の推進を図ることとし、西港を外貿商港基地として、船舶の大型化、コンテナ化に対応できる港湾施設の整備を推進する。

また、港湾と背後圏地域を結ぶ陸上交通網については、国道27号を経由して近畿自動車道敦賀線へと連絡する臨港道路の整備を推進する。

地方港湾宮津港は、宮津コースタル・リゾート開発計画に基づき、宮津港全体を海洋性リゾート・レクリエーション拠点として海域環境創造事業の推進並びに漁業振興策として小型船だまりの整備を図る。

ニ 漁港

漁業生産基盤として舞鶴漁港の整備を推進するとともに、さらには漁業の拠点機能を集積し海洋性レクリエーションにも配慮した整備を図る。

ホ 空港等

大規模災害時にヘリコプターの活用が有効であることから、ヘリポートについて、検討を進める。

(3) 公園・緑地等

本区域の公園緑地の整備水準は高いが、一部に偏在などが見られることもあり、都市部においては、今後の都市化・宅地化の進行に対応して、安全で良好な居住環境に資する公園の適切な整備と五老ヶ岳公園(舞鶴市)等の特殊公園、三段池公園(福知山市)、綾部総合運動公園(綾部市)等の都市基幹公園、丹後リゾート公園(仮称)(宮津市)等の大規模公園の整備を促進する。また、これらの公園緑地の整備に当たっては、若狭湾国定公園等の優れた自然環境などとの関連のもとに体系的整備を図る。

(4) 供給施設及び処理施設

今後の地域開発の進展及び生活環境の改善と公共用水域の水質保全等を図るため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

本区域の一部では、水道未普及地区も見られるため、その解消を図るとともに、安定した供給を確保するため、平成17年度における給水人口約22千人を目標に、簡易水道等の統合等による広域化の促進を図る。

ロ 下水道

下水道については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全等の必要性から、都市、農山漁村を問わず整備の必要性が高まっており、平成17年における下水道処理人口約140千人を目標に、若狭湾国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境の保全及び丹後リゾート開発の推進にとって重要な役割を担う宮津湾流域下水道事業の推進のほか、域内各都市の公共下水道事業等を促進する。

ハ 廃棄物処理施設

多量の廃棄物等の発生に対処し、循環型社会を構築するため、地域の生

活環境へ配慮しつつ、処理施設の整備を推進する。ごみ処理施設についてはダイオキシン恒久対策基準に対応できるよう既存施設の改造等を行うとともに、リサイクルプラザ（福知山市）の新設、RDF施設（綾部市）の新設、リサイクルセンター（宮津市）の整備等を進め、廃棄物の適正処理とともに減量化・再生利用を一層促進する。

し尿及び生活排水の処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、処理施設の更新を進めるとともに、地域の実情に応じ、汚泥再生処理センター、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備、拡充を推進する。

(5) 河川、水路、海岸、治山・砂防等

由良川水系については、沿川に浸水被害が見られることから、本川については、流域の市街地の分布状況や地域の特性を勘案した効果的な改修方式として、中下流部における築堤や宅地嵩上げなどを上下流の進捗状況を勘案しつつ、促進することにより治水安全度を高めるとともに、犀川、牧川等の府・市町管理河川の整備を計画的に推進する。

二級水系についても、大手川、野田川、伊佐津川等の河川をはじめ順次効果的な整備を推進する。

なお、河川整備に当たっては、流域の環境と調和に配慮し、うるおいとふれあいのある河川空間の創造を図る。

砂防については、上下流の状況を勘案しつつ、荒廃した渓流及び土石流危険渓流における砂防事業を推進する。特に、下流部の人家や資産の集積が大きい都市近郊の土砂災害を防止するため、万願寺川フドエ等において、通常砂防事業を推進する。また、人家に密接した崩壊危険性の大きい崖や地すべり対策事業を推進する。

治山事業については、山地に起因する災害の防止のために、集落・市街地に近接する山地災害危険地において重点的に復旧治山事業や予防治山事業を推進し、水源の涵養機能の拡充強化、良質な生活用水の確保・保全を図るため、由良川流域の森林において、治山事業を計画的、総合的に推進する。

日本海側海岸については、観光、海水浴など海洋性レクリエーションの場として広く利用されているが、侵食性海岸が多く砂浜の侵食が見られる。このため、宮津港天橋立地区等において侵食対策事業を実施する。

(6) 住宅等

核家族化、建て替え等による住宅需要の増加等により、計画期間内の必要

な住宅建設戸数は約11千戸と見込まれるため、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公共住宅の供給を一層促進する。

さらに、住宅は、豊かさを感じられる生活の場として、一層ゆとりや快適性が求められており、また、将来に向けて良質な住宅ストックの形成を図る必要があり、住宅マスタープランに基づき、地域特性を活かした住宅の供給により一層の質の向上を図る。

(7) 教育・文化・研究施設

生涯学習時代を迎えるなど時代の要請に即応し、地域の実情の応じた多様な学習活動の場として、学校施設の積極的な有効活用を図る。

新設された京都創成大学や専攻科の新設された舞鶴工業高等専門学校、また大学コンソーシアム京都の遠隔講座の活用により、本地域における高等教育の充実を図る。

文化的施設については、生活の質的豊かさへの関心や芸術・文化に対する住民のニーズの高まりに対応して、既存の施設の活用を図るとともに、先人の築き上げてきた地域固有の文化を暮らしにいかすなど、ソフト面での充実を図っていく。

(8) その他の施設

イ 通信施設

地域インターネット等国的情報化施策の積極的な展開を図り、高度な情報通信基盤施設の整備を推進する。また、各地において高度な情報通信の利活用環境を整え、各地域がこれにより個性的な地域づくりを進めるため、京都府全域を結ぶ先導的な情報通信ネットワークの整備を推進する。

さらに、災害時においても電気通信網の機能確保を図るため、衛星通信の活用や伝送路の多ルート化等防災対策を推進して安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

ロ 医療施設

本区域の医療整備水準は、比較的高い水準にあるが、地域の医療水準の一層の向上を図るため、公立病院等の充実を図る。

また、救急医療体制については、1次救急・2次救急体制のいずれも、ある程度の整備水準が図られているが、公立病院等を中心に整備・充実を図る。

ハ 職業能力開発施設

近年の急速な技術革新、高度情報化、国際化等の経済社会の進展に対応

する人材を育成するため、京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）等の職業能力開発施設の充実に努め、訓練内容の高度化に努める。また、労働者の生涯を通じた職業能力の開発、民間支援機能の充実等、地域における職業能力開発のセンターとしての機能整備を促進する。

ニ 流通業務施設

北近畿と京阪神大都市とを結ぶ高速交通網の結節点としての立地条件を活かし、流通機能の一層の高度化を図るため、流通業務拠点の構想を進める。

ホ 社会福祉施設等

地域を基盤とした総合的な福祉サービスの充実を図るため、施設における指導・援助を必要とする人々が、できるだけ身近な福祉施設を利用することができるよう、適正配置に考慮した施設整備を進めることとし、老人福祉施設、介護保険施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等の計画的な整備を促進する。また、高齢者や障害者が地域や家族のふれあいの中で暮らしていくよう、生活空間のバリアフリー化や在宅ケアの一層の推進を図る。

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境保全関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等により、環境基準等の支持達成を図るほか、事業の実施に当たっては、生活環境や自然環境を保全し、将来にわたって良好な環境を維持していくために、必要に応じ環境影響評価を実施するなど環境の保全に関する施策を積極的に推進する。また、これらの環境保全施策との有機的関連を保つつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を計画的に推進し、環境の保全における事業者責任を徹底させるとともに、日常生活や都市の構造と関わりのある都市・生活型公害や地球環境問題に適切に対応するため、環境基本法、京都府環境を守り育てる条例及び府環境基本計画等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負担の少ない持続的発展が可能な京都府社会を構築していく。

さらに、環境情報の収集・分析・検索を行うため環境情報の蓄積整備を図り、これを活用した発生源対策や総量規制対策等の充実を図るとともに新たな環境汚染の監視に努める。

また、自然公園法その他自然環境の保護、保全を目的とする法令による諸施策の総合的運用を通じて、自然環境の適正な保全に努めるとともに、快適な環境づくりを進めるため、自然環境の保全意識の啓発等を推進する。

- イ 大気汚染については、発生源対策として、施設の届出に当たっての事前指導の強化や、工場等に対する一般立入検査、ばい煙測定等の監視の強化を図っていく。特に、大規模なばい煙排出工場等に対しては、必要に応じて汚染物質の排出総量の削減のための指導を強化する。
- ロ 水質汚濁については、産業排水対策として、工場・事業場に対して濃度規制及び有害物質の地下浸透防止の徹底を指導する。生活排水対策として、下水道、し尿処理施設、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備を図り、下水道においては窒素・燐等の削減と水質保全に関する府民意識の高揚を図るため、啓発事業等を推進する。
- ハ 自動車排ガスや自動車交通騒音対策等については、発生源対策として、関係機関と連携した自動車騒音・排出ガスの最新規制適合車への代替推進、車両点検整備等の励行啓発、速度超過、整備不良車両及び過積載車両の取り締まりの強化を進めるとともに、低公害車等の普及等を推進し、さらに、それらに関する府民意識の高揚を図るため広報啓発を行う。
- 併せて、交通流・交通量対策・道路構造の改善、沿道対策等総合的な対策を推進する。
- ニ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- ホ 関西電力株式会社高浜発電所に係る環境影響監視、調査研究に関する体制を充実強化する。
- ヘ 生活環境及び自然環境の保全に資するため、市街地及びその周辺において、地域にふさわしい河川空間、都市公園、緑地、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。
- ト 資源・エネルギー一面での循環・効率化を進めるため、事業者や府民を含めたすべての人々が、それぞれの役割に応じた行動を促進するための指針策定など、環境への負担をできるかぎり少なくし、循環を基調とした地域づくりを推進する。

10. 防災対策に関する事項

本区域においては、梅雨前線豪雨や台風などによる被害が毎年のように発生しているほか、台風や低気圧の接近により若狭湾沿岸に高潮を生じ、舞鶴市の沿岸で小規模ながら床下浸水や道路冠水などの被害を繰り返している。

また、土石流や急傾斜地崩壊、地すべり等の土砂災害危険箇所も多く分布しており、各流域の自然的条件、社会的条件に基づき、人命の保護を優先しつつ、計画的・効果的な治山・治水対策及び海岸保全対策を積極的に講じていくこと

が重要な課題となっている。このため、京都府政推進の柱である府民の「安心と安全」を確保することを基本に、京都府地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的な防災を推進する。また、災害に強い多軸ネットワーク型の地域構造を実現するため、情報通信網、交通網等の多重化やライフラインの安全対策を講ずる等防災対策の一層の充実強化に努める。

(1) 震災対策に関する事項

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災にみられるように、大地震による被害は甚大かつ複雑である。従って、情報通信網、交通網の代替性・多重性を確保し、地震に強い都市構造を形成することが重要である。このため、緊急輸送道路等の主要道路、港湾、鉄軌道の整備を行うとともに、広域防災拠点の整備を検討する。また、ヘリコプターの利用が有効であるとの観点から、大型機も離着陸できるヘリポートの整備について検討を進めるとともに、トンネル、橋梁等公共施設自体の安全性の確保のための技術開発を促進する。さらに、地上系防災行政無線に加え、衛星通信も活用できる安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークを整備する。

建築物の防災対策については、既存建築物の適切な維持・保全を図りつつ、耐震診断・改修を促進し、特に、廃棄物処理施設、府立施設、防災拠点施設等について、耐震性の強化を図る。また、落下物対策及びブロック塀等の安全化を図るとともに、消防力強化のため、耐震性貯水槽を整備する。

災害発生時には、ライフラインの確保が不可欠であることから、ガス・電気・通信施設について、施設の耐震化・不燃化や系統多重化、応急供給体制の充実等を促進する。水道及び工業用水道については、浄水場施設の耐震性強化や他系統間の接続などを図るとともに、管路のループ化や給水拠点の整備、緊急遮断弁の設置など、緊急時給水設備の整備を行う。また、ライフライン共同収容施設としての共同溝等の整備を促進する。

さらに、救急医療情報システムの充実や、災害拠点病院の機能充実など、総合的な災害発生時の緊急医療体制の充実を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

風水害による災害を未然に防止するため、森林や農地、海岸の保全を図るとともに、治山・治水・土砂災害対策を総合的に推進し、風水害に強いまちづくりに努める。

森林や農地を保全し、災害を防止するため、機能が低下した老朽ため池の

改修や、農業用排水施設の整備を行うとともに、森林が有する水源の涵養・防災機能を発揮させるため、適正な間伐・保育等の森林整備を一層積極的に促進し、さらに、荒廃森林において山腹緑化工事や治山ダム等の整備、雪崩防止林や海岸防災林等の造成を進める。

洪水等による被害を防止するため、由良川等において、流域の状況に応じて河川の改修を推進する。

市街地等では、都市型水害の解消を図るため、都市河川対策を重点的に進めるとともに、都市内の面的な雨水排水対策として都市河川の整備と調整を図りながら、公共下水道及び都市下水路の整備を促進する。

また、迅速かつ的確な災害対策と府民に的確な情報を提供するために、必要な情報を収集するシステムを整備するとともに、府民が災害に対して適切な行動がとれるよう被害予想や危険地域等に関する情報を提供する。このため、水害時の氾濫予測情報や土砂災害危険箇所の公開に努めるものとする。

都市近郊の土砂災害を防止するため、土石流危険渓流において通常砂防事業を推進し、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり対策事業を推進する。

道路の安全性の確保を図るため、幹線道路等の多重化を推進するとともに、道路情報ネットワークシステムの整備、道路防災対策等の整備を図る。また、山間部の道路においては、降雨による侵食や風化などにより、落石・崩落等の危険箇所となりやすいため、落石・崩落等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所については、過去の被災頻度や被災要因などを調査点検し、必要な防災施設を設置する。

(3) 雪害対策に関する事項

冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実を図るとともに、消融雪施設、堆雪幅等の整備を推進し、路面情報等を収集・提供する情報システムの整備の推進の検討を進める。

また、雪崩・地吹雪等雪害に強い道路交通を確保するための整備を推進する。

播磨区域都市開発区域建設計画

平成13年10月
兵 庫 県

目 次

1. 計画の性格 ······	143
2. 計画の対象区域 ······	143
3. 計画の期間 ······	143
4. 計画の基本的方向 ······	143
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項 ······	149
6. 産業の業種、規模等に関する事項 ······	149
7. 土地の利用に関する事項 ······	153
8. 施設の整備に関する事項 ······	156
9. 環境の保全に関する事項 ······	163
10. 防災対策に関する事項 ······	165

兵 庫 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、播磨区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画の対象区域は、昭和 40 年 5 月 15 日に総理府告示第 15 号をもって告示した都市開発区域であり、関係市町は、次のとおりである。

東播磨地域

明石市、加古川市、高砂市、加古郡稻美町、同郡播磨町

北播磨地域

西脇市、三木市、小野市、加西市、加東郡社町、同郡滝野町

中播磨地域

姫路市、飾磨郡夢前町、神崎郡福崎町、同郡香寺町

西播磨地域

相生市（一部）、龍野市、赤穂市（一部）、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、

同郡御津町（一部）、同郡太子町、赤穂郡上郡町、宍粟郡山崎町（一部）、

同郡安富町（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 区域の性格、課題

本区域は、東経 135 度の日本標準時子午線が走る日本の地理的中心（へそ）に位置する。自然的特性から臨海部と内陸部に区分され、地域構造の面では、東西に延びる臨海部の都市群を母体に、加古川、市川、揖保川、千種川などの河川流域ごとに南北方向に密接なつながりをもって発展してきた。

本区域のうち、姫路市、加古川市を中心とする播磨地方拠点都市地域 3 市 8 町は、神戸・阪神地域に次ぐ、兵庫県西部の拠点地域である。一方、区域東部の明石市、三木市は、神戸都市圏の外延部を構成している。

本区域の臨海部は、世界都市機能の形成をめざし広域的、総合的な開発整

備を進めていく大阪湾ベイエリアの拠点地域として、一方、内陸部は幹線交通軸沿いに広がる肥沃な農地と広大な土地資源を擁した陸上交通の結節点として、さらには、テクノポリスの先導拠点として、今後、一層大きな発展が期待される地域である。

東播磨地域では、臨海地帯の工業化や神戸都市圏の拡大に伴う都市化が進んできたが、近年、土地利用のスプロール化への対応や、街路、公園、緑地、下水道、高度医療施設等の都市生活基盤の整備や都市業務施設の充実、親水性の高い海岸、河川、ため池の保全、大規模低未利用地の活用などが課題となっている。

北播磨地域では、山陽自動車道や神戸淡路鳴門自動車道の全通などを背景に、新たな広域都市圏の形成が進みつつある。今後は、我が国有数の交通の要衝としての優位性を生かしつつ、ひょうご情報公園都市等の多機能複合拠点の開発や既成市街地の機能更新、特色ある地場産業の展開等により、新たな産業、ライフスタイル等の創造において先導的な役割を担うことが期待される。

中播磨地域では、地域の中核都市である姫路市において都市再開発が進むとともに、周辺地域の都市基盤整備が進展しつつある。姫路市の総合的な都市機能の向上に加え、内陸部における新たな産業・業務拠点の創造や田園空間の保全・活用、余暇空間の整備などが今後の課題となる。

西播磨地域では、西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市の整備が進むとともに、周辺地域での都市基盤整備が進展しつつある。今後は、これらの整備とあわせ、大型放射光施設などの諸施設の利用促進や産業団地への企業立地の推進、各施設を結ぶ交通アクセスの向上などが重要になる。

(2) 具体的整備の方向

本区域においては、地域の風土、文化を大切にした“美しい地域づくり¹”と生活者の視点に立った、安全に安心して暮らすことのできる魅力ある“人間サイズのまちづくり”を取り組むことを基本とし、多彩な自然と歴史的資源、さらに発展可能性に富んだ広大な空間を生かしつつ、人、もの、文化、情報が交差する関西・瀬戸内世界都市圏にふさわしい高次で複合的な機能の

¹ 兵庫県では、平成13年2月に策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」において、『美しい兵庫21－多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く』をめざすべき将来像として掲げ、豊かで美しい暮らし方の実現と多様で美しい自然、風景の保全・創造等をうたっている。

拡充整備を図るとともに、区域全体の調和のとれた発展をめざし、それぞれの地域の特性に応じた圏域整備を進める。

東播磨地域では、教育、文化、医療、福祉などの高次都市機能の整備を促進するとともに、土地利用の適正化、駅前業務地区の市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進、住工混在地区の解消などにより、都市空間の再整備を図る。

また、広域水道、下水道、街路、公園などの都市生活基盤の整備を促進する一方で、これまでに整備されてきた公共施設をコミュニティの拠点として有効活用していく。

臨海部の既存産業については、高付加価値化を促進し、企業活動の再構築を支援する。臨海部の産業系低未利用地については、港湾施設の再整備等を推進しながら、快適な都市環境の形成や新産業の導入・育成などを進め、その有効活用を図る。

また、海浜部では、水辺を活かしたレクリエーション空間の形成を図り、河川環境も含めた水に親しむ生活文化と地域環境の創造に努める。

北播磨地域では、情報関連産業等の新産業の集積を図るひょうご情報公園都市をはじめ、生産、教育、研究、文化、居住等が一体的に整備された多機能複合拠点群を山陽自動車道等の広域的な幹線交通軸に沿って整備する。

このうち、多自然居住地域としての基盤を有する小野市では、高齢者をはじめとする県民一人ひとりが健康で生きがいを持って安心して暮らす三世代交流のまちづくりモデルである小野長寿の郷構想〔仮称〕の推進を図る。また、山陽自動車道沿線において、地域コミュニティの中核的な機能にアミューズメント、物販、飲食等の機能が融合した生活文化創造拠点の形成を図る。

さらに、神戸・阪神地域に隣接し、高速道路の東西軸と南北軸が交差する立地条件を活かし、全県、さらには近畿圏をも対象とする広域総合防災拠点施設として、県立三木総合防災公園や県立防災センター等を整備する。

既成市街地については、駅前地区等を中心に再整備を進めるとともに、下水道、公園などの都市基盤整備に努める。

域内に広がる多様な地場産業については、それぞれの特性を活かしつつ、伝統技術に加え、先端技術やデザイン的要素を導入するなど高付加価値化に努めるとともに、消費需要の多様化、個性化に対応した生活文化産業への脱皮を図る。

また、地場産業等と山陽自動車道沿いに展開される産業・業務拠点群との連携を進め、地域と一体となった新たな産業クラスターの形成と地域産業の高度化を図る。

なお、これらの地域開発を行うにあたっては、加古川を中心とする東播磨流域文化圏構想²のもと、河川・ダム湖畔やため池など多様な水辺空間を活かし、水の文化を基軸にした地域整備に努める。また、流域文化圏域においては、各種スポーツ・レクリエーション施設の連携強化を図る。

なお、西脇市と多可郡4町では、都市と農山村の交流の舞台となる「北はりまハイランド³」の形成をめざして、交流基盤、田園空間の整備を図る。

中播磨地域では、西播磨テクノポリス地域⁴の母都市となる姫路市において、商業、業務、文化、情報等の都市機能の拡充と魅力あふれる都心の形成を図る。

このうち、既成市街地では、道路、公園等の都市基盤整備により、居住環境の改善と安全・安心な市街地の形成に努めるとともに、歴史的景観の保全等良好な都市景観の創出を図る。

既成市街地周辺や新市街地においては、土地区画整理事業等による計画的な市街地整備を推進し、無秩序な市街化を防止することで、総合的な生活居住環境の向上を図る。

臨海部においては、大規模未利用地の活用等により複合的な都市施設の整備と産業の再活性化を図るとともに、緩衝緑地や海洋性レクリエーションエリアの整備を図る。

一方、豊かな自然が残る内陸部の丘陵地⁵や市川、夢前川流域では、豊かな自然資源を活かし、交流・レクリエーションゾーンとしての整備を進める。市川流域⁶等では地域間交流を推進し、地域資源を活かした特色あるまちづくりを進め、一体感ある流域圏の創造に努める。

また内陸部の中国自動車道、山陽自動車道に沿って整備された産業団地へ

² 平成7年4月に「東播磨流域文化ビジョン」が策定され、加古川水系を中心とした南北軸に光をあて、快適で質の高い生活・文化圏の創造をめざして、東播磨流域文化協議会を中心にさまざまな取り組みを行っている。あわせて、スポーツ・レクリエーションを楽しむゾーンをめざす「東播磨スポーツ回廊計画」も策定されている。

³ 平成6年3月に「北はりまハイランド構想」として策定。北はりま地域の自然や地場産業・特産品を育んだ歴史や文化、質の高いレクリエーション施設などの地域資源を活かし、「都市と農山村の交流の舞台」として活性化が図られている。

⁴ 昭和60年指定。姫路市、相生市、龍野市、赤穂市、新宮町、揖保川町、御津町、太子町、上郡町、佐用町、上月町、南光町、三日月町、山崎町の4市10町で構成。なお兵庫県では、平成12年8月に新技術創出促進法にもとづき高度技術産業集積活性化計画を作成し、西播磨テクノポリス地域を新たな事業創出の基盤となる「高度技術産業集積地域」に指定している。

⁵ 夢前町、神崎町、市川町、大河内町の4町が連携して、「中播磨のさとやまづくりーここがなごむ便利な田舎の実現ー」をテーマに、「はりま・人と自然のさとやま共和国構想」(平成11年10月策定)を策定し、さとやまを活かした地域の活性化に取り組んでいる。

⁶ 平成8年2月に、「市川流域アメニティ推進協議会」が発足。市川流域の1市6町が広域的に連携し、アメニティ豊かな地域づくりに取り組んでいる。平成11年11月には、「市川流域アメニティ推進計画」を策定し、現在、「銀の馬車道」などのシンボルプロジェクトに取り組んでいる。

の立地を促進するとともに、それらと姫路工業大学や中小企業大学校等のネットワーク化を推進し、新たな地域産業クラスターの形成をめざす。

西播磨地域では、西播磨テクノポリス地域の拠点都市として、播磨科学公園都市の整備を推進する。

近畿リサーチ・コンプレックスの一翼を担う同都市では、優れた先端技術産業、医療健康福祉産業、学術研究機能、快適な居住環境など、高次機能を備えた国際的な科学公園都市の形成をめざして、自然環境や周辺地域と調和のとれた整備を進める。また、関西文化学術研究都市をはじめとする西日本国土軸、関西内陸環状軸上の拠点群とのネットワークや姫路市などの近隣都市との高速交通アクセスの整備を図る。

さらに、生産・流通・加工機能をもった産業団地をサテライト状に配置することで播磨科学公園都市を補完・支援・活用するとともに、地域全体の均衡ある発展をめざす。

西播磨テクノポリス地域の副母都市である相生市、龍野市、赤穂市においては、都市機能の適切な分担と有機的な連携のもとに、都市整備を推進するとともに、瀬戸内海国立公園等周辺の自然環境の保全に配慮しつつ、歴史的なまちなみ、文化財の保護、都市景観の修景に努める。

また、「なぎさ海道⁷」事業の推進などにより、臨海部の低未利用地の活用や西播磨レクリエーション・リゾート構想⁸の具体化に努める。

さらに、千種川⁹、揖保川流域や宍粟郡¹⁰で進められている地域主体の環境共生・適合型のまちづくりについても、交流事業の実施などによりその推進を図る。

産業については、東播磨内陸地域から連なる産業・業務拠点に沿って、先端技術産業や研究開発型産業の誘致を進めるほか、農林水産業、地場産業の高付加価値化・集客化や、サービス産業の育成・導入にも努め、地域全体の産業構造に厚みを加える。

⁷ 大阪湾ベイエリア地域のシンボルプロジェクトとして、人と海とが豊かにふれあう魅力ある海辺空間を創造し、市民参加による新たな人と海との関係づくりをめざした取り組みを進めている。

⁸ 昭和63年度（臨海部）、平成元年度（内陸部）に、西播磨地域におけるレクリエーション・リゾートを一体的、かつ計画的に整備するためのガイドラインとして策定された。

⁹ 清流千種川を活かした地域づくりを進めるため、平成7年12月に「千種川流域(赤佐)まちづくり協議会」が設立された。「むすびあう『森と水』『川とくらし』の輝くまち」の理念のもと、参加と連携のまちづくりを進めている。

¹⁰ 平成元年4月に「しそう森林王国」が発足し、平成8年6月に財団化。現在、「しそう森林王国グランドデザイン」（平成11年3月策定）にもとづき、宍粟郡全域を地球環境に配慮した環境適合型地域として形成することをめざした取り組みを行っている。

(3) 交通体系の整備方向

交通網については、関西・瀬戸内世界都市圏の形成を先導する広域交流の拠点として、陸海空の交通アクセスを総合的に整備する。このため、山陽自動車道新宮 IC の整備や中国横断自動車道姫路鳥取線の調査・整備など、広域的な幹線交通軸、地域間及び地域内の幹線交通軸を計画的に配するとともに、明石海峡トンネルの調査をはじめ、播磨飛行場などの新しい高速公共交通機関の導入について検討する。

また、特定重要港湾である姫路港においては、播磨地域の中心的物流拠点として、多目的国際ターミナルの整備を図るなど物流機能を強化していくとともに、姫路ポートルネッサンス 21 計画の一層の推進を図り、快適な港湾環境の創造に努める。このほか、相生港マリンタウンプロジェクトの推進など、瀬戸内海地域の多様な余暇需要に対応した港湾機能の多角的な整備に配慮する。

一方、区域内にあっても播磨科学公園都市や姫路市を主核とする放射環状型の交通ネットワーク、国道 175 号、東播磨南北道路等東播磨・北播磨地域の南北交通軸の整備を図るとともに、都市交通の円滑化に向け連続立体交差事業を進める。

また、神戸電鉄粟生線の複線化及び西日本旅客鉄道加古川線の電化・高速化を推進するとともに、姫新線の電化・高速化について検討を行う。このほか、神戸市営地下鉄西神延伸線の西明石及び三木市南東部への再延伸等、東播磨地域と神戸・阪神地域との公共交通アクセスについても検討する。

(4) 計画推進上の留意点

この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弹力的に運用することとし、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分に調整を図るものとする。

また、住民、事業者、行政等のパートナーシップのもとでまちづくりを開き、地域主体で計画の実現に取り組むとともに、域内外の市町間の交流・連携により、広域的に地域課題の解決をめざすこととする。さらに、高度成長期以降計画的に整備してきた社会資本が更新時期を迎えることから、新たな維持・管理と有効活用のしくみづくりに取り組む。

計画の推進に際しては、成長管理の発想のもと成長と保全のバランス保持に努める。加古川・揖保川等の河川、播磨灘の水辺、本地域に多く点在する

ため池の水辺等の保全・活用などにおいても、適切な配慮を行う。

また、歴史街道計画や兵庫歴史文化回廊構想¹¹等に基づき、まちなみや建築物等の歴史的資源の保全・活用や文化財の保護に努め、地域の風土、文化を生かした美しい地域づくりの実践を図る。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 総人口

今後も新しい産業開発や都市開発、内陸部開発による地域全体としての活力の向上と人口の新規増加が想定されるので、平成12年の1,755千人（県下総人口の約32%）から、5年間に55千人増加し、平成17年には1,810千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口

平成12年の年少人口276千人、生産年齢人口1,184千人、老人人口295千人から、平成17年には、年少人口282千人（対12年比2.1%増）、生産年齢人口1,180千人（対12年比0.3%減）、老人人口348千人（対12年比18.0%増）になるものと想定され、生産年齢人口の減少と老人人口の更なる増加が見込まれる。

(3) 雇用・就業環境の動向

今後、技術革新やIT革命の進展、経済のソフト化、サービス化、労働者の高齢化の進展や中長期的な若年労働者の減少に対応して、高齢者、女性、障害のある人等の就業意欲や知識、経験が生かされる、多様で魅力的なしごとを創造し、安定的な雇用の確保を図る。

また、職業能力開発体制の充実や定年延長の促進、労働時間の短縮や、ワークシェアリングの導入をはじめとする雇用・勤務形態の多様化、弾力化を推進し、多様で豊かでゆとりのある就業環境の整備に努める。

6. 産業の業種、規模に関する事項

科学技術集積都市をめざす播磨科学公園都市や情報関連産業等の新産業の集積をめざすひょうご情報公園都市の形成と連携させ、臨海部の基礎素材産業の高度化、新分野への進出等を促進するとともに、内陸部への先端技術産業等の

¹¹ 平成10年3月策定。兵庫県内に「演劇・舞台芸術」、「産業・技術」、「海・交流」をテーマとした3本のシンボルルートを設定するとともに、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の5つの国の持つ特徴を表現する五国ルートをサブルートとして複数設定している。

導入、育成を図る。

特に、臨海・内陸の多彩な自然環境と豊かな歴史的文化的資源を活かした良好な居住環境を創出するとともに、高等教育機関や高速交通網、情報通信体系を整備することで、創造力と開発力を有する人材の集積と交流に努め、関西・瀬戸内世界都市圏の形成を先導する新たな科学技術の創造をめざす。

地場産業、農林水産業については、これらの高度技術集積を活かし、技術移転の促進を図るとともに、生活者の消費ニーズの多様化、高度化に対応し高附加值化を進める。加えて、産業のサービス化、集客化と連動した地場産業や農林水産業の新しい展開にも努める。

また、生産研究活動、S O H O 、テレワーク等の事業を支える情報通信サービス業、対事業所支援サービス業などの新規産業の育成や起業化支援を図ることで、産業構造の多様化を促進する。

このほか、まちづくりと一体となった商業振興を図るほか、コミュニティ・ビジネス等の創業・就業支援を行い、健康・福祉、安全・安心等のコミュニティ・ニーズを充足する地域産業の創出を促す。

(1) 産業別の整備方向

イ 農林水産業

本区域の農業については、W T O 協定の実施により国際競争の激化が予測されるなか、食料・農業・農村基本法の理念に則り、地域の実態に即応した施策を総合的に推進する。本区域では、優れた立地条件と豊かな農用地を活かし、市街地開発との調和のもとに、農業農村整備事業の推進と優良農用地の確保、保全及び利用の増進を図るとともに、食・住関連産業との連携により消費者ニーズに即応した都市近郊農業の確立をめざす。また、中央農業技術センター等を核に、新しい農業関連産業の集積を促し、地域内発型のアグリビジネスの創出を図る。

本区域の林業については、木材等の生産機能に加えて、森林の適正な管理と保全に努め、国土の保全、水源のかん養、水質の浄化、保健・文化等の森林の持つ多面的機能の充実を図る。このため、素材生産、流通、加工、販売のネットワーク化、間伐材等の活用方途の開発により県産木材の需要拡大に努めるとともに、林業事業体の経営基盤強化、県民参加の森づくり等を推進する。

また、分収育林制度の活用等を通じ複層林の整備、里山林の保全を進め、多様な森づくりを実現するとともに、松くい虫被害対策の継続等により森林の保護を図る。

なお、内陸部の高速道路網周辺地域において、木材産業の高度化と木の生活文化の創造をめざして、ひょうごウッディビジネスパーク構想〔仮称〕を推進する。

本区域の水産業については、種苗生産、中間育成、種苗放流の効率化、栽培漁業と連携した増殖場の整備、栽培藻場・干潟漁場の積極的な保全・復活等を進め、水産資源の維持培養並びに管理を効果的に実施するとともに、つくり育てる漁業を支援する漁場づくりを推進する。

また、沿岸域や漁港を単なる生産の場としてとらえるのではなく、水産業との調和を図りながら、遊漁、マリンスポーツ等の海洋性レクリエーションの場や漁食文化にふれることのできる交流拠点として多角的に利用するなど、多彩な取り組みを進める。

さらに、農林水産業の担い手の育成、確保や協同組合組織の機能充実、集落営農組織等の育成等を図るほか、地域の特性に応じて農村総合整備事業などの活用により、近郊田園地帯など農山漁村地域の快適な生活居住環境の総合的整備を進める。それにより魅力ある景観の維持、創造を図るとともに、田園、里山、森林、河川等の自然環境の保全や生産体験、有機物の循環等を通じ、都市部との交流・連携を推進する。

□ 工業

本区域の臨海部を中心に集積している基礎素材産業については、メカトロニクス、ファインケミカル、新素材等の分野への新たな展開に取り組み、製品の高付加価値化を促進する。

一方、内陸部においては、土地、水等の資源の適正利用、環境の保全、農業や地場産業との調和に留意しつつ、東播磨、北播磨地域における多核・ネットワーク型の都市圏づくりを進める。また、西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市（新宮町、上郡町、三日月町（区域外））では、県立粒子線医療センターの開設や、大型放射光施設「SPring-8」及び姫路工業大学の中型放射光施設「ニュースバル」の産業利用、県立先端科学技術支援センターの機能活用、賃貸工場・事業所の整備等を通じ、医療・福祉、新製造技術・新素材、バイオ、情報通信技術関連の成長産業分野の立地を促進する。

また、機械、電子系の先端技術をはじめ、健康・福祉関係等の新規企業立地を促進するため、新たに高次産業・業務拠点群を内陸部に形成する。

中小企業や地場産業については、先端技術の導入、高度情報化の促進、生産工程の合理化等により体质改善を進めるとともに、異業種交流による新分野の開拓やデザインの高度化等による製品の差別化や個性化、さらに

産業のもつ文化性や芸術性を活かした生活文化産業化など、生活者の多様な消費ニーズに応えうる高付加価値化を促進する。

また、地域産業の高度化、業種転換、異業種交流等の促進や新規企業の育成を支援するため、姫路産業高度化センターの機能充実を進めるほか、中小企業大学校、西播磨コンピュータ・カレッジ等を活用した人材の育成、確保の強化に努める。

さらに、県立試験研究機関等において業界のニーズに即した技術開発や地場産業指導支援体制を整備する。

このほか、S O H O 、ベンチャービジネス等の起業化支援に向け、遊休施設の活用等によりインキュベータ施設の創出に努める。

ハ 商業・サービス業

本区域の商業・サービスについては、姫路市、明石市、加古川市、西脇市などにおいて、中心市街地活性化対策のもと、都市計画法、大規模小売店舗立地法の運用とも連携しつつ、まちづくりと一体となった商業活性化を取り組む。

さらに、意欲ある中小事業者や市民起業家を支援するため、店舗の個性化につながる情報の提供や人材育成等を進める。

サービス業については、情報サービス業やデザイン業など産業の高付加価値化を支える都市型産業や生活文化産業の育成に配慮するほか、レクリエーション需要の増大に対応した拠点施設の充実、連携強化などにより、創造性に満ちた事業活動を支援する。

また、山陽自動車道沿いに、新しい時代のライフスタイルの提案や情報発信をテーマとしつつ、地域コミュニティの中核的な機能にアミューズメント、物販、飲食等の機能が融合した、地域に開かれた生活文化創造拠点の形成を図る。

物流に関しては、内陸型広域デリバリー拠点の形成や海上輸送を活用したリサイクル物流拠点の形成等を検討する。

(2) 産業別の就業者数

本区域の従業地就業者数は、平成 12 年の 783 千人から、平成 17 年には 796 千人になると見込まれる。

産業別では、今後、産業構造、都市構造の変化や新産業の創造、サービス経済化などの進展に伴い、平成 12 年の第 1 次産業 19 千人(2.4%)、第 2 次産業 311 千人(39.7%)、第 3 次産業 453 千人(57.9%)から、平成 17 年には、第 1 次産業 19 千人(2.4%)、第 2 次産業 311 千人(39.0%)、第 3 次産業 466 千人

(58.6%)と、第3次産業の比重が着実に増大するものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

本地区の土地利用にあたっては、安全で安心な魅力あるまちづくり及び良好な地域環境の創造や都市景観の形成を基本として、公害の防止、農地や森林を含む自然環境の保全、歴史的風土の保全、治山、治水等に配慮する。計画の基本的方向に沿って、地域の風土と生活文化に根ざした地域全体の適正な機能分担のもとに、計画的な地域整備を推進する。

土地利用の管理面では、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用の計画的な調整に努めるとともに、土地利用に関する諸制度の適正な運用を図る。また、国土利用計画法に基づく土地取引届出制度の運用により、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。さらに、自然や歴史的街並みと調和のとれた都市景観の創造などを通して、人と自然との調和を基本に、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図る。

(1) 東播磨地域

「流域文化¹²」の理念のもと加古川流域としての一体性と臨海部の親水性に配慮した地域整備を推進する。臨海部では、既成市街地において、住宅、街路等の整備を進め、緑地空間、親水空間や広場、公園などの確保と快適な居住環境の整備を図り、良好な都市景観の創出と地域の特性に配慮した土地の高度利用を推進する。とりわけ、明石市、加古川市等の都心業務地において、市街地再開発事業及び連続立体交差事業を推進し、道路交通の円滑化、土地の有効利用及び高次都市機能の充実を図る。高砂市などの臨海部の産業系低未利用地では、新産業の導入・育成や住居系への土地利用転換を進める。

また、農用地と宅地が混在する既成市街地周辺部では、農業と地域住民の生活が調和するよう土地利用の適正化に努める。駅周辺等の日常生活中心地においては、土地区画整理事業や建物の共同化促進等により公共施設の整備と土地の高度利用を推進する。このほか、周辺部の市街化区域内農地や低未利用地を活用し、ゆとりある住宅市街地の形成を図る。

加古川北部及び稻美町等の集団的な農用地については農業振興のための優良農用地として保全、確保する。

また、良好な居住環境の整備と農用地の確保を図るため、集落地域整備法の適用などにより田園居住空間の整備を推進する。

¹² 脚注2参照。

(2) 北播磨地域

東西を結ぶ広域的な幹線交通軸と神戸淡路鳴門自動車道の結節点において、ひょうご情報公園都市をはじめとする人、もの、文化、情報の多様な交流基盤の整備に努め、新しい内陸複合都市、広域防災拠点の整備を含めた多核ネットワーク型の都市圏の形成を図る。

既成市街地については、西脇市、三木市、小野市、加西市等の主要駅付近や中心市街地において、市街地再開発事業や土地区画整理事業などを促進する。

産業用地については、交通基幹軸とのアクセス条件等に配慮しながら、新たな地域産業クラスターの形成をめざし、小野市、加西市などに産業用地を配置する。

また、多自然居住地域としての環境基盤を有する小野市において、高齢者をはじめ県民一人ひとりが、健康でいきがいを持って、安心して暮らす三世代交流のまちづくりモデルを構築する「小野長寿の郷〔仮称〕」構想を推進する。

さらに、山陽自動車道沿いに、中核的な機能にアミューズメント、物販、飲食等の機能が融合した、地域に開かれた生活文化創造拠点の整備を図る。

集団的な農用地については、都市近郊農業地帯の生産基盤として主要な役割を果たしているため、優良農用地として保全する。

レクリエーション需要の増大に対応するため、東播磨スポーツ回廊計画の理念にしたがい、県立三木総合防災公園、播磨中央自転車道の整備や県立フラワーセンターの改築及び周辺整備を推進するなど、周辺の自然環境と一体となった余暇ゾーンの形成を図る。なお、西脇市とその周辺地域においては、交流基盤の核となる田園空間博物館の整備を図る。

(3) 中播磨地域

西播磨テクノポリス地域の母都市となる姫路市において、市街地再開発事業、連続立体交差事業、土地区画整理事業等を推進することで、道路交通の円滑化と都心部の再生を図り、ターミナル、商業、業務、文化・情報機能等、地域の中核都市にふさわしい都市機能を集積する。

また臨海部では、鉄道跡地や工場用地等をアメニティ豊かな居住空間に再生するとともに、高度な産業業務育成、地域産業支援等の機能を有する産業活性化エリアや流通業務エリアとして再整備し、基幹産業の再構築や新産業の育成に努める。

さらに、一部の水辺に残る貴重な自然の活用や港湾の整備により、親水性

の高い、魅力あるウォーターフロント空間の形成にも努める。

一方内陸地域では、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設や地域間交流施設の設置・活用を図るほか、自然と調和した緑豊かな産業団地や住宅団地の整備に努める。さらに、優良な農地、森林などの保全に努め、田園や森林景観をレクリエーション機能の一部に取り込む。

なお、地域を南北に貫く市川¹³に沿って、アメニティ豊かな空間形成をめざし、自然環境等をテーマに都市部と農村部の交流を促し、地域の一体感の醸成を図る。

(4) 西播磨地域

播磨科学公園都市の建設を軸として西播磨テクノポリス地域としての整備を進める。母都市姫路市の都市機能を補完する副母都市である相生市・龍野市・赤穂市においては、消費利便、金融、教育、医療などの広域的な都市サービス機能の集積を図り、都市機能の有機的連携を図りながら地域全体の一体的な整備を推進する。

相生市、龍野市、赤穂市等においては、駅前地区や商業業務の中心地並びに都市施設の未整備な住宅地等の計画的な再開発を推進し、都市機能及び居住環境の向上を図る。また、既成市街地周辺部では、計画的な宅地開発を誘導しながら土地区画整理事業等を行うことにより、都市的基盤の整備にあわせて必要な住宅地の確保を図る。

産業用地については、テクノ・サテライト産業団地構想を推進し、龍野市、赤穂市、上郡町などにおいて播磨科学公園都市を放射状に囲んだ産業団地への企業立地を促進する。

また、产学の交流や共同研究の推進などによる科学技術水準の向上、地域産業の研究開発機能の強化を通じて、この地域の産業構造の高度化を推進するほか、医療・福祉、新製造技術・新素材、バイオ、情報通信技術関連の成長産業分野の集積を図り、世界の先端科学技術拠点として播磨科学公園都市の学術研究機能の基盤づくりを行う。

臨海部については、瀬戸内海の温暖な気候のもとで、海洋レクリエーション機能の充実を図るため、自然環境に配慮しつつ、未利用地の有効活用を促進する。

千種川流域に沿う内陸部や赤穂市臨海部等の農用地については、都市近郊農業地帯の生産基盤として重要な役割を果たしているため、優良農用地とし

¹³ 脚注6参照。

て保全、確保する。また、良好な居住環境の整備と農用地の確保を図るため、集落地域整備法の適用などにより田園居住空間の整備を推進する。なお、生産条件が不利なために荒廃が進みつつある中山間地域の農用地については、農道や用排水路などの整備により営農条件の改善を図るとともに、県土保全、環境保全の観点から、直接支払制度の導入等により適切な管理を行い、その維持・活用を図る。

さらに、自然環境を保全する地域として、瀬戸内海国立公園西播地区等の保全を図るとともに、都市公園の適正な配置により河川緑地や自然公園等と一体となった緑地の形成を進める。

揖保川、千種川¹⁴流域や宍粟郡¹⁵においては、地域の自然環境、生態系、景観の保全に向け、一体的な地域づくりを展開する。

8. 施設の整備に関する事項

本区域において、計画の基本的方向に基づき、高次で複合的な機能の拡充整備を図るとともに、区域全体の調和のとれた発展をめざし、その一体性を強化することを基本に、施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

都市機能の高度化に対処するとともに、合理的な土地利用を実現するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、治山治水対策、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、宅地開発事業を推進し、複合的な機能を有した住宅用地、産業用地を確保する。

イ 住宅用地

住宅水準の質的向上、居住環境の改善に対処するため、加古川駅北（加古川市）、西二見（明石市）、阿保（姫路市）、相生駅南（相生市）、有年（赤穂市）、糸井・竹広（太子町）、上郡駅前（上郡町）等の土地区画整理事業を促進する。また、小松原（高砂市）等では土地区画整理事業により未利用地の活用を図り、良好な住宅地を確保する。

都市の再開発を図り、高次都市機能をもった新たな都市拠点の構築をめざして、姫路駅周辺（姫路市）、大久保駅前（明石市）等における土地区画整理事業、姫路城周辺（城東・野里）地区（姫路市）、明石駅周辺地区（明石市）、加里屋地区（赤穂市）、北条駅周辺地区（加西市）、河高地区（滝野

¹⁴ 脚注9参照。

¹⁵ 脚注10参照。

町）におけるまちづくり総合支援事業を推進する。さらに、東仲ノ町（明石市）、お城本町（姫路市）、北条駅周辺（加西市）、相生駅前地区（相生市）等において市街地再開発事業を進める。このほか、播磨科学公園都市（新宮町、上郡町、三日月町（区域外））などの宅地造成により、自然環境や地域文化と調和したゆとりある住環境の確保を図る。

ロ 工場用地等

臨海部の工場跡地等において、新産業の導入、育成を図るため、産業用地を確保する。

内陸部において先端技術産業の集積を図るため、播磨科学公園都市（新宮町、上郡町、三日月町（区域外））を中心としてサテライト状に配置する産業団地、試験研究所団地の造成を推進する。

また、ネットワークビジネスをはじめとする情報関連等の新産業の集積をめざすひょうご情報公園都市や加西東産業団地（加西市）の整備を推進し、山陽自動車道、中国自動車道沿線に研究開発型の企業の集積を図る。

（2）交通施設

本区域における都市開発や拠点開発の効果を広域的に波及させるため、計画の基本的方向に対応し、国土の主軸の強化や東西南北の幹線道路網、生活道路など総合的な交通ネットワークの確立を図るとともに、環境保全に配慮しながら交通施設の整備を進める。

イ 道路

本区域と他地域とを結ぶ幹線道路網の整備をはじめ、区域内の開発拠点、主要都市を結ぶ幹線道路網の体系的整備を進める。

また、日常生活に密着した市町道、街路及び自転車歩行者道等の交通安全施設等の整備を推進する

整備を進める主要な幹線道路及び街路は、次のとおりである。

高規格幹線道路

中国横断自動車道姫路鳥取線、山陽自動車道

地域高規格道路

神戸西バイパス、東播磨南北道路、東播丹波連絡道路

一般国道

2号、175号、250号、372号

主要地方道

高砂北条線、平野三木線、姫路上郡線、宗佐土山線

街路

黒橋線、大蔵朝霧線、加古川別府港線、沖浜平津線、山吹線、船場川線、大日線、城北線、龍野線

なお、神戸姫路間道路などの幹線道路の検討を進める。

また、都市交通の円滑化、市街地の整備を促進するため、西日本旅客鉄道山陽本線、同播但線、同姫新線の姫路駅周辺、西日本旅客鉄道山陽本線、同加古川線の加古川駅周辺及び山陽電鉄本線（明石川～林崎松江海岸駅）の連続立体交差事業を推進する。

ロ 鉄軌道

神戸、大阪方面への輸送力増強を図るため神戸電鉄粟生線（押部谷～三木）の複線化及び西日本旅客鉄道加古川線の電化・高速化を推進するとともに、姫新線の電化・高速化について検討を行う。

また、神戸市営地下鉄西神延伸線の西明石及び三木市南東部への再延伸について検討する。

さらに、明石海峡トンネルの調査を進める。

ハ 港湾

国際港湾である特定重要港湾姫路港では、多目的国際ターミナル、臨港道路、緑地等の整備を進める。重要港湾東播磨港においては、臨港道路、緑地、マリーナ等の整備を推進する。

地方港湾明石港、相生港等についても、地域産業の振興のため、整備を進める。

なお、海洋性レクリエーション需要の増大に対応するなど、より魅力あるウォーターフロントの創出をめざして、姫路ポートルネッサンス21や相生港マリンタウンプロジェクトに応じた港湾の整備を図る。

ニ 漁港

生産・流通機能の強化を図るため、室津漁港、岩見漁港他で防波堤、岸壁、臨港道路等の基本施設の整備を進める。

ホ 空港等

近畿圏における小型航空機による多様な航空需要に対応するため、播磨飛行場の整備について調査検討し、必要に応じその整備を図る。

(3) 公園緑地

災害に対する都市の安全の確保を図るとともに、野外レクリエーション活動、創造的文化活動、自然とのふれあい、コミュニティの形成等、住民の多様なニーズに対応するため、住区基幹公園や都市緑地を重点的に整備する。

また、県立三木総合防災公園（三木市）、県立播磨中央公園（滝野町）等の

大規模公園、姫路公園、桜山公園、手柄山中央公園（以上姫路市）、権現総合公園、尾上公園（加古川市）、市ノ池公園（高砂市）、滝野町総合公園（滝野町）、赤穂城跡公園（赤穂市）、柳池総合公園（太子町）などの都市基幹公園及び浜手緑地（姫路市）等の公園緑地を整備する。なお、西脇市では広域交流広場の整備に向け、ふるさと文化公苑群構想を推進する。

これらの公園緑地の整備にあたっては、瀬戸内海国立公園西播海岸地区等の地区内のすぐれた自然環境の保全とゆとりと潤いのある美しい環境の創造に配慮した系統的な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活の質の向上やライフスタイルの変化、産業の高度化等に対応するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

平成 17 年度における給水人口 1,810 千人を目指し、水道施設の整備充実を図るとともに、水道の広域化をめざして、兵庫県水道用水供給事業、安室ダム水道用水供給企業団事業を推進する。

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全と豊かな生活環境の創造に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口 1,540 千人を目指し、処理施設及び排水施設を整備する。

このため、加古川、揖保川の各流域下水道事業などを軸に市町の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を促進する。

ハ 廃棄物処理施設

ごみ処理量の増大に対応するとともに、排出ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、広域的な廃棄物処理をめざし、加古川市クリーンセンター整備事業、高砂市美化センター整備事業、三木市埋立処分地整備事業等のごみ処理施設の新設及び更新を進める。また、循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイクル関連法の成立を受け、ごみの減量化、資源化及び再生利用等に向けたシステムの構築に努める。

し尿処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの更新を進める。また、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の実情に応じて、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の整備を図る。

さらに、大阪湾広域臨海環境整備センターが、広域的な廃棄物処理事業

として大阪湾圏域において実施しているフェニックス事業を引き続き推進するとともに、新たな広域的廃棄物処分場の確保について、長期的な観点から調査研究を行い、他計画と調整を図りつつ、事業の具体化について検討する。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、地域住民生活の安全を確保するとともに、うるおいのある親水空間や河川環境の保全と創造に資するため、地域整備動向との調和に配慮しつつ、流域での流出抑制対策とあわせて、加古川水系、揖保川水系、千種川水系等の河川の整備を進める。

特に、都市の防災性向上に資するため、都市河川を重点的に整備する。

また、本区域の災害を防止し、水需要の増加に対応するため、金出地ダムの建設等を推進するとともに、土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、また自然環境の保全に資するため、加古川水系、揖保川水系、市川水系、夢前川水系、千種川水系等の治山・砂防及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

さらに、高潮、波浪等による災害に対応するため、姫路港海岸、相生港海岸、坂越港海岸、赤穂港海岸において高潮対策事業を推進するほか、東播海岸において直轄海岸保全施設整備事業を推進し、豊かな親水性や自然環境を有した海浜の保全と創造を図る。

この他、東播磨港海岸において海岸環境整備事業を推進する。

(6) 住宅

世帯数の増加による住宅需要の拡大が見込まれるほか、住宅ストックの老朽化により、建替え需要が高まることが予想される。

今後の住宅政策の推進にあたっては、良質な住宅の供給と居住環境の向上をめざし、都市防災対策と良好な都市景観の創出、自然環境の保全に配慮しながら、周辺の生活関連施設や生活環境整備と一体化した住宅のほか、高齢者向け住宅や環境共生住宅、情報化対応住宅など多様なニーズに応じた住宅の供給を進める。

このため、東仲ノ町（明石市）等における市街地再開発事業を推進するとともに、姫路市等において老朽化した公営住宅の建替えを促進する。

(7) 教育文化施設

イ 教育文化施設

既設小学校、中学校及び高等学校について、校舎の増改築、体育施設等の所要の整備を図るほか、地域の自然を活かした青少年野外教育施設の整備充実を推進する。一方、高等教育機関に関しては、姫路工業大学等の県立大学の改革をはじめ、HUMA P（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）構想の推進など、大学間の連携を推進する。

生涯学習に関する明石市生涯学習センター〔仮称〕、高砂市立図書館をはじめ、地域住民に身近な社会教育施設の整備充実を図る。また、東播磨内陸学園都市構想にもとづき整備された各種施設と県下の教育文化施設との有機的連携にも努め、県内の生涯学習拠点としての発展に努める。

スポーツ施設に関しては、武道振興の中核施設となる県立武道館〔仮称〕等の整備や施設の広域利用を進める。また、小学校の敷地、余裕教室等を活用して、小学校区を基本単位とした住民の自主運営による地域スポーツクラブの設置を各地で推進していく。

文化財に関しては、新宮宮内遺跡の史跡公園としての整備を推進する。

口 播磨科学公園都市

西播磨テクノポリス地域の拠点都市である播磨科学公園都市においては、学術研究機能や先端技術産業の集積をめざして、供用を開始した大型放射光施設（SPring-8）や姫路工業大学の中型放射光施設「ニュースバル」の積極的活用を図るとともに、姫路工業大学理学部、姫路工業大学高度産業科学技術研究所及び西播磨コンピュータ・カレッジ、先端科学技術支援センターの機能充実・連携を進める。また、SPring-8と平成13年度に臨床試験が開始される県立粒子線医療センターとの連携などにより、医療・健康・福祉の複合的拠点づくりを推進し、都市の成熟化を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

IT革命の成果を享受できる地域社会の実現をめざし、産業、県民生活、行政の各分野においてITの積極的活用を図るとともに、その推進に不可欠な高速大容量の情報通信基盤の整備を推進する。

産業の情報化に関しては、中小企業のITの活用を促進するほか、情報通信分野のインキュベータ施設の整備などを進める。

県民生活の情報化に関しては、保健・医療・福祉、教育、芸術・文化、環境保全・創造、防災等の各分野において、新たな情報システムの構築を図る。このうち、教育の情報化では、学校間での動画像の伝送が可能な教育情報スーパーネットワークや校内LAN、県内図書館の情報をネットワ

一化するH A L ネットの構築を推進する。また、学校を地域に開放し、学校と地域社会の間で様々な情報の共有化を図る。

行政の情報化に関しては、インターネットによる行政情報の提供を一層進めるほか、行政手続の電子化や行政間のネットワーク拡充を推進する。

情報通信基盤に関しては、県内の主要拠点を結ぶ高速大容量の基幹ネットワーク「兵庫情報ハイウェイ」の構築を図る。また、情報、流通、先端産業等の成長産業などの誘致を促進するため、ひょうご情報公園都市等の地域整備拠点におけるアクセスポイントの整備等を進める。

ケーブルテレビに関しては、滝野町、社町等で施設整備を進めインターネット、双方向通信等に対応したサービスの充実に努めるとともに、自治体等が整備しているケーブルテレビのインターネクト構想について、一層の推進を図る。

ロ 医療施設

老齢人口の増加及び疾病構造の変化などに伴う医療需要の増大と専門化、多様化に対処し、医療サービスの向上を図るため、姫路赤十字病院（姫路市）の移転整備や西脇市立西脇病院（西脇市）の改築など、各種医療施設の整備充実を促進する。

ハ 職業訓練施設

産業構造の高度化、技術革新の進展等に対処するため、職業能力開発体制の充実を図る。

ニ 中央卸売市場

生鮮食料品の安定供給を図るため、姫路市中央卸売市場の整備拡充を図る。

ホ 社会福祉施設等

介護保険制度の円滑な実施と高齢者の生きがいづくりの推進を図るため、老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）にもとづき、老人福祉施設等の整備を進め、在宅・施設サービス基盤の充実に努める。

また、障害者の社会参加を促進するため、赤穂精華園（赤穂市）等の授産施設、更生施設等の整備を促進するほか、各種社会福祉施設等の整備充実に努める。

保育施設については、近年の多様化する保育需要に対応するため、保育所の整備に引き続き努める。

ヘ と畜場整備

衛生管理の徹底及び食肉処理・流通の効率化を図るため、食肉センター等の整備改修に努める。

ト 農業生産施設

集団的な優良農地を確保し、農業の担い手を育成するため、ほ場整備や土地改良施設の整備・改修等の生産基盤整備を推進する。

一方、中山間地域においては、生産の場としてだけでなく、県土保全や水源かん養といった多面的機能という観点から、中山間地域総合整備事業等により営農条件と農村環境を一体的に整備し、その機能の十分な発揮をめざす。

また、西脇市と多可郡4町では都市農村交流の舞台づくりの先進的な取り組みとして田園空間整備事業を推進する。

9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、環境基本法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例をはじめとする関係法令にもとづき、環境負荷の軽減と自然環境の保全に努めるとともに、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざし、自然資源・エネルギーの循環を促す社会経済システムの構築と県土づくりを進める。

このため、兵庫地域公害防止計画のもと、公害防止のための各種施策を実施するほか、兵庫県環境基本計画にもとづき、自律を前提とした県民、事業者、行政等のパートナーシップの確立と多様な担い手の育成等に取り組み、環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な展開を図る。

イ 大気汚染については、排出規制、総量規制等発生源に対する規制の徹底及び指導の強化を図る。窒素酸化物や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、有害大気汚染物質の対策については、工場・事業場、自動車等の発生源に対し大気保全対策を総合的に推進する。このうち、浮遊粒子状物質に関連しては、ディーゼル車対策等の強化を図る。

ロ 水質汚濁については、生活排水 99%大作戦のもと公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、普及・啓発活動、環境保全活動等を通じ生活排水対策の推進を図る。また、排水基準、C.O.D、窒素及び燐の総量規制による工場・事業場への規制措置の徹底及び富栄養化対策、堆積汚泥の除去等の河川、海域浄化対策を推進する。

汚濁負荷の低減により良好な水質を確保するとともに、健全な水循環の確保やなぎさの再生をはじめとする親水空間、生態系の保全等、総合的な取組みにより水環境の保全・創出を図る。また、有害物質による地下水・土壤汚染を改善するため、各種の浄化対策を実施し地盤環境の保全を図る。

広域的な環境問題である大阪湾・瀬戸内海の環境保全対策については、

瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながらその推進に努める。

ハ 有害化学物質対策については、ダイオキシン類対策特別措置法にもとづき、大気汚染状況の常時監視、土壤・水質・地下水調査、発生源の規制、普及啓発活動等ダイオキシン対策を総合的に推進する。

また、ダイオキシンを除く外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）についても、継続的な調査により大気環境、水環境における実態把握に努める。

ニ 工場等による騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じ、工場等の適地への移転を促進する。

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ホ 交通については、「兵庫県自動車公害防止計画」にもとづき、自動車排出ガスや騒音などの発生源対策を強化するとともに、交通需要マネジメントの実施や公共交通機関の整備・利便性向上などにより交通量の低減化に努める。

また、道路では周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて環境施設帶の設置や遮音壁の設置等の施策を講じる。

新幹線の騒音・振動については、発生源対策、障害防止対策を促進するとともに新幹線沿線の土地利用の適正化を図る。

在来鉄道の新設、連続立体交差等の大規模改良に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

ヘ 地域からの地球環境保全対策については、新兵庫県地球温暖化防止推進計画等にもとづき、自然・未利用エネルギーの利用を進めることに加え、オゾン層保護に向けたフロンの放出規制、回収・処理の推進や酸性雨監視体制の強化を図る。

ト これらの諸施策とあわせて、環境監視体制の確立を図るとともに、環境負荷の低減、自然環境の再生・復元、省資源・エネルギー化等について、地域の特性にもとづく調査の実施や技術研究の推進を図る。

チ 自然環境を保全し、自然とのふれあいの場を確保・創出するため、自然公園、自然環境保全地域、森林・里山林等の保全、海浜、河川、湖沼・ため池等の再生、生物生息空間（ビオトープ）の保全、野生生物の保護を進めるほか、都市公園の整備や都市緑化の推進、都市景観の保全と創造を図るなど、ゆとりと潤いのある美しい環境の形成に努める。また、失われた自然の積極的な回復・復元にも取り組む。

リ 開発整備事業の実施に際しては、事前に、実施等が環境に及ぼす影響に

ついて調査、予測又は評価を行い、その結果に応じて見直しを実施するなど、所要の措置を講じることにより、環境の保全と創造について適切な配慮を行うものとする。

10. 防災対策に関する事項

阪神・淡路大震災を教訓として、震災のみならず風水害等の災害全般を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるべく、被害想定の見直し、県土の保全、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン網の整備等の防災基盤の強化及び広域防災体制の確立等を図り、災害に対する備えや災害時の対応を進める。なお、防災対策の実施にあたっては、県及び市町における地域防災計画に基づき、総合的・計画的に行うこととする。

(1) 防災都市構造の構築

山崎断層帯に起因する地震等に備え、緊急輸送道路、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的な基盤施設を整備するとともに、老朽木造住宅密集市街地の解消等をめざし土地区画整理事業等の市街地の面的整備などを進め、防災性の高い、堅牢でしなやかな都市構造の形成を図る。

(2) 公共施設の防災化

庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設などの耐震性、耐火性の強化及び風水害に対する安全性の確保を図る。

(3) 土砂災害対策の実施

治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設をはじめとする土砂災害の防止施設等の整備を進める。

(4) 水害対策の実施

河川管理施設、海岸保全施設、ため池施設をはじめとする水害等の防止施設の整備を図る。

(5) ライフラインの確保

電線共同溝の整備を進めるなど電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震性や風水害に対する安全性を確保するとともに、多重化、拠点の分散等による代替性の確保を推進する。

(6) 防災拠点の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、震災、風水害時の情報機能を備えた広域防災拠点を整備し、これらと連携する地域における広域避難地、救護・復旧のための拠点となる地域防災拠点の整備を推進する。

さらに地域の自立的な防災機能を強化するため、震災時に延焼遮断空間、風水害時に避難路として機能する広域防災帯を計画的に配置・整備し、市街地の不燃化を推進するとともに、面的整備事業を活用して、公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等を配置したコミュニティ防災拠点（防災安全街区）の整備を推進する。

和歌山区域都市開発区域建設計画

平成13年10月
和歌山県

目 次

1. 計画の性格	169
2. 計画の対象区域	169
3. 計画の期間	169
4. 計画の基本的方向	169
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	173
6. 産業の業種、規模等に関する事項	174
7. 土地の利用に関する事項	176
8. 施設の整備に関する事項	178
9. 環境の保全に関する事項	183
10. 防災対策に関する事項	185

和 歌 山 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、和歌山区域都市開発区域の整備及び開発に関し、基本的方向及び施設の整備の大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した和歌山区域であり、関係市町村は次のとおりである。

和歌山地域

和歌山市（一部）、海南市、海草郡下津町、那賀郡打田町（一部）、同郡粉河町（一部）、同郡那賀町（一部）、同郡桃山町（一部）、同郡貴志川町、同郡岩出町（一部）

橋本地域

橋本市（一部）、伊都郡かつらぎ町（一部）、同郡高野口町（一部）、同郡九度山町

有田地域

有田市、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡吉備町

御坊地域

御坊市、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡川辺町（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

(1) 本区域は、豊かな自然・歴史・文化資源に恵まれた和歌山県の北・中部に位置し、和歌山市から御坊市に至る臨海部と奈良県から和歌山市に流れる紀の川流域部からなり、和歌山県の行政・経済の中心地域である。

近畿自動車道紀勢線、一般有料道路海南湯浅道路・湯浅御坊道路、一般国道24号・42号、西日本旅客鉄道紀勢本線・和歌山線等が本区域内の幹線交通網を形成しており、近畿自動車道紀勢線や一般国道26号・371号、西日本旅客鉄道阪和線及び南海電気鉄道本線・高野線等により、京阪神地域や関西国際空港と結ばれている。さらに、大阪湾ベイエリアの海の玄関口として特定重要港湾和歌山下津港や重要港湾日高港等がある。

また、産業では、基幹産業としての鉄鋼・石油精製・化学等の基礎素材型産業が、紀の川・有田川等の豊富な水資源等を生かし、和歌山市から有田市に至る北部臨海工業地帯に集積するとともに、精密機械等の分野で日本を代表する企業や繊維・日用家庭用品・木材・漆器・皮革・染色等の地場産業も立地している。また、内陸部や紀の川流域部では温和な気候条件を生かし、京阪神地域等への農産物の供給地等を形成しており、産業立地も進展している。

21世紀を迎える近畿圏は、各都市・地域間の水平的ネットワークを構築しつつ、関西国際空港全体構想の推進や大阪湾ベイエリアの開発、大阪湾環状交通体系等の整備により、人、物、情報等が活発に行き交う、世界に開かれた広域・国際交流圏として、経済、文化等の各方面での発展が期待されている。

本区域においては、京阪神都市圏や大阪南部地域をはじめ、他圏域との交流・連携を進め、物流や快適な住環境の提供等の機能分担を視野に入れながら、安全でゆとりとくつろぎのある「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の南の中核拠点地域として、広域的な都市圏の形成を目指すこととし、交流・連携を支える交通・通信ネットワークの整備、関西国際空港との近接性や国土軸をはじめとする区域内外の連携軸とのつながりを生かした学術・研究機能の充実及び高次生産拠点整備、情報化・国際化の進展などに対応できる産業の育成・高度化等を推進する。また、自然・歴史・文化資源に恵まれた本区域の特性を生かし、紀の国ふれあいリゾート構想の推進による観光・リゾート機能の強化に努めるとともに、豊かな自然環境との調和を重視した、潤いと安らぎを感じることのできる都市機能の充実に積極的に取り組む。

このため、道路網としては、区域内部の主要都市間や京阪神地域との交流・連携に資する、京奈和自動車道・近畿自動車道紀勢線の高規格幹線道路や府県間道路等の幹線道路網の整備を推進する。また、関西圏の三つの環状（大阪湾環状道路、関西中央環状道路、関西大環状道路）の要となり、「21世紀の国土のグランドデザイン」にも位置付けられた太平洋新国土軸をはじめ、西日本における広域交流圏の形成にもつながる紀伊淡路連絡道路（紀淡連絡道路）については、所要の調査を行うなど構想を進める。

鉄道網としては、西日本旅客鉄道紀勢本線の高速化や輸送力増強による利便性の向上と、同本線における将来的新在直通化（フリーゲージトレインの導入等）の可能性の検討を推進する。また、太平洋新国土軸の交通軸を形成するプロジェクトとしても、紀淡海峡ルートの調査が進められている四国新幹線については、経済・社会の動向、整備新幹線の整備状況等を勘案しつつ

検討を進める。

港湾では、大阪湾のゲートウェイに位置する紀伊水道地域を、新たに近畿圏をリードしていく地域と位置づけ、特定重要港湾和歌山下津港、重要港湾日高港において、大阪湾海上交通の負荷軽減、陸上高速交通網と連携した物流の効率化及び大規模地震等の災害に備えたリスク分散を図るため、コンテナ取扱機能を含む物流機能等の整備推進に努める。また、大規模地震等の災害時に備え、耐震性岸壁等の整備推進に努める。

また、IT（情報技術）革命に対応して、黒潮ネットワークの活用等による高度情報通信ネットワーク整備の推進や和歌山県科学技術振興ビジョンの推進による研究開発機能の充実を図るとともに、新しいライフスタイル提案型の産業振興、環境にやさしい企業活動の推進、創造的企業への総合的支援などを通じて、本区域の産業の活性化を目指す。

さらに、教育・医療等の高次都市機能の集積や、誰もが安心して暮らせるようノーマライゼーションの理念を踏まえた生活環境の整備に努めるとともに、都市近郊型のレクリエーション施設や農業生産施設の整備・充実、また、歴史街道計画・なぎさ海道計画等との連携を図りつつ、歴史的名所や景勝地等をつなぐルートづくりなど、各種事業を総合的・広域的に推進する。

(2) 以上の基本的方向のもとに本区域を、和歌山地域、橋本地域、有田地域、御坊地域の四地域に区分し、それぞれの地域特性と課題を踏まえた地域整備の方向を次のとおりとする。

イ 和歌山地域

県の北西部に位置し、和歌山市、海南市及びその周辺地域で形成された和歌山区域都市開発区域の中心地域であり、臨海部は工業、商業、住宅等の住工混在地域、内陸部は主に、地場産業と農業地域であるが、住宅開発や交通基盤の整備による都市化の進展もみられる。

この地域は関西国際空港から至近距離にある中核圏域として高次都市機能の集積による国際交流都市圏の形成を図っていく必要がある。このため、京奈和自動車道、府県間道路等の整備、特定重要港湾和歌山下津港の外貿機能施設整備による物流機能等の充実を図るとともに、紀伊淡路連絡道路（紀淡連絡道路）について、所要の調査を行うなど構想を進める。

また、新規企業の誘致、南麓サイエンスパーク計画の推進、和歌山県科学技術振興ビジョンの推進等による研究開発機能の強化、ITをはじめとした先端技術産業の集積、地域産業の高度化を図り、大阪湾ベイエリアの高次生産拠点としての整備を図る。

さらに、教育、文化、福祉等の施設整備や旧県立医科大学跡地の活用等による高次都市機能の充実、和歌山マリーナシティやコスモパーク加太等の整備による都市近郊型レクリエーション機能の充実、居住機能の確保等を進め、一大都市圏の形成を目指す。

ロ 橋本地域

県の北東部に位置し、京阪神地域への通勤圏として近郊都市的な要素を有し、大規模な住宅開発である橋本林間田園都市の建設が進められている橋本市を中心に、周辺部はパイル織物等の地場産業地域と果樹栽培を中心とした農業地域を形成している。

今後、地方拠点都市地域として都市機能の集積を図るため、橋本駅前や隅田地区の一部等において土地区画整理事業等を推進するとともに、自立的成長を牽引する核の形成を目指す。また、関西国際空港や京阪神地域から至近距離に位置する地理的条件を生かし、県東部における近隣府県域を含めた中心地域として、地場産業の高度化、先端技術産業等の新規産業の立地推進や教育機能等の強化を図るとともに、産業振興や交流人口の拡大に努める。さらに、和歌山地域、京阪神地域、紀伊半島地域の交通結節機能の強化を図るため、京奈和自動車道、大阪橋本道路、府県間道路などの交通網を整備するとともに、自然と調和した住宅地の確保や流域下水道、医療施設等の整備を進め、快適な居住文化エリアの形成を推進する。

ハ 有田地域

県の北中部に位置し、有田川河口沿いの臨海部は石油精製、後背地は果樹栽培を中心とする農業地域が広がり、海南湯浅道路の吉備インターインジ周辺部等では企業集積が進んできている。

今後、商工業では、ITの活用による既存産業の活性化や、湯浅御坊道路等の高速交通の利便性と京阪神都市圏等との近接性を最大限のインパクトとして産業の集積促進を図る。農業では、基盤整備を進めるとともに、味一みかんに代表される高品質化等による体質の強化を図り、観光農園やみそ、しょうゆ等の地域特産品の販売所設置等地域特性を生かした振興を図る。

また、県立五稜病院の整備等、保健・医療、福祉施設の充実を図るとともに、本地域が持つ緑豊かな自然環境、歴史、文化等の特性を生かし、ゆとりある生活空間の形成、アメニティ環境の整備された地域づくりを推進する。

ニ 御坊地域

県の中央部に位置し、日高川沿いに広がる県下第二の平野を有し、温暖

な気候を利用した花き・野菜などの施設園芸が盛んで、一大農業地域を形成している。

今後、近畿自動車道紀勢線及び日高港等の交通ネットワークや物流基盤の整備を推進するとともに、幹線道路、生活道路等の整備を進める。商工業の面では、工業用地の確保等による新規産業の集積促進、試験研究機関・高等教育機関の充実整備による地域産業の高度化・高付加価値化などを推進する。

また、野菜・花き栽培を中心とした暖地農業の振興を図るため、農業生産施設の整備を進める。

さらに、地方拠点都市地域として、JR御坊駅周辺整備を核とした都市機能の集積を図るとともに、豊かな自然・歴史・文化等を活用したリゾート・レクリエーション機能の充実を図る。

これらにより個性ある地域づくりを進め、自立発展圏の形成を目指す。

(3) この計画の実施に当たっては、財政状況等を勘案し、弾力的に運用とともに、農地、林地等の用途交換及び既得水利権等の変更を要するものは、十分な調整を図る。

また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、地域の環境の保全を図るとともに、文化財の保護をはじめ、自然海岸等の保全、治山・治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化及び安全の確保について適切な考慮を払う。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口総数は、平成12年の781千人から、少子・高齢化の進展などにより、今後5年間において、9千人減少することが予想され、平成17年には772千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口119千人、生産年齢人口508千人、老人人口154千人から、平成17年には、年少人口は114千人へ、生産年齢人口は491千人へといずれも減少し、老人人口は167千人へと増加が見込まれる。

(3) 労働力の需給は、今後、新産業の導入などから、技術労働力を中心に、質的向上が求められている。これらに対応するため、高等教育機関の充実及びITなど情報化対策の推進等による人材の育成を図る。さらに高年齢者、障

害者などの雇用促進対策等を積極的に推進する。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 豊富な水資源と良港を有する本区域は、関西国際空港の近接性や近畿自動車道紀勢線、西日本旅客鉄道紀勢本線の高速化等の交通網の整備などにより、人、物、情報の流れが飛躍的に向上し、産業全般を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

今後、本区域の産業が安定した成長と魅力ある雇用機会を創出するためには、高速通信網の整備をはじめとするITの推進や先端技術産業等の新規立地、産業構造の高度化・多角化、製品の高付加価値化を促進するとともに、新しい時代のニーズの多様化に対応する研究開発、情報処理、商品開発機能等の強化を図る。

イ 農業では、国際化の進展や消費者ニーズに対応するため、果樹産地の体质強化を図るため、味一みかん等の高品質果実の周年供給体制の整備や樹園地改良、園内作業道等の基盤整備を推進する。また、地域の立地条件を生かし、関西国際空港、南紀白浜空港等を活用するとともに、安全で高品質の野菜、花きの生産地を育成するため、省力化に向けた農道等の基盤整備、施設園芸の推進、流通基盤の整備、省力機械の導入等を図る必要がある。さらに、まとまりのある優良農地の確保に努めるとともに、金融対策や技術開発等を進め、担い手農家の安定経営と育成・確保を図る。

林業では、木材需要の低迷や外材の製品輸入、林業従事者の減少と高齢化等厳しい状況にあり、生産性の高い林業地域の展開を図るため、林業生産基盤の整備や林業担い手対策をより一層進め、低コスト林業の確立に努める。さらに、森林の持つ国土保全、水資源かん養等の公益的機能を維持するため、適正な管理・保全に努めるとともに、人々が豊かさとやすらぎを感じるふれあいの場、保健休養の場として整備し、森林の総合的活用を図る。

漁業では、魚礁の設置、増養殖場の造成等による、水産資源の維持増大を推進するとともに、漁港や関連道路の整備、流通加工等の施設整備を推進し、「つくり育てる漁業」の振興を図る。

さらに、農山漁村地域の活性化を図るため、都市との時間距離を短縮させる道路網等の基盤整備を推進するとともに、地域資源を生かした農山漁村と都市との交流の推進や工業等導入による就業機会の確保に努める。また、これら生産基盤の整備と集落排水事業等により農山漁村の生活環境整備を総合的に推進していく。

ロ 工業では、地域産業の高度化に資する産業の誘致に積極的に取り組むとともに、ＩＴ産業等の新産業の創出や、将来成長が期待される先端技術産業等の立地を促進する。また、先導的な研究開発や創造的事業活動を支援するため、産・学・官の交流・連携を推進し、人材の育成・確保を図るとともに、公設試験研究機関の整備・充実、県内外の研究機関の交流ネットワークや情報通信基盤、物流基盤の整備を推進する。さらに、企業の社会貢献活動や地球環境に優しい製品づくりのための企業活動、技術開発を支援する。

和歌山地域では、臨海部・紀の川流域内陸部に先端技術産業の導入をさらに推進するとともに、鉄鋼業等の基礎素材型産業の高付加価値化、構造転換を促進する。また、技術開発力、デザイン力の強化等による地場産業の高度化を図り、大阪湾ベイエリアにおける新たな高次生産拠点たる和歌山区域都市開発区域の中心としての機能集積を図る。

橋本地域では、繊維等の地場産業の技術開発力の強化等による高度化を図るとともに、京奈和自動車道、府県間道路等の交通基盤整備により、京阪神地域及び関西国際空港から至近距離に位置する立地条件を生かし、地場産業と調和を図りつつ、臨空型・研究開発型先端産業の集積を図る。

有田地域では、既存の石油産業との調和を図りながら、海南湯浅道路及び湯浅御坊道路のインターチェンジ周辺等への産業集積を図るとともに、地場産業の高度化、高付加価値化を推進する。

御坊地域では、湯浅御坊道路による京阪神地域への時間短縮の効果を最大限に生かすとともに、重要港湾日高港の港湾機能整備を進め、既存産業の高度化、先端技術産業等の新規産業の集積を図る。

ハ 商業では、情報機器の導入等による経営の合理化・近代化を通じて体質の強化を図り、また、経営指導の強化、商業団体の育成、流通の効率化を促進するとともに、まちづくりの観点からもコミュニティ機能の充実を図り、賑わいを創出する商業環境を整備する。そして、ＩＴを活用した情報発信の強化など商店・商店街の情報化を推進する。さらに、橋本林間田園都市を中心に大規模宅地開発が進められている状況から、近隣地域を包括した広域的、近代的な商業機能の整備に努める。

一方、観光・リゾートでは、和歌山地域には、国際海洋リゾート都市である和歌山マリーナシティがあり、区域周辺には、霊峰高野山や熊野三山、日本を代表する温泉保養地である白浜、龍神温泉等を有している。また、都市住民の憩いの場となっている大阪府南部との境界に位置する紀泉高原や植物公園緑花センター等のレクリエーション施設、加太、和歌浦、西有

田、白崎海岸、煙樹海岸等の優れた自然景観、和歌山城、藤白神社、粉河寺、根来寺、紀三井寺、長保寺・善福院、興国寺、道成寺等の名所・旧跡・社寺等を有しており、レクリエーション・憩いの場として、活発な利用がなされている。

今後も自然環境の保全を図りながら、紀の国ふれあいリゾート構想を推進するとともに、大都市への近接性を生かした都市近郊型リゾート、恵まれた自然環境を生かした自然活用型リゾート、歴史・文化環境を生かした長期滞在型リゾート等の拠点整備を推進する。

近畿には、数多くの歴史・文化遺産があり、本区域周辺においても「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を目指している。観光客の周遊性が高まっていることから、これらを貴重な財産として、京阪神地域との広域連携による観光のルート作りに取り組む。さらに、観光情報等の発信機能の強化、宿泊施設従業者の研修、案内標識等の整備によるホスピタリティの向上等にも取り組むとともに、リゾート開発を通じた都市機能の整備を図り、「癒し」「蘇り」の地として、心の豊かさとやすらぎが実感できる国際的観光・リゾートゾーンの形成を目指す。

(2) 産業の規模を従業地就業者数から見ると、平成12年の385千人から平成17年は375千人になると見込まれる。

産業別では、第1次産業及び第2次産業の就業人口は減少が見込まれるのに対して、第3次産業の就業人口は、本区域の産業構造の変化に伴って増加が見込まれ、平成12年の第1次産業34千人（8.8%）、第2次産業108千人（28.1%）、第3次産業243千人（63.1%）から、平成17年には、第1次産業31千人（8.4%）、第2次産業94千人（25.0%）、第3次産業250千人（66.6%）になると見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

本区域は、和歌山市から御坊市に至る海岸に流れ込んでいる紀の川、有田川、日高川をはじめとする各河川で形成された平野とその背後の山地で占められている。臨海部の各河口を中心に市街地が広がり、紀の川上中流域にも市街地の著しい進展が見られる。また、河川流域の平坦部やその背後の台地、山麓地及び山腹地などでは、全国でも最大規模を誇る果樹園地としての利用が行われている。

今後、関西国際空港2期事業の推進や高規格幹線道路等の交通網の整備により、京阪神地域からの人口の流入等による都市化の進展に伴う住宅開発と森林

及び沿岸を積極的に活用したリゾート開発の整備が進むことが予想される。

こうした状況から、今後の県土利用の基本方向は、土地は現在及び将来における限られた資源であり、生活及び生産活動を支える共通の基盤であるとの認識に立ち、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の特性を生かした健康で文化的な環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に進める必要がある。

これらの課題への対応として、土地の有効利用を図りつつ、都市的土地区画整理事業の高度化、農用地及び森林の有効利用、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地区画整理事業と自然的土地区画整理事業の適切な配置と組み合わせにより調和ある土地利用を進めるなど地域の自然的、社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、土地の利用に関しては、国土利用計画和歌山県計画及び土地利用基本計画に即し、土地の利用に関する諸制度の適切な運営を図るとともに、地価の安定等にも配慮するものとする。

なお、計画の基本的方向で示した各種プロジェクトの推進にあたっては、本区域が有する貴重な自然・歴史・文化資源の保全に努めることとする。

(1) 和歌山地域

本地域は、京奈和自動車道や関西国際空港2期事業の推進、特定重要港湾和歌山下津港の充実等、陸・海・空のネットワークが結節する地域として幹線道路及び地域内道路の整備を進めるとともに、港湾整備や新規産業導入のための用地の確保を図る。

また、農用地の効率的利用を図り、都市的土地区画整理事業と自然的土地区画整理事業の調整を行う。和歌山市を中心に国際交流都市を目指した高次な都市機能が集積する都市圏の整備を進め、歴史文化遺産や緑、水、沿岸海域等の豊かな自然環境を生かした都市近郊型のレクリエーションの場としての整備を図る。

(2) 橋本地域

本地域は、大阪府と奈良県に隣接し、大規模な住宅開発等も進行中であり、橋本市を中心とし、大阪都市圏の通勤圏となる住宅地としてだけでなく、紀伊半島内陸部の拠点都市としての整備を図る必要がある。このため、京奈和自動車道をはじめとする幹線道路及び地域内道路の整備を進めるとともに、歴史文化遺産や自然資源を生かし、余暇活動や精神的やすらぎの場としての整備を図る。さらに、新規産業誘致及び教育研究機関のための用地の確保に努

めるとともに、農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

(3) 有田地域

本地域は、海南湯浅道路インターチェンジ周辺等に産業集積が見られるなど、土地利用が進んでいる。今後も、有田市と周辺地域との機能の連携を強め、一体的な都市機能の整備を図るとともに、豊かな自然を生かした快適な生活環境づくりを推進しつつ、自然とのふれあいの場の確保と整備を図る。また、幹線道路及び地域内道路の整備を推進するとともに、港湾や漁港の整備、漁場の整備開発等、沿岸域の有効利用や農林業の振興を図るための基盤整備や観光と連携した体験型施設の整備を進める。

(4) 御坊地域

本地域は、湯浅御坊道路により和歌山市及び京阪神地域へ直結し、また地方拠点都市地域としての整備の推進により、新たな土地利用が高まりつつある。今後も和歌山市や京阪神諸地域等との交流・連携を促進する陸海の交通基盤ネットワークの整備、重要港湾日高港の整備等の推進、企業用地の確保に努める。また、漁港の整備、漁場の整備開発等沿岸域の有効利用や農林業の振興を図るための基盤整備を進めるとともに、都市機能の充実強化や幹線道路・地域内道路の整備を進めることにより、自然的土地利用と都市的土地利用の調和した快適な生活環境の形成を図る。

8. 施設の整備に関する事項

計画の基本方向に基づき、自然環境・生活環境・生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境を形成するため、施設の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災対策、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮し、計画的な宅地開発事業を実施、良好な住宅用地、工業用地等を確保する。

イ 住宅用地

宅地利用増進のため、東和歌山第一、東和歌山第二（以上和歌山市）、重根（海南市）、橋本林間田園都市、橋本隅田（以上橋本市）、また、秩序ある都市形成のため、コスモパーク加太（和歌山市）、中心市街地第一（橋本市）、海南駅東（海南市）等の土地区画整理事業を推進する。

また、紀泉台西部地区（岩出町）、北塩屋・猪野々（御坊市）等の宅地開発事業を推進する。

□ 工場用地等

大阪湾ベイエリアにおける新たな高次生産拠点としての整備を推進するため、新事業創出促進法、工業再配置促進法等の施策と調和を図りつつ、コスモパーク加太（和歌山市）、妙寺北部企業団地（かつらぎ町）、御坊工業団地、日高港塩屋地区（以上御坊市）等の工業用地の造成を推進する。

(2) 交通施設

本区域の整備開発を図るため、交通事故の防止や環境の保全に配慮しつつ、道路・鉄道・港湾等交通施設の総合的な整備を推進する。なお、近畿圏、中部圏、四国さらには西日本全体との交流を促進するため、広域交流体系としての太平洋新国土軸及び関西圏の三つの環状道路の形成に取り組む。

イ 道路

本区域と京阪神地域及びその他地域と連絡する高規格幹線道路として、近畿自動車道紀勢線について、事業区間では御坊南部間や、海南吉備間（四車線化）等の事業推進を図り、計画区間では吉備御坊間（四車線化）等の整備に向けて調査の推進を図る。また、京奈和自動車道について、橋本道路や紀北東道路、紀北西道路の事業推進を図る。

地域高規格道路としては、京阪神地域と和歌山地域との交流・連携をより一層図る観点から大阪橋本道路の整備推進、第二阪和国道の整備推進を図る。

また、府県間道路の整備を推進するとともに、太平洋新国土軸及び関西圏の三つの環状道路の要となる紀伊淡路連絡道路（紀淡連絡道路）についても、所要の調査を行うなど構想を進めるものとする。

その他整備を進める主な幹線道路及び街路は次のとおりである。

一般国道 24号、26号、42号、371号、424号、425号、480号

主要地方道 粉河加太線、和歌山橋本線、和歌山港線、吉備金屋線、かつらぎ桃山線、泉佐野岩出線

街路 西脇山口線、湊神前線、南港山東線、紀三井寺駅前線、六十谷手平線、松島本渡線、美園地下1・2・3号線、日方大野中藤白線、三石台垂井線、駅前新川橋線、吉原道之瀬線、本町線、栄町線、伏原田原線

□ 鉄道

西日本旅客鉄道阪和線と南海電気鉄道本線による関西国際空港へのア

セスの充実を図るとともに、西日本旅客鉄道紀勢本線の高速化を推進する。また、西日本旅客鉄道紀勢本線・和歌山線等の利便性の向上を図る。さらに将来的な新在直通化（フリーゲージトレインの導入等）の可能性についても検討を進める。

また、需要の動向等に応じ南海電気鉄道本線の新駅設置に向けた検討を行う。

さらに、鉄道については、紀淡海峡ルートの調査が進められている四国新幹線については、経済・社会の動向、整備新幹線の整備状況等を勘案しつつ検討していく。

ハ 港湾

特定重要港湾和歌山下津港については、関西国際空港による人・物の流れや大阪湾ベイエリア地域の物流の増大に対応するとともに、紀北地域の産業経済活動を支えるため、港湾の機能拡大を図り、多目的国際ターミナル、幹線臨港道路等の整備を進めるとともに、良好な港湾環境を形成するため緑地の整備を進める。また、重要港湾日高港については、和歌山県中部地域の物資流通及び産業開発の拠点として、多目的国際ターミナル、臨港道路等の整備を進める。さらに由良港において防波堤の整備を進め、避難港としての機能充実を図るとともに湯浅広港等において災害に強い港湾整備を図るなど地方港湾の整備を進める。

ニ 漁港

漁港では、和歌浦漁港等の整備を推進し、流通拠点港及び避難港としての機能の充実を図る。

(3) 公園緑地

レクリエーション需要の増大と地区住民の生活環境向上のために、平成17年の一人当たり都市公園面積を約8m²確保することを目標に、紀の川緑地、和歌公園、河西緩衝緑地（以上和歌山市）、隅田A緑地（橋本市）、根来公園墓地（岩出町）等の整備を図る。

また、打田町総合スポーツ公園（打田町）、桃山町総合運動公園（桃山町）等の運動場等の整備を促進し、コスマモパーク加太（区画整理事業・和歌山市）の整備においては、その事業の進捗に合わせ、公園緑地の整備の促進を図る。

なお、これらの公園緑地等の整備にあたっては、周辺の自然環境にも配慮しつつ進める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質を保全するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水道

水道水の安全性の確保、安定供給のため、水道事業の施設整備や統合化を進めるとともに、残存する水道未普及地の解消を図る。

ロ 工業用水道

本区域における工業開発の状況等を勘案しつつ、和歌山市等において、必要に応じ工業用水道の整備を図る。

ハ 下水道

公共用水域の水質保全、生活環境の改善等のため、平成17年度の下水処理区域人口約162.5千人を目指して下水道整備を図るため、紀の川流域下水道（伊都処理区）、紀の川中流域下水道（那賀処理区）、和歌山市、橋本市、有田市、打田町、岩出町、高野口町、かつらぎ町、吉備町、美浜町、由良町等の公共下水道、和歌山市、海南市、有田市等の都市下水路及び御坊市等の特定環境保全公共下水道等を整備する。

ニ 廃棄物処理施設

ごみ処理の増大に対応して、和歌山市、海南市、橋本市、下津町、粉河町、高野口町、湯浅・広川地域等においてごみ処理施設の整備を図るとともに、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、湯浅・広川地域等における屎処理施設の整備を図る。また、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の状況に応じ合併処理浄化槽の整備等を図る。

産業廃棄物の処理については、「廃棄物処理計画」を早急に策定するとともに、これに基づく処理場の整備、廃棄物の資源化、減量化等の総合的な処理体系の整備を図る。

(5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

周辺地域の開発に伴う洪水流出の増大に対処し、洪水に対する安全度を高めるため、河川環境の保全に配慮しつつ、紀の川水系、有田川水系、日高川水系、亀の川水系、日方川水系等の整備を図る。また、和歌川等の都市河川を整備し、環境の向上に努めるとともに、日高川において「ふれあい水辺公園」（御坊市）の整備を進める。

また、和歌山下津港の海岸環境整備事業や高潮対策事業、湯浅広港の津波対策事業及び由良港、美浜海岸の海岸環境整備事業を推進する。

さらに、大滝ダム、紀の川大堰の建設及び紀伊丹生川ダムの事業化を推進し、河川の総合開発を図るほか、紀の川、有田川、日高川水系等の治山、砂

防事業を推進する。また、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を強力に進め、地域の保全を図る。

(6) 住宅

普通世帯数の増加、建替等の需要により、必要な住宅建設戸数は約34千戸と見込まれ、主として和歌山市周辺等で需要が多い。このため、つつじが丘、今福第2、芦原（以上和歌山市）、島団地（御坊市）、高田（かつらぎ町）等において計画的な住宅の供給を図る。

(7) 教育文化施設

小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校について、教育環境の充実を図るために、校舎等の新築、改造等計画的に整備を行う。また、和歌山大学大学院システム工学研究科、和歌山工業高等専門学校・和歌山県農業大学校の整備など高等教育の充実を図る。さらに、和歌山県立医科大学の整備を行う。

一方、区域住民が生活のうるおいと心の豊かさを得られるよう、地域の文化環境の整備に努めるとともに、文化会館（海南市）、町立図書館（岩出町）、総合体育館（粉河町）、文化ホール（湯浅町）等の整備を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

IT革命に対応し、また、産業の高度化、生活・文化の向上を促進する各種情報化プロジェクトを推進するため、情報通信に係る基盤整備を積極的に進める必要がある。光ファイバーケーブルの敷設、携帯電話等移動通信用の鉄塔施設整備等を推進するとともに、和歌山県高度情報通信ネットワーク（黒潮ネットワーク）として、県内外の情報拠点を高速デジタル網で結び、県民・行政・企業が利用できる通信網の整備を進める。

ロ 中央卸売市場

生鮮食料品等の取り引きの近代化並びに流通の円滑化を図るため、和歌山市中央卸売市場の整備を促進する。

ハ 医療施設等

疾病構造の変化や健康意識の高揚などに伴い医療需要は増大し、その形態も多様化、高度化しつつある。この需要に対応するため、橋本市民病院（橋本市）の整備等、地域の基幹病院の高度化を推進する。

同時に初期医療体制の充実を図るとともに、休日、夜間における救急医

療体制の整備に努める。

また、精神病院の充実を図るとともに、和歌山県における精神医療体系の中核施設として県立五稜病院（吉備町）の整備を行う。

さらに、地域における健康相談、保健指導等の充実を図るため保健センター等の整備を進める。

ニ 職業訓練施設

産業の高度化・多角化による労働市場の受給両面にわたる変化に対応し、地域の訓練ニーズに充分配慮した効果的かつ効率的な職業訓練を行うため、和歌山高等技術専門校等の充実を図る。

ホ 社会福祉施設

老齢人口の増加や障害者の社会的自立の促進を図るため、指定介護老人福祉施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、デイサービスセンター等の老人福祉施設や由良あかつき園（由良町）等の知的障害者援護施設、知的障害者授産施設等の障害者福祉施設を整備するとともに、保育所をはじめとする児童福祉施設等、各種社会福祉施設等の整備を推進する。

ヘ 農業生産施設

京阪神地域への農産物の安定供給に果たす本区域の役割が拡大する中、地域特性を最大限に活用した農業の振興を図るため、複合経営促進施設（御坊市）や集出荷施設（和歌山市、下津町、かつらぎ町、吉備町、川辺町）及び鳥獣害防止施設等の農業近代化施設の整備を進めるとともに、国営かんがい排水事業（第二十津川紀ノ川地区）及び国営農業用水再編対策事業（大和紀伊平野地区）を推進する。さらに、かんがい施設かんがい排水施設（御坊市）の整備や、農地開発（九度山町）、ほ場整備（橋本市、御坊市、かつらぎ町）事業等の農業生産基盤整備を推進する。

ト レクリエーション施設

地域の観光、レクリエーション施設の整備を推進する。

チ 交番・駐在所施設

地域住民に身近な交番・駐在所が生活安全センターとして機能するよう施設等の整備を図る。

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害関係法令及び和歌山県公害防止条例に基づく規制及び指導、各種の公害防止施設の整備等の環境保全施策を積極的に推進した結果、産業活動に起因する公害については、全般的に改善されてきている。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化等を背景とした生活排水などによる都市

内河川の水質汚濁や交通災害、廃棄物の問題などに加え、地球的規模で問題となっている酸性雨や地球温暖化などの問題についても対応していく必要がある。このため、公害の防止はもとより、自然と人間とが共生することができる恵み豊かな環境を保全するとともに、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、和歌山県環境基本条例、和歌山県環境基本計画等に基づき環境保全に関する各種施策を総合的・計画的に推進する。

- イ 大気汚染については、自動車交通量の増加に伴う汚染への監視体制の強化を図るほか、工場等への立ち入り調査などを通じ、監視や適切な指導を行うとともに、未規制の有害大気汚染物質についても実態把握と排出抑制の対策を行う。
- ロ 水質汚濁については、海域で環境基準を達成しているが、一部の河川で環境基準を達成していない状況であり、今後とも監視を行っていく。工場等についても立ち入り検査の実施、排水基準、総量規制基準の遵守状況を監視するとともに、排水処理施設の維持管理の徹底を図る。生活排水については、水質汚濁防止法の趣旨に添った計画的な対策の推進を図り、さらに、多種多様な化学物質の普及に伴う公共用水域の汚濁防止について努める。
- ハ 騒音、振動については、土地利用状況を充分考慮して地域指定を行うとともに、自動車騒音や関西国際空港に係る航空機騒音についても、生活環境に支障がおよばないよう、発生源対策、障害防止対策、土地利用適正化、道路構造の改善、交通流・交通量対策等の諸施策を推進し、騒音の監視を行う。悪臭については、工場・事業場等に対する監視、指導等現行の施策に加え、複合臭の問題に対応できる臭気指数規制の導入を検討する。公害苦情については、日常生活に起因するものが増加しており、県民の環境に対する意識の向上を図る。
- ニ 一般廃棄物については、廃棄物の発生抑制、再資源化や適正処理が重要であり、あらゆる段階において、減量化・リサイクルに努める。また、合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより、生活雑排水対策をも図っていく。産業廃棄物については、適正処理・処分の監視・指導の強化と、広域的な処理体制の確立を図るとともに、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、排出量の減量化や再生利用・再資源化の一層の推進を図る。
- ホ 自然環境の保全については、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、自然と人間との共生を確保するため、自然環境保全地域や自然公園等のすぐれた自然の保全と適正利用に努めるとともに、市街地及

びその周辺等の都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林等を保全・整備し、快適な環境づくりを推進する。また、一人ひとりが自然とのふれあいを大切にし、豊かで快適な環境の創造・保全を図るという意識の高揚や行動を心がけるよう環境教育を推進する。

- ヘ 地球環境問題については、人類共通の課題であると同時に、その影響が県民の生活や生命にも及ぶおそれがあることから、「地球規模で考え、足下から行動を」の認識のもと、地域での資源及びエネルギーの消費の抑制、循環的な利用等に努めるとともに、地球環境の保全に積極的に取り組む。
- ト 大規模な開発事業等の実施にあたっては、和歌山県環境影響評価条例等に基づき、事前にその環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境保全について適正配慮することにより、良好な環境の確保に努める。

10. 防災対策に関する事項

本区域は、過去において南海地震に代表される地震や津波による大被害が発生するとともに、室戸台風、ジェーン台風等による風水害や梅雨期の大雨により、毎年人的・物的被害がもたらされており、今後もこうした自然災害や都市構造の複雑化などによる多種多様な災害の発生が予想される。こうした災害に系統的、総合的に対処するため、和歌山県地域防災計画や地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、災害に強いまちづくりを目標に、治山・治水をはじめとする防災施設やライフライン等の都市基盤を整備するとともに、幹線道路の多重化、道路情報ネットワークシステムの充実等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、災害時における緊急輸送道路の確保及び物資等の備蓄・輸送の確保、防災行政無線等の情報伝達網の整備や緊急医療体制の充実等を推進する。

(1) 震災対策に関する事項

地震に強い都市構造を形成するため、防災施設の整備、密集市街地の解消等を計画的に実施するとともに、被害を未然に防止する交通基盤の整備や生活基盤の強化につながるライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝等の整備を推進する。また、災害発生時における交通網やライフラインの代替性の確保に努めるとともに、災害の早期復旧を可能とする緊急輸送道路の整備を推進する。さらに、道路、河川、港湾、砂防、ため池等の危険個所の点検や防災拠点施設、学校等の既存建物の耐震診断や補強工事を実施する。また、民間住宅への耐震診断及び改修に対する相談窓口を開設する。

(2) 風水害対策に関する事項

風水害対策については、洪水、がけ崩れ等の発生が予想される危険個所について、ハザードマップを作成するとともに、今後、護岸等の補強工事や浸水対策等の整備事業を推進する。

伊賀区域都市開発区域建設計画

平成 13 年 10 月
三 重 県

目 次

1. 計画の性格.....	189
2. 計画の対象区域.....	189
3. 計画の期間.....	189
4. 計画の基本的方向.....	189
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項.....	193
6. 産業の業種、規模等に関する事項.....	194
7. 土地の利用に関する事項.....	195
8. 施設の整備に関する事項.....	197
9. 環境の保全に関する事項.....	200
10. 防災対策に関する事項.....	202

三 重 県

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、伊賀区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和 40 年 5 月 15 日総理府告示第 15 号をもって告示した伊賀区域の区域を対象とする。

関係市町村は次のとおりである。

上野市（一部）、名張市（一部）、阿山郡伊賀町（一部）、同郡島ヶ原村、同郡阿山町（一部）、同郡大山田村（一部）、名賀郡青山町（一部）

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4. 計画の基本的方向

（現状と課題）

本区域は、北に笠置山脈の支脈である高旗連山が連なり、東は鈴鹿連峰から布引山系へと続く標高 800m から 1,200m の山並が伊勢平野との境をなし、南には国見山、尼ヶ岳などの室生火山群が連なる四囲を山々に囲まれた典型的な盆地地帯である。

区域のほぼ中央に位置する上野市と西南部に位置する名張市という 2 つの核となる都市を中心として、その周辺に豊かな自然が残る農山村が取り囲むように地域を構成している。

また、中部圏と近畿圏の結節点に位置し、西は近郊整備区域の奈良地区を経て、同大阪地区につながり、北は琵琶湖東部都市開発区域に近接し、東は中部圏伊勢区域都市開発区域に隣接している。

本区域は、京阪神大都市地域に近接し、また幹線交通網の整備が進められたことにより、同地域からの企業立地や人口の流入が進む等、産業、生活等多様な側面において京阪神大都市地域と密接な関わりがある。

今後、さらにこうした傾向は強まり、地理的近接性や交通利便性を生かし、京阪神大都市地域をはじめ近畿圏の各地域との活発な交流・連携が期待できる

地域である。

また、東部から南部にかけての山地、高原一帯が室生赤目青山国定公園に指定されるなど優れた自然景観を有するとともに、古くから、隣接する京都、奈良の文化の影響を受けて数多くの貴重な文化的遺産に恵まれており、東西両地域の接点として長い歴史のなかで培われた特色ある文化の伝統を保持している。

さらに、本区域は、国会等移転審議会の答申において将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定された「三重・畿央地域」に含まれ、また近畿圏・中部圏の大都市地域との連携に優れ、これらの都市機能等を効果的に活用できる地域である。

一方、区域全体では人口が増加しているが、区域外に多くの若者が流出していることもあり、区域北部では高い高齢化率を示している。人口が増加している区域南部でも、大阪方面に通勤、通学している人が多く、都市としての拠点性が弱い構造となっている。主要都市である上野市、名張市では、モータリゼーションの進展や大型店舗の郊外展開等により、中心市街地の機能が低下しており、活性化が求められる。

このため、若者の定住を促進する魅力ある産業の創出や雇用の場の確保とともに、魅力ある都市づくりが大きな課題となっている。

また、地区を流れる木津川流域の河川は、生活用水、農業用水を供給とともに、大阪など下流部の住民にとって貴重な水源でもあるが、都市化の進展等により、水質の悪化が進行している。

(基本方向)

以上のこと踏まえ、今後は、区域内外の産業集積、研究開発集積との交流・連携を推進し、新規、成長産業の創出や既存産業の高度化を進める等、産業振興を図る。また、本区域が有する優れた歴史文化資源を適切に保全するとともに、これらを生かして地域の活性化を図る。さらに、木津川流域をはじめとする豊かな自然の保全と再生を図るとともに、自然や歴史文化と調和した安全で潤いのある生活空間の創造を図る。これにより、質の高い暮らしが創造できる個性的で魅力的な一体性のある地域の形成を目指す。

また、京都、滋賀、奈良の三府県とまたがる「京滋奈三地域」として、我が国有数の歴史的、文化的資源や豊かな自然環境を有することから、これらを生かした文化の創造を基調とする広域交流圏づくりを進めていく。

こうした取り組みを隣接する地域や京阪神大都市地域をはじめ近畿圏の各地域に積極的に情報発信しながら、交流・連携を活発化させ、個性ある核として、近畿圏の発展に寄与する役割を担っていくものとする。

(地域整備の方向)

以上の基本方向を踏まえ、本区域の地域整備の方向を次のとおりとする。

区域全体が均衡ある一体的な発展を行うため、上野市と名張市の2つの中心都市とその周辺農山村が相互の機能分担、連携を図るものとする。

上野市、名張市においては、相互に連携して、保健・医療、福祉、教育、文化、消費などの都市的サービスの充実を図り、これを農山村等域内広く波及させるものとする。このため、上野市市街地、名張市市街地及び新しい都市機能の拠点となる上野新都市等が有機的連携を図ったまちづくりを行うものとする。一方、周辺農山村においては、豊かな自然資源や歴史文化資源を生かした農林業等の振興等活性化を図るとともに、都市的サービスの確保や生活環境の整備を推進する。さらに、ゆとりと潤いのある生活空間を都市等域内に提供するものとする。

このように、本区域が有する多様な拠点が積極的に交流・連携を図ることにより、都市的サービス、豊かな自然の恵みを享受することができるバランスのとれた地域づくりを進めるものとする。

工業については、研究開発機能を有した企業や環境に配慮した企業の誘致を推進し、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図る。このため、引き続き一般国道25号（名阪国道）、165号、368号、西日本旅客鉄道関西本線、近畿日本鉄道大阪線等の主要幹線沿線を中心とした工場適地に、高付加価値型・省資源型の内陸工業の適正な誘導を図るとともに、上野新都市、名張市滝之原工業団地等への企業立地を促進し、先端技術関連企業や研究開発機能を備えた企業の誘致を図る。さらに、液晶企業の集積を図る「クリスタルバレー構想」、三重県志摩地域に陸揚げされる海外海底ケーブルや超高速光ファイバー基幹通信網（ギガビットネットワーク）等を活用した「パールバレー構想」及び三重県内に立地する半導体や光ファイバーケーブル等の企業群のさらなる集積を図る「シリコンバレー構想」に寄与する情報通信関連企業の誘致を図る。また、新産業を創出し、生産、生活の均衡ある活力ある地域づくりに努める。一方、この地域の文化的土壤のうえに息づいている特徴ある地場産業については、新しい需要に対応したデザイン開発力の強化や新商品・新技術の開発、さらには後継者の育成、需要開拓を促進する。

商業については、近年空洞化がみられる中心市街地において、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、駅前等の市街地の整備改善やTMO（タウンマネージメント機関）を中心とした商業の活性化を図る。

地域整備の基盤となり、区域外との交流・連携を支えるための交通体系の整

備を推進する。道路に関しては、住民の生活を支える道路ネットワークの形成を基本として、安全性向上、利便性向上、地域の活性化支援等住民のニーズを踏まえた整備を目指すものとし、近畿自動車道名古屋大阪線や一般国道25号(名阪国道)の高速機能の確保や一般国道163号の改良など東西方向の交通体系に加え、本区域と琵琶湖南部地域を連絡し、第二名神高速道路へのアクセスとなる名神名阪連絡道路の調査や、一般国道368号、422号等南北方向の交通体系の整備を推進する。

鉄道に関しては、住宅開発の進展に伴い旅客需要の増加が見込まれるため、西日本旅客鉄道関西本線の複線電化による輸送力増強、輸送サービスの向上や、近畿日本鉄道大阪線及び伊賀線の輸送サービス等の向上に向けた検討を行う。さらに、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

また、高速情報化社会を実現するための光ファイバー網の整備やケーブルテレビのサービスエリアの拡大、県内他ケーブルテレビ局とのネットワーク化及び耐災害性を向上させるための通信網の多ルート化等多様な高度情報通信基盤の整備を図る。

さらに、本区域の歴史的町並みや伝統工芸等を地域資源として生かす取り組みを進める。このため、本区域の民家や商店等が所有する珍しいコレクション、伝統工芸品、伝統の技、手仕事等を展示公開する「伊賀まちかど博物館」を生かした地域づくりや、俳聖松尾芭蕉のふるさととして、芭蕉生誕360年(平成16年)を契機に地域が一体となって広域的イベントを開催する等の俳句を生かした地域づくりを推進する。

また、木津川流域においては、水質向上、景観の保全、生態系の回復等多様な課題の解決に向け、上下流が一体となって、流域圏づくりを推進する等環境の保全と創造を図る。

このように、本区域は誇るべき歴史文化資源、自然資源、さらには独自の特色ある產品等を有しており、こうした区域の魅力を京阪神大都市地域をはじめ近畿圏を中心として総合的に情報発信し、集客交流の推進や地域產品の販路拡大等につなげていく。

こうした地域資源を生かす取り組みを通じて、地域住民が本区域の歴史文化の素晴らしさや暮らしやすさ等を再認識し、地域への愛着、誇り、さらには主体的に地域づくりに取り組む気運を醸成していく。

一方、安全で快適な生活を実現するため、防災性の向上を図るとともに、良質な住宅の供給、都市公園や下水道等の生活環境施設の整備を推進する。さら

に、障害者、高齢者を始めすべての住民が自由に行動し、安全で快適に生活できるような施設の整備等バリアフリー化を推進する。

(配慮すべき事項)

この計画の推進に当たっては、厳しい財政状況に鑑み、事業効果や投資の効率性について十分考慮する必要がある。このため、効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスの透明化を図る観点から、県においては、事業主体として実施する公共事業の事前評価を行い、その評価結果を公表することとする。評価に当たっては、分野の異なる公共事業を同一基準で比較するとともに、環境面の効果を数値化して評価に組み入れることとする。

また、地方公共団体のみならず、地域住民、NPO、事業者等多様かつ広範な主体の参画が求められるので、これら多様な主体がこの計画に対する理解を深め、積極的に参画ができるよう必要な情報提供や支援策を講じることに努めるものとする。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 区域内の人囗及び世帯数(普通世帯)は、本区域の整備開発及び都市機能の充実により、平成12年の170千人、53千世帯から、平成17年には178千人、57千世帯に達すると見込まれ、平成12年に対して8千人、4千世帯の増加となる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口26千人、生産年齢人口112千人、老人人口32千人から、平成17年には、年少人口は25千人へと微減、生産年齢人口は117千人へと微増するのに対し、老人人口は36千人(対平成12年比13.2%増)へと増加するものと見込まれており、急速に高齢社会への移行が進むものと予想される。

(3) 労働力の需給については、労働力人口の高齢化や女子労働力の増加等により、労働力の供給構造の変化が進む一方、製造業の空洞化、経済のソフト化・サービス化の進展等の産業構造の変化や技術革新の進展等により、需給面での変化が生じ、職種の転換、能力開発の必要性が高まってきている。

このような、労働力供給の量的・質的变化に対応し、職業訓練等の雇用安定対策を推進するとともに、中高年齢者、女性、障害者などの就業志向の高まりに対応した多様な雇用の場の創出、拡大を積極的に推進する。

6. 産業の業種、規模に関する事項

- (1) 京阪神地域等から本区域への企業進出や人口流入が進んでおり、こうした産業、人口の集積を生かし、産業の立地環境の一層の向上を図る。

一方、京阪神地域は我が国有数の大都市集積や優れた産業集積を有しており、こうした地域をはじめ近畿圏の各地域をマーケットと捉え、積極的に本区域が有する魅力的な地域資源をアピールしていく。このため、行政、地域住民、NPO、事業者等が連携、協働して、情報発信を推進する。

イ 農林業においては、消費者の嗜好、価値観が多様化する中、食の安全性に対する関心が高まってきており、地域で生産される農林産物を地域で消費するという「地産地消」に取り組み、安全で安心できる食料の安定的な供給を図るとともに、食を通じた住民の健康づくり、食料自給率の向上、地域の環境保全、活性化につなげる。

このため、農業については、低コストで、生産性の高い水田農業の展開を図り、「伊賀米」の産地として良質米の生産拡大を図るとともに、大阪市場等に近接する優位性を活かした都市近郊型農業を育成し、畜産（伊賀牛、伊賀豚）、果樹（ぶどう）、野菜の特産地化を進める。

また、ほ場整備、広域営農団地農道（伊賀コリドール）の整備、流通機構の近代化等を促進し、農業生産基盤の整備に努めるとともに、これら基盤の整備と一体となった農業集落排水施設等農村の生活環境の整備を図る。

林業については、木材生産機能のみならず、森林の持つ国土の保全、水資源かん養等の公益的機能に配慮してその適正な管理・保全を図るとともに、林道等の整備、間伐の促進等により、林業基盤整備、経営体质の強化に努める。

また、生産、加工、販売が一体となり、高付加価値化による企業的経営が行われており、後継者の確保を図るとともに、体験農場等の交流施設の整備、森林浴、自然観察、研修の場としての森林の整備等とあわせ、大都市に近い特性を活かした都市住民との交流を進める。

ロ 工業については、一般国道25号（名阪国道）沿線を中心に、大阪、名古屋の大都市からの企業進出により、すでに相当規模の機械、金属等の工場立地がみられる。今後も、上野新都市や名張市滝之原工業団地等への企業立地を促進し、先端技術関連企業や研究開発機能を備えた企業などの誘導

に努め、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図るものとする。また、「クリスタルバレー構想」「パールバレー構想」「シリコンバレー構想」の各構想に寄与するＩＴ（情報通信技術）や液晶等の情報通信関連企業の誘致を図る。

さらに、新産業の創出については、起業、新産業進出を促進する環境整備を進める。このため、財団法人三重県産業支援センターにおいて企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援を一元的に提供する等新産業の創出を総合的に支援する。

一方、伊賀くみひも、伊賀焼、伊賀酒など、伝統ある地場産業については、新しい需要に対応したデザイン開発力の強化や新商品・新技術の開発、さらには、後継者の育成、需要開拓を促進する。

ハ 商業については、モータリゼーションの進展等を背景に、近年空洞化がみられる上野市、名張市の中心市街地において、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、駅前等の市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心とした商業の活性化を図り、「街の顔」としての個性ある地域の再生を図る。

集客交流については、今後とも増加が予想される観光需要や圏域内外の住民のレクリエーション活動に応えるため、恵まれた自然環境、名勝、史跡、まちなみ等の歴史的、文化的資源に加え、地域住民のみならず都市住民等が農業体験や動物とのふれあいを楽しむ体験型観光施設や、癒しややすらぎの場としての温泉施設等を活かし、都市近郊型の観光・レクリエーションゾーンとして整備を図る。また、この地域の伝統行事の保存、振興等を含め観光資源の積極的な活用を促進するとともに、歴史街道計画を推進し、歴史・文化を生かした広域的な地域振興・観光振興に取り組むものとする。

(2) 産業の規模を従業地就業者数によってみると、平成 12 年の 76 千人から、平成 17 年には 77 千人に増加するものと見込まれる。

これを産業別にみると、平成 12 年の第 1 次産業 5 千人（構成比 6.6%）、第 2 次産業 33 千人（構成比 42.9%）、第 3 次産業 38 千人（構成比 50.5%）から、平成 17 年には第 3 次産業が引き続き伸びるものと予想され、第 1 次産業 4 千人（構成比 5.2%）、第 2 次産業 33 千人（構成比 42.4%）、第 3 次産業 40 千人（構成比 52.4%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本区域は、上野市及び名張市の中心地にはまとまりのある市街地が形成されている。上野市を中心とする北部地区は、この地域の行政、文化の中心として、また商業、業務の中核としての役割を果たしつつ発展してきたが、近年の交通網の整備により、住宅地の造成や工場の進出が行われ、市街地の拡大がさらに進みつつある。また、名張市を核とする南部地区は、近畿日本鉄道大阪線沿いに大規模住宅地の造成や工場の進出が行われ、さらに一般国道165号線沿線やその周辺地域を中心として大型店舗やモータリゼーションに対応した郊外型店舗が進出している。

本区域の都市化の進展は、その速度をやや緩めるものと予想されるが、引き続き住宅用地の造成、工場の進出等が進み、これに伴い、人口の集積が進むとみられる。

一方、本区域の中間部は、木津川をはさんで両側に標高160m～250mの丘陵地が連たんし、上野市、名張市周辺の農山村とともに、豊かな自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等に恵まれた地域であり、これらの地域資源を生かした魅力的な地域づくりとともに、ゆとりと潤いのある生活空間を提供する場としての役割が期待されている。

このような地域の特性を踏まえ、区域全体が均衡ある一体的な発展を行うため、都市と農山村の相互の機能分担、連携を図りつつ、国土利用計画及び三重県土地利用基本計画に即した適正かつ合理的な土地利用を進めるものとする。

また、この地域は生活用水に乏しく、地域発展のために川上ダムなど水資源の開発を促進する。

なお、本区域は、国会等移転審議会答申において将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定されていることから、移転先の決定に向けた国会での検討状況を十分踏まえた土地利用を図るとともに、今後地価が急激に上昇する恐れもあるため、上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の地域を監視区域に指定し、土地の投機的取引及び地価の高騰を未然に防止できるよう努めるものとする。

(2) 上野市を中心とする北部地区については、市周辺及び一般国道25号（名阪国道）沿線に秩序ある市街地の形成を進め、その中心部を都市計画事業等により整備を図り、商業等の業務地域を配して都市機能の強化を図る。

本区域のほぼ中央部に位置する丘陵地一帯については、広域交流の拠点地域として、自然環境との調和に配慮しつつ、職・住・遊・学が備わった複合都市機能の整備を進め、新世紀に相応しい快適都市空間の形成を図る。

名張市を核とする南部地区については、大阪方面への通勤圏内にあり、人口及び世帯数の増加、都市化の進展等が見込まれるので、同市中心部において住宅地、商業等の業務地の計画的な整備を図り、都市機能の強化に努める。

工場用地については、国道及び主要地方道の整備促進に伴い、今後も工場用地としての需要が予想されるため、自然環境等との調和に配慮しつつ、必要な用地を確保することとし、幹線道路沿線を中心に適正かつ計画的な工業導入に努め、地域住民の生活基盤の確立と安定化を図る。

都市周辺の農山村は、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林地域として生産性の向上を図るため、必要な施策を講じる。

また、優れた自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等地域資源は都市住民に対し、ゆとりと潤いのある生活空間を提供するという観点から、その適正な保全と利用を図る。

8. 施設の整備に関する事項

計画の基本的方向に基づき、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある生活圏の形成を図るため、施設の整備を進めるものとし、その大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備に当たっては、障害者、高齢者を始めすべての住民が自由に行動し、安全で快適に生活できるようバリアフリー化を図る。

(1) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

名張市、上野市等を中心として、良好な住宅用地の確保を図る。

このため、中央西（名張市）、上野北部（上野市）において、土地区画整理事業を引き続き推進する。

ロ 工場用地

一般国道25号（名阪国道）、165号、368号の沿線等に工場適地を確保する。

(2) 交通施設

本区域の開発整備を効率的に推進するとともに、圏域内他地区や中部圏との広域交流を推進するため、環境保全に配慮しつつ、都市及び産業の配置に

対応する総合的な交通体系の確立を図る。

イ 道 路

交通需要の増大等に対応し、本区域と京阪神大都市地域、名古屋大都市地域、県北勢地域及び中南勢地域を結ぶ東西方向の幹線道路の整備強化に努めるとともに、琵琶湖南部地域等との連携を図るため、名神名阪連絡道路の調査を推進し、南北方向の幹線道路の建設を推進する。

また、区域内の連携強化、生活道路の確保を図るため、整備を進める主要な道路は次のとおりである。

一般国道 25号、163号、368号、422号

主要地方道 上野名張線、青山美杉線、上野島ヶ原線、松阪青山線

街路 伊賀上野橋新都市線

さらに、日常生活に密着した市町村道、交通安全施設等の整備を進める。

ロ 鉄軌道

近畿日本鉄道大阪線等及び伊賀線については、輸送サービス等の向上に向けた検討を行う。西日本旅客鉄道関西本線については、輸送改善について検討するとともに、電化や複線化も含めた今後の整備についても検討を行う。

また、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

ハ 空港等

関西国際空港及び中部国際空港へのアクセスを含め、ヘリコプターによるコムьюーター航空ネットワークの形成を検討する。

(3) 公園、緑地等

住民のレクリエーション施設の充実、秩序ある市街地の形成及び快適な生活環境の保全を図るため、芭蕉のふるさとこだまの丘公園等の整備を図る。

また、川上ダムにおいて、ダム周辺の環境整備を進めるとともに、良好な自然環境を生かした公園施設の整備を進め、区域内外住民の交流拠点とする。

なお、これらの公園緑地の整備に当たっては、区域内における優れた自然環境の保全に配慮しながら適正な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

平成 17 年度における供給人口約 198 千人を目指し、安定した水資源の確保を図るため、川上ダムの水源整備を促進し、また、伊賀水道用水供給事業等、水道施設の整備拡充を図る。

ロ 下水道

都市の健全な発展及び生活環境の向上に寄与し、河川等公共用水域の水質保全に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口約 23.9 千人を目指し上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町等において、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を促進する。

ハ 廃棄物処理施設

人口増、生活様式の変化に伴うごみの増大に対応し、その衛生的処理を図るため、上野市においては、ごみ固形燃料化施設を建設し、名張市においては、ごみ処理施設の改造を行う。

また、し尿については、将来的には下水道によるものとするが、当面は公共下水道の整備状況を勘案の上、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽の整備を図る。

(5) 河川、治山、砂防等

イ 災害を未然に防止し、地域住民の生活の安全を確保するため、淀川水系の河川改修を進めるとともに河川環境の保全に努める。また、前深瀬川に川上ダム建設事業の推進及び木津川に上野遊水地の早期建設を図る。

また、土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、淀川水系名張川、木津川等における治山、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

ロ 本区域における道路網の整備による企業進出、住宅団地開発等に伴い水道用水などの需要が増大するものと見込まれるので、前深瀬川に多目的ダムを建設するなど水資源の開発を進めるとともに、河川に依存する各種用水間の水利用の調整に努める。

(6) 住宅等

生活水準の向上、世帯分離等による住宅需要に対応するため、必要な住宅の建設を促進する。その際には、官民協調のもとに居住環境の整った住宅地の建設を進める。

また、歴史・文化的資源を有する既成市街地を活用し、魅力ある都市形成を図るため、上野市駅前地区や名張駅前地区において市街地再開発事業を推

進する。

(7) 教育・文化・研究施設等

児童生徒数の増減に対応し、小・中学校等の計画的な施設整備を進めるとともに既存校についても老朽校舎の改築等所要の整備を進める。また、美旗古墳群の公有地化等文化財保護施設の整備を図る。さらに、上野新都市への高等教育機関、研究機関等の誘致を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

電気通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対応し、区域内の交流・連携の強化を図るため、テレトピア計画の基本理念を踏まえた、コミュニケーション情報ネットワークシステム等の高度情報通信システムの整備推進を図る。また、CATV事業の一環として、青山町及び島ヶ原村における伝送路の全域化を推進するとともに、伊賀町、阿山町及び大山田村へも広域化に向けた整備の推進を図り、地域情報拠点の整備等を推進する。

また、災害時においても電気通信網の機能確保を図るための伝送路の多ルート化等の防災対策を推進して、安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

ロ 医療施設

人口の増加、疾病構造の変化等に対応し、適切な医療サービスが受けられるよう、医療関係施設間の機能分担と連携の強化を図りながら、医療施設の整備を促進するとともに、休日夜間急患センターの充実や、第2次、第3次救急医療機関の連携強化、救急医療情報システムの整備を図るなど、救急医療体制の充実に努める。

ハ 社会福祉施設

寝たきりや痴呆などの高齢者の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために必要な基盤整備を介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、現在、社会福祉基礎構造改革が行われつつあり、障害者福祉施設も、こうした変革に対応した基盤整備を推進する。

さらに、子育て家庭を社会全体で支援するため、地域の子育ての機能を担えるような保育所や児童館等の整備を推進する。

9. 環境の保全に関する事項

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、近年、大気汚染、水質汚濁、交通騒音、生活騒音、悪臭などの都市・生活型公害とともに、廃棄物処理問題や廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類問題、環境ホルモンによる環境汚染等が問題となっている。

本区域における環境問題は、住民の健康、生活環境に影響を及ぼすだけでなく、木津川流域の他の地域にも影響が及ぶこととなるため、本区域の環境上の特性を踏まえ、長期的視野に立って、計画的に環境保全に努める。このため、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施設、道路交通環境対策の推進等により、環境基準の達成、維持に努めるなど、環境保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全対策はもとより、三重県環境基本条例、三重県環境基本計画、さらには、複雑かつ多様な環境問題に対応し、産業公害の防止に加え、生活環境の保全を図ることを目的とした三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用や適正処理を進め、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

- イ 大気汚染については、大気汚染状況を常時把握し、工場等に対する排出基準の徹底により環境の保全を図る。
- ロ 水質汚濁については、排出規制の徹底を図るほか、下水道の整備、生活排水対策等の諸施策を推進するとともに、監視体制の充実を図る。特に水質汚濁の進行する河川等においては、地域指定を行い、市町村の行う浄化対策に補助する等の重点的対策を講じていく。
- ハ ダイオキシン類や環境ホルモンについては、大気質、水質等の環境調査を行い、調査結果等の住民への公表を推進する。
- ニ 道路交通環境対策については、幹線道路周辺での大気汚染物質の環境濃度の実態把握に努めるほか、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じ環境施設帯、遮音壁の設置等の施策を推進する。
- ホ 生活騒音については、防止のためのモラル高揚を図るため、広報、新聞等で啓発活動を推進する。
- ヘ 廃棄物問題については、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を促進するとともに、排出された廃棄物の適正処理を推進する。
廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進については、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、ごみの持つ未利用

エネルギーの有効活用を行うほか、ダイオキシン対策を推進するため、RDF（ごみ固体燃料）化を進めるとともに、市町村などのごみ処理施設を整備していく。

また、発生抑制、再使用、再利用ができず、やむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を行うものとし、域内処理を原則として、廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、監視指導体制の強化などにより、廃棄物の移動や処理処分の適正化を図る。

- ト 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- チ これらの諸対策とあわせて、調査研究体制の整備拡充や環境保全のための技術開発を進めるとともに、公害の監視や住民の環境保全意識の高揚を図るため、（仮称）上野市環境研修センター整備事業を促進する。
- リ 市街地及びその周辺等において、都市公園、自然公園、緑地、河川空間、保健保養機能を有する森林等の保全・整備を促進し、生態系の均衡を保持し、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保を図る。
- ヌ オゾン層破壊やCO₂濃度の上昇等による地球温暖化など地球環境問題の解決のため、環境基本法や三重県環境基本条例、三重県環境基本計画等に基づき、地域住民、事業者、行政が一体となった取組みを進める。また、地域としての対応も重要なことから、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を進め、環境にやさしい地域づくりを進める。
- このため、地域住民、事業者、行政における環境管理システムISO14001の認証取得を促進する。
- ル 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなどの所要の措置を講じる。

10. 防災対策に関する事項

山地、盆地からなる本区域は、古くから洪水等の被害の常習地であることから治水対策が大きな課題となっており、上野市域の抜本的な治水対策として昭和44年から遊水地事業が進められている。

山地部は主として花崗岩類、丘陵地は古琵琶層群からなり、地質は脆弱であり、土砂災害の危険な箇所が多い。安政元年には直下型の地震に見舞われ、盆地の沖積低地で亀裂が生じるなど、大きな被害を受けている。

以上のような状況を踏まえ、この区域における防災対策は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期すため、県地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的に推進することとする。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。

建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市公園の整備等により防災空間の整備拡大を図る。また、市街地再開発事業や土地区画整理事業の推進などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の耐震性向上の確保を図るための整備等を推進する。

特に、避難、救急・消防、応急復旧、延焼防止のための道路を整備するとともに、広域幹線道路等の多重化、ネットワーク化の推進により、緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震改修の普及など耐震化を推進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図る。

ニ 防災拠点の整備

災害時における応急対策、情報収集、通信、ヘリポート等の物質輸送、対策要員の詰所等となる防災拠点を整備する。

ホ 通信手段の確保

有線通信の途絶に備え、通信手段の多角化、多重化を推進する。

(2) 風水害に関する事項

イ 風水害に強いまちの形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。

近年頻発する都市型水害に対する安全確保や流水の機能維持のため、淀川水系の河川の改修のみならず、調整池の設置貯留浸透施設の設置等流域の保水、遊水機能を確保するための施設の整備を進めるとともに、川上ダム、上野遊水地を早期に完成し、総合的な治水対策を進める。また、洪水シミュレーションを実施し、想定氾濫区域図を作成し、市町村における洪水ハザードマップ作成を支援する。

農地の公益的機能の保持、浸食や崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備を推進する。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。また、強風による落下物防止対策に努めるとともに防水板など、建築物を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の風災害に対する安全性の確保を図る。

また、防災対策の推進に当たっては、地域住民や消防団等と連携した情報収集連絡体制の強化、自主防災組織の育成、防災ボランティアの活動環境の整備等を推進する。